

(表紙)

義久公	自天正三年
義弘公	至同四年

後編
舊記雜錄 卷八

「國史 卷十 實明公」
八

三年乙亥春正月元日、公謁神社、神社蓋殿方、稱荷之屬 賜老中觴三獻、伊地知氏獻碗飯、二日、伊集院獻碗飯、三日、河內獻碗飯、四日、談義所朝賀、談義所 大衆院 謂 公臨福昌寺、五日、福昌寺・南林寺朝賀、六日、不斷光院・淨光明寺朝賀、七日、平田昌宗獻碗飯、平田新三郎任左近將監、新納十郎任兵部左衛門尉、二人皆爲年男、正月公受朝賀、以世臣子弟掌獻酒上食事、 盡正月而罷、名曰年男、平田新三郎名藏宗、見上元龜二年注、島津支流系圖、新納久顯七世孫曰教久、初稱十郎、後改兵部左衛門尉、久顯見第十六卷天、十一月、下令數條、上井覺兼・吉利下總守忠澄、文八年注、 肝付兼盛各獻碗飯、覺兼夕、公御殿、用故體三獻禮、

賜覺兼觸、唯有削物、賜忠澄及兼盛子三郎五郎兼寬觸亦如之、賜諸大夫坐酒五獻、以上並據上井覺兼日史、鎌倉幕府始有碗飯事、見於兼盛日史、本府碗飯事始見於此、碗飯謂臣子獻酒食、其說詳見第二卷康元元年注、故體三獻、蓋古禮、削物依當時語、今世獻酒、初差乾有一品、謂之狹肴、豈此類歟、 蓋今日兼盛獻碗飯、而賜兼、吉利忠澄者、島津治部太輔忠將之孫也、寬觸者、豈攝行父事歟、據島津支流系圖、島津忠將見上卷享祿二年注、二十八日、莊內報言、伊東衆入志布志・櫛間、移晝下大隅、新城、禰寢等處戒嚴、據實明公舊譜、 三月十五日、講犬追物、射者十二人、上井覺兼日史、 公居第一位、將出、御對面所、鎌倉宮殿前有對面所、本府名外朝、曰對面所、本 酒三獻、藤紋謂畫藤爲章幟、蓋自堂下騎 馬、而出射中二十九匹、左衛門督歲久十三匹、其餘多者十一匹、少者一匹、卒事、公御棚屋、復三獻如法、進上供、賜射者觸、同上、犬追物手組事詳見第七卷至德二年、其後止云講犬追物、不復載其手組、此年講犬追物、實明公舊譜、覺兼日史、饒節頗詳、故採而書之、上供原作雜煮、名物六帖、讀上供曰左字仁、引照朝樂事云、以春餅爲上供、 十六日、講犬追物、二十五日、講犬追物、講犬追物凡三日、蓋即位初故事云、據上井覺兼日史、實明公舊譜、載此年三月十五日、據覺兼日史、初以十五日、十六日、十七日爲期、於是十五日、十六日連講犬追物、十七日以雨止、其後多雨少晴、於二十五日講之、凡三日、則又可得有中大者乎、 舊譜恐誤、據實明公舊譜、上井覺兼日史、 伯國公時文船來、按伯國公舊譜、無文船來事、永祿二年卯月九日、與琉球國王書中、言大界寺叔和尚、世名城王屋千來聘事、文船之來、豈此時歟、琉球王使南叔和尚、金大屋子來、南叔和尚館於與國寺、金聘在前年十二月、蓋二使隨文船而來、大屋子館於德永氏、老中遣上原長門守・上井覺兼勞問、

先是 公命老中爲書與三司官、詰問此年琉球不恭狀者數

條、未對、夏四月朔日、遣長門守・覺兼將前書事問使者、

使者有辭、老中又以今年貢物非薄卻之、請增黃金三十兩、

許之、白 公、公弗許、命停之、且諭以求金非 公之

意、^{同上}十日、公享琉球使者於御內、御對面所、服烏

帽子上下、使者服明服、上并覺兼贊唱、茶訖、與使者宴、

使者服琉球服、公服肩衣袴、一王大夫作猿樂舞、琉球

樂童行酒、樂師唱曲、是日琉球長年從使者見於 公、又

得與宴、因謂使者曰、琉球待我長年、當如是也、^{同上、原}

使既見於公、南叔和尚疾作、辭還客館、乃與金大屋子及天界寺伴僧金藏

主實、和事始云、禪始於伊弉諾尊、見舊事記、袴始於天照太神、見神代

卷、肩衣始於松永彈正、蓋古者土庶人服有堅烏帽子、折烏帽子、淨衣素

襪、淨衣即今之白張、後世兵革屢興、武士器服日趨簡便、於此乎不著烏

帽子、止著半袴者有之、至於彈正遂斷素襪、二十一日、琉球使者觀

大追物、^{同上}秋九月、前關白近衛前久如筑紫、^{爲明年前久}

實明公舊籍、鎮西諸侯請藉近衛氏之重、以靖一方、故前久如筑紫、^{至薩摩起本、}

朝通鑑、天正三年九月、近衛前關白藤原前久怍信長意、出奔薩摩、二說

不同、未前久、植家之子也、^{據諸家知譜拙記、近衛} 公如如世

田、冬十月、講犬追物凡二日、^{據實明} 初 公受山田・天

辰・田崎於入來院氏、^{事見} 使入來院氏領入來七十五町如

故、以本田紀伊守爲山田地頭、山田與入來相交、紀伊守

請定疆界、會伊集院備後守 ^{島津支流系圖、伊集院下野守久通弟}

平田石見守・小野出雲守知川內丈量事、因命三子定山田

・入來之界、於是入來之地入山田者二十餘町、十一月四

日、重豐遣天福寺・山口筑前守・阿久根若狹守・宮里播

磨守訟諸 公、議者以爲、宜乘此際取二十餘町地、公不

許、命還其地、^{據上并覺} 初肝付兼續生良兼・兼亮・兼護、

兼續及良兼死、良兼娶伊東義祐之女、曰高城、有女無男、

據肝付甚兵衛系圖、改撰諸家系譜、肝付甚兵衛系圖、兼續生六男、此書

三人、長子良兼、第五子兼亮、第六子兼護、而系圖兼亮作兼輔、兼護作

兼盛、今從檢見、兼續妻御南、梅岳君長女、嫁肝 以良兼之妻妻

崎權右衛門文書、兼續妻御南、付兼續、蓋御南、^{兼見} 以良兼之妻妻

兼亮、以爲肝付氏嗣、而兼亮歸順、復上盟書、^{前年} 且言、

將朝本府、既而不果、御南以爲、此子非保家之主也、逐

之、而立少子與一、取兼亮之妻妻之、與一、兼護小字也、

據上并覺兼日史、原書御南撫兼護如所生、蓋兼護 初肝付氏取櫛間、

者兼續別房之子、小字與一、據肝付甚兵衛系圖、^朝

事見上永、兼亮歸順、公使領櫛間如故、且賜之判物、^本

謂押字書契、島津豊後守朝久不悅曰、櫛間吾故也、奈何與

之他人、及兼亮爲御南所逐、遣新納意月・柏原權介、因

本田親治・上并覺兼求櫛間、公弗許曰、兼亮雖出亡、

而肝付氏在奉公不貳、奈何奪其邑耶、^{同上、島津支流系圖、}

明孫曰忠職、自稱新右衛門、道號意月、^{新納久願孫曰刑部少輔}

流系、十一日、御南高城遣牧瀨宮內少輔、因伊地知勘解由

・上并覺兼白立兼護事、且言、不復與伊東氏爲親、^{據上}

兼日 十二月七日、肝付氏室老藥丸出雲入道孤雲遣飯熊山

天正三年、專
修寺在出水郷、

774 「國史卷十八補注」

別當・巖龍寺二人、告絶於伊東氏、肝付治部左衛門奉高
 城處志布志、據實明公舊譜、上井覺兼日史、飯熊山新熊野大權現社
 在大崎郷、別當寺曰照倍院、巖龍寺不審、始良郷有倉粒
 寺、大崎・始良皆肝付氏邑、伊東義祐遣河崎駿河・河崎紀伊、將輕卒百
 餘人取高城、十三日、向櫛間、藥丸孤雲拒而弗納、如志
 布志、有備又不能入、退屯波見村、上、修理大夫忠良自
 豊後還處高山、據島津支流系圖、山時爲肝付氏邑、高依肝付氏、因淨光明寺求
 託公邑、公不許、十四日、使上井覺兼・白濱周防介命
 淨光明寺喻止之、據實明公舊譜、上井覺兼日史、忠良、大翁公之長
 子、舊譜：日史皆言、大翁公之子云云、不著其名、
 按大翁公四男、長忠良、次久孝、次又四郎、次宗俊、今言忠良、據島津
 支流系圖、忠良處高山、避谷三四郎系圖、白濱氏本避谷氏、至周防守重
 政孫四郎左衛門、重將復避谷氏、政孫四郎左衛門、重將復避谷氏、二十三日、河崎駿河將衆引去、
 此云白濱周防介、蓋重政也、

紀伊恐以無功見罪、乃請侍衛高城於志布志、待命於波見
 村、上、二十五日、近衛前久至出水、館於專修寺、據實明
 公舊譜、

島津支流系圖、島津義虎
 天正六年八月遣專修寺書、
 道笑我、白公曰、前日將朝、既戒行期、適聞伊東氏爲
 寇而止、據上井覺兼日史、伊東氏爲寇、指
 河崎駿河・紀伊將輕兵向櫛間事、

天正三年乙亥正月吉日

一元日、烏帽子上下にて祇候申候、御社參之御供申候、

御歸殿候て、御老中へ御三献御寄合候、各も御酒御上

候、從夫皆々在所へ歸候て、御碗飯に晚氣罷出候、伊

地知殿碗飯にて候、當所衆も被相添候、

一二日、是も上下にて出仕申候、福昌寺へ御礼被仰候、

御供申候、從夫長谷場織部佐殿同心申候て各へ礼申候、

晚氣伊集院之碗飯にて候、罷出候、

一三日、上下にて出仕申候、此日も長谷場殿同心にて礼

申候、此晚河内之碗飯にて候、罷出候、

一四日、片衣袴にて出仕申候、福昌寺より御申にて候、

御供申候、從夫殿中へ詰前にて候つる間、終日祇候申

候、此朝談儀所其方聖家來御參候、談儀所者御酒進上

候、殊之外大御酒にて候、

一五日、片衣袴にて出仕申候、此朝福昌寺・南林寺・諸

禪家衆御指出候、先御礼茶參候、其後御點心參候て、

事外大御酒にて候也、此日者伊集院右衛門兵衛尉殿同

道申、終日礼申候、

一六日、片衣袴にて出仕申候、不断光院・淨光明寺御指

出候、御礼茶計にて御立候也、此日中書様御指出候也、

従夫御寄合にて候也、

一七日、上下にて出仕申候、此夜平田殿碗飯にて候也、

平田新三郎殿左近將監被任、新納十郎殿兵部左衛門尉

ニ被任、兩人共ニ御年男也、

一八日、虫氣にて候つる間、出仕不申候、

一九日、金吾様御假屋へ、太守様御礼被成候、終日之御

酒宴にて候、御馬進上候也、我々も御供申候也、

一十日、如常祗候申候、此日談儀所へ御申請にて候也、

御供當候へ共、就別用ニ御老中御留候也、△

一十一日、如常袴片衣にて早朝出仕申候、此日永吉・吉

利・加治木之碗飯にて候間、申討計上下にて出仕申候、

戌時計、御差出候、御前ニ故躰三献參候、三献目ニ拙者

被召出候て、削物計にて御相伴ニ申候、御一礼候て其

後被聞召候、即御盃頂戴候て退出申候、其後吉利下總

守殿御指出候、是も削物計にて御盃御頂候、其後肝付

三郎五郎殿被罷出候、是も削物計にて御盃被頂候、躰

而御酒五篇參候、御次ニ吉利殿、其次村田殿、其次拙

者、客居上喜入殿、其次平田殿、其次肝付三郎五郎殿、

此衆にて候、已上五返參候、二返目三郎五郎殿酌にて

候、三献目總州御酌候、四度目者大寺大炊助御酌被申

候、五度目者拙者御酌申候、三献目時、吉利殿・肝付

三郎五郎殿・拙者三人へ御酌被成候、謹被下候也、一

野邊具、王大抵候申候て御酒宴申候、

一此日御談合初にて候、条數餘多にて候、伊地知勘解由

殿・拙者御使申候、先々吉日之間、五ヶ条被仰出候、

其条々、一神社佛閣修造興行之事、一御弓箭之事、一

下大隅移衆之事、一下大隅繰替之夏、一諸法度之事、

付錢撰事、此等之儀被仰出候、各地頭衆▽承、中宿へ被

罷歸候、

一十二日、如常出仕申候、昨日被仰出候五か条之御返事、

諸地頭不揃候へ共、祝ニと候て、大方御返事被申候、

昨日之兩人して申上候也、

此日伊集院右衛門大夫殿へ御光儀候也、我々者御供之

由候つれ共、配當申せと候て、平田濃州(昌宗)へ本田下野守(親貞)・同刑部少輔・拙者終日罷居候也、

一 此朝從福昌寺御申上候、恕阿弥旧冬已來御勘氣にて寺へ被罷居候、ケ様之事者、以時分御侘被成事候条、十五日前候之条、御赦免被成候へかしと候也、即達上聞候、上意に、旧冬彼御侘被成候時如被仰出候、彼人者一向不用之者にて候、其御届共被成候処ニ、ケ様ニ油断之儀候、有無ニ召仕間敷難思召候、福昌寺、ケ様之儀致別人も度々御侘共候、それを稠被押させ候間、其許如何候間、爰者菟角福昌寺ニ可被任御存分之由、上意候也、此由御老中へ申候、如上意御返事申せと候俣、使僧へ此等之通申候てかへし申候、明日取成、可懸御目之由申候也、此日於平田殿終日配當御座候也、

一 十三日、如常出仕申候、昨日從福昌寺御侘被成候恕阿弥、懸御目候也、

此日御談合五ヶ条ノ御返事、伊地知勘もし・拙者達上聞候、昌安齋(三原重益)被申候通、尤被思召候、誠五六ヶ所より被參候地頭、いづれも若輩にて候間、此度者御談合事終間敷候、先々御暇被申候て可然之由候也、

一 十四日、如常出仕申候也、

一 十五日、上下にて出仕申候、從夫御座之御一巡、於不斷光院御宿ニ仕候也、

一 十六日、御連衆ニ參候、御座配主居、御次河上殿(久徳)・左馬頭殿(忠徳)・珠長・平田濃州・新納刑部大輔・本田因州(親治)・

伊集院右衛門兵衛尉、客居不斷光院・新納殿・智善・意外・賀雲(源重加)・河上筑前守・町田伊賀守・拙者・伊地知勘解由(友治)・平野丹後守、此衆也、

一 十七日、如常出仕申候、此日本田紀伊守、同名若州之宿にて 太守様御申請候、御供申候、

一 十八日、如常出仕申候、此日肝付彈正忠殿(兼盛)かりやへ申請候也、綿屋父子被召出候て、鞍・大鞍仕候、一王大

夫も祇候申候て御酒宴申候、唄申候へと候処ニ遅々候て、御上意惡候、殊之外 御腹立候也、

一 十九日、 太守様加世田へ御越候也、拙者へ御供當候へ共、御配當之儀ニ依而被召留候、此日永吉へ越候也、

一 廿日、

一 廿一日、五社へ參詣申候、同諸寺家へ礼申候、

一 廿二日、妙通寺へ參候而、從夫如鹿兒嶋罷歸候、

一 廿三日、配當ニ罷出候へ共、御老中御隙入候間、空罷歸候、此晚於右衛門大夫殿月待之間、連歌にて候也、

一廿四日、於右衛門大夫殿終日配當申候也、此日村尾備前守所領侘之儀、御老中へ申入候、菟角門ノ一も被給候へてハにて候間、少なり共御扶持可有候、追而在所者可被仰候間、先々歸し申候へ共承候間、其分申候て歸申候、此日勝目掃部助侘之儀、条々御老中へ申入候、

山田へ被下候門ノ内二反無是候之哉、それハ乍勿論打替可被遣候、御重恩之事者、未いつれへも其扱なく候間、爰にて者聞得ましく候、先々此分にてかへし申候、一廿五日、御月次御連衆ニ參候、不断光院・淨光明寺御合候、御老中ニ者平田濃州御合候也、

一廿六日、泰平寺・國分筑前守(定友)二所より使僧預候、其趣者、年内晦日より新田社衆兩所を頼被居候、先日兩人御參之時拙者如申候、公役迄ニ座主・權執印ニ同心之由申候て退出申候者共多候、其人衆執印殿へ届被成候て、數十人召直候由承候也、并供僧衆、是者此方より以一書承候ハ、直候する由申候間、一書之事御頼之由承候、拙者返事ニ、先日兩所へ面談申候ことく、我々是非召直候へかしと存候する者ハ、執印殿へ御談合候て被召直可然候、少も辭退申候する者ハ御無用之由申候ッ、如其供僧衆も重々御侘被申候ハ、若者めしなをしも

候する状、從此方者罷直候へとハ被仰間敷候、此趣爲御意得申候通返事申候也、

此日於右衛門大夫殿、終日配當にて候也、
一廿七日、於右衛門大夫殿、終日配當仕候也、

一廿八日、於濃州配當候也、此日從庄内注進候、伊東兼志布志・櫛間へ兵船并人數打入候て、何方へ欵可相絡様躰見得候由、以書狀御申候、從其下大隅・新城・根占などへ用心候へと候て書狀被遣候、長谷場織部佑・拙者兩人にて書候、

一廿九日、於拙宿終日配當候也、
一卅日、於濃州終日配當候也、此晚 大守様御歸宅被成候也、

一貳月朔日、辛未也、
如常出仕申候、從南林寺御申候、先日者對伊右衛門大夫殿、不慮之儀出來申候、就其向嶋まで他出候處、忝御上意、御使者度々被下、依其歸寺候、今朝御參被成候すれ共、くさ氣にて候間不用之由、御申上候也、
一二日、如常出仕申候、南林寺御差出候也、
一三日、如常出仕申候、串木野へ御使被仰付候、明後日五日彼方へ參候へと承候間、御意趣承候ハ、如永

吉之越候て五日ニ彼方へ可參之由、白濱二郎九郎殿にて申上候、それより 御意趣被仰候、當年爲御祝礼拙者御參せ被成候、次ニ者當年上洛之御暇御申被成候、

いつの比御打立にて候哉、たそ御内かたの人衆御供させ有へく候へとも、一向それほとの人なく候、鹿兒嶋

よりも餘多物詣の御暇申衆候へ共、中書様者近日 御打立之様ニ聞召被及候間、支度等難成候、笑止ニ被思

召候、黒田六郎左衛門尉之事(家久生母)へ、老名敷衆被申付候間、定而御供可申由候也、同少納言殿へも年頭の御礼、又

者中書様御上洛之儀被仰候也、此日永吉へ越候、
一四日、永吉へ矢開狩候間、罷立候也、

一五日、串木野へ參候、酉尅末ニ中書御前ニ罷出候、馳而 御意趣申候、從其御寄合にて、夜半計までの御酒

にて候也、御返事之由申候へ共、明日可被仰由候也、
一六日、小宿へ中書様御出にて御返事被成候也、此日冠

嶽へ私ニ御礼申候て、從其如永吉之罷歸候、
一七日、虫氣にて候間、永吉へ逗留申候也、

一八日、如鹿兒嶋罷歸候也、此晚中書之御返事申上候也、
少納言殿へ之御意趣者、留守にて候ツル間、桑波田越

後守へ申置候由申上候也、

一九日、如常出仕申候、此日者終日於殿中配當候、此晚
從大隅、右馬頭殿年頭爲御祝言御參候也、式三献參候、
御手長申候、

一十日、如常出仕申候、此日於殿中配當候也、此晚 典
厩様於對面所御寄合にて候、根占(重長)入道も御座ニ被參候、
夜半計までの大御酒にて候也、

一十一日、如常出仕申候也、大野治部大輔殿上洛之御暇
先度御申候、來廿日比打立可有候間、御暇乞に御祇候
之由申上、取成申候也、

一此日新田執印殿・宣儀坊被參候、取成申候也、
一此日從 兵庫頭殿様、上原長州(尚近)・拙者迄と候て承事に

候、兩人にてやかて達 上聞候、意趣者、先刻兩使を
進上候時、三之山麥作之働させられ候て可然候する哉
如何之由 上意候、從其見せさせられ候へへ、麥作さ

せられへき処三十町計候、其上可被破せ村七候、是へ
眞幸院中之人衆にて事成候する、御働之事へ猛勢にて
可然候、餘々久御働など候へぬ程ニ、彼是覺と申、大

衆にて候へてハの由候也、日限之事へ、近日中御參上
候て御談合可有通御申候也、御返事へ、先度被仰候麥
作働之事、被添御心見せられ候欵、可然之由候、目出

度被思召候、未老中衆へさへ無御談合候、只御一身迄之御分別に候、菟角近日御參上之砌、御談合可有之由に候也、使者へ遠矢織部佐にて候、

一十二日、如常出仕申候、中書様より桑波田越後守以御申候、上洛之御暇乞ニ先度御參上之砌、しらか過分ニ御給被成候、然々御礼御申上候するを、門出可被成爲ニ急候て、御無沙汰候、其爲御礼使者御拳之由候也、即申上候、御懇懃之由、意得候て御返事申せと候也、次ニ御老中へ中書様より被仰候、御上洛御留守中、諸公役差置被成候様に御頼之由候、寄合中御返事ニ者不及承ニ候、乍去自然俄之續などの時者、役人迄可申由候也、此日大隅之社衆被參候也、

一此日典厩御かりやへ(懐心)貴殿様御光儀候也、
一十三日、如常出仕申候、御差出なく候也、

此日鎌田外(取心)記殿御老中へ被仰候、市來かたひらの門、當時懸持候、頃可召替之由承候、彼門ハ余慶共候て、かしこき処にて候、乍去御祈所などに成候ハ、無了簡候、自然旁輩中へ被下候ハ、御措候へと候也、若懸持を無用とおほされ候ハ、市來へ移候て、衆中一分に奉公可有由申候也、御老中御返事ニ、さてハ尤ニ被

思召候とて、繰替之事措被成候、次ニ者、百續へ紺播無御座候て、諸人笑止にて候、今山田東光寺之格護被成候つる所領、百次へ二反候、彼東光寺者無限に成候程に、此二反明合候、是を紺播分ニ被下候へと侘事候也、納戸前などへも、自然之時者御奉公させ候ハ、彼所領にて紺播召立候て可然之通返事候也、

一十四日、如常出仕申候、此朝山田御祈所之坪付御目にかへ候也、此日者御犬追物稽古ニ罷出候也、

一十五日、如常出仕申候、本田(重頼)紀伊守殿天辰被下候、就其此間格護候門二召上候する由、從御老中紀州へ被仰候、此門之事被下候へかし、其故者、子にて候(親兼)又次郎此方へ召置、每朝之出仕、又者當所之立柄なと見せ申候する、山田へ召烈候ハ、寔ニ田舎にて候間、諸篇爲に罷成間敷候由、伊地知雅樂助・拙者兩人を頼候間、御老中へ申候、達上聞候へと候俣、今月三日申上候、御返事ニ者、又次郎此方へ召置、諸篇見せ習ハせ候する由被申候、けにもさうにおほしめされ候、乍去此度之御扶持に一名を被下衆者、紀伊只一人にて候、又々彼所領被下候ハ、諸人如何存候ハん事一定候、已後(取心)以時分此等之御侘可然候、殊更平松ニ候門ハ金吾様へ

御遣候在所にて候まゝ、菟角上候する由上意候也、此趣紀伊守へ申せと御老中承候間、兩人シテ申候、紀州返事ニ、尤過分ニ御所領被下候上、ケ様ニ申処乍我所存之外候、然共世間を見申候へハ、昨日今日迄御敵を申たる人も、依時宜一名・一所をも被下候人もあるかとみえ候、本田か事、代々之者に候、其上又次郎を此方へ召置候て被下候ハ、さのミ諸旁輩中も、くたされましき物に御所領被下たるとハ申さしかとおほされ候、御老中頼候、能様ニ猶々御侘被成候て被下候へと御申候也、此返事、寄合中より被仰候、兩人紀州之宿へ被遣候、其意趣ニ、門二之事御侘被成候、平松之門之事ハ、金吾様へはや々御前より御内談候之様に聞得候、是を又々御侘候てハあしかるべく候、當所へ御座候門ハ猶々御侘とおほされ候ハ、御申候て可然由候也、紀州返事にハ、菟角御寄合中御分別法第候、此方へ御座候門之事ハ、尚々御侘之由候也、

一十六日、如常出仕申候、從御前御用と候之間、小板屋へ參候、御老中衆へ申せと 上意候、中書様此度御上洛之事、御無用意之由申人有様ニ被聞召候、さやうに候てハ笑止ニおほしめされ候、(黄久) 伯圍さま御子之事ハ

一 隱有間敷候、頃喜入(季心) 攝州串木野へ越候由聞召付候、上洛之案内者之事に候間、彼逗留之中ニ、一ヶ条右之趣被仰候てハ如何候する哉と御尋候也、寄合中御返事にハ、上意尤ニ存候、一ヶ条被仰候て可然之由候也、

一 此日本田紀伊守殿候之事、伊地知雅樂助・拙者兩人にて申上候、さてハ又次郎此方へ召置候すると被申候坎、此方ニ候門一之事ハ被下候由候也、即紀州へ此由申候、悉通にて候、

一 此日山田之坪付、悉紀州へ渡申候、

一 此日終日御犬追物御稽故にて候、我々も罷出候也、

一 二十七日、如常出仕申候、此日者道場へ御光儀候也、

一 二十八日、如常出仕申候、御犬付之案内者申候て、朝かへり待ニ登候へと 上意候候、罷登候、此夜ハ永吉坊野へ留候、

一 二十九日、狩仕候、猪・鹿合而十九ひ候、

一 二十日、犬山申候、御犬猪一くひ候、此夜ハ谷山川崎之門へ留候、

一 廿一日、當所へ早朝着候、それより出仕申候也、

一 廿二日、如常出仕申候、從夫犬追物稽故ニ罷出候也、

一 廿三日、出仕不申候、配當之時者罷出候也、

一廿四日、如常出仕申候、從泉梁瀬名字之使者にて候、

意趣承候、年頭御祝言宮原筑前守(景通)以被仰候、忝被思候、

其御礼次ニ、御犬追物御稽故候、義虎御參上之由度、

被仰候、忝おほされ候、乍去久々ケ様之儀無御座候間、

一向不知案内に候条、此度ハ御不用之由候、已後ハ如何様にも御稽古候て、御參可有通にて候、隨而御下地

之馬之事、度々御承候、三足進上之候也、此等之通申

上候、先刻御使者被遣候御礼、御懇懃被思召候、次ニ

御犬追物下地御進上候、當方へも多々候、御用にハな

く候へ共、進上被成候間召置由候、隨而義虎此度ハ御

不用可被成之由候、菟角分別次第之由被仰候也、次ニ

御物語として申せと候、御犬下地之馬之事、奥まで度

々被仰候処者、定而義虎御參候する、自然泉へ者然々

馬共せめ入候する人數無御座候すらん、此方へ馬御

進上候へ、然々被仰付、せめ入させられ、御參之時

可被遣 御心底にて被仰候、御自身御參あるましき由

候候、爰許御分別ニ相違候、乍去御進上候間、先々被

三足之事召置由候也、

一廿五日、御月次御連歌ニ罷出候、從加治木調にて候間、

彼かりやにて候、 貴殿様者御合なく候也、

一廿六日、如常出仕申候、和泉より一昨日之使者之意趣

御老中へ申候、其趣者、先刻宮原筑前以承候泊野之事、

東郷へ付可申之由承候、是者去年格護申候へと候つる、

然處に又々東郷へ付申せと候、無御心元由候、次ニ者

けしかり畠地之事、從泉も誰被參、從東郷も誰參候て、

左右方之口法第扱可被成由承候、尤候、乍去天満宮國

分殿(定老)へしかく圖田帳御座候、彼方へ御尋被成候て可

然由候也、次にハ天草境和平之儀、此前以上意御調達

候之處、久玉境廻返之条、遺恨不過是候、然者少なり

共手を付候へ、和融被成候する由候也、從御老中御

返事にハ、泊野之事、不紛去年御格護被成候へと申候

ッ、其上ニ、從東郷六十町之内にて候程ニと堅住被申、

難默止候て、筑前守以申事候通あいしらい、然と不落

着ニ申候へと候、次けしかり畠地之事、是ハ國分殿へ

可被相尋由候也、次天草境和平之儀、尚々天草へ談合

可被成由候、右之三ヶ条返事申候也、

一廿七日、如常出仕申候、此日も配當ニ罷出候也、

一廿八日、如常出仕申候、此日も配當ニ罷出候也、

一廿九日、如常出仕申候、

三月一日

一此日如常出仕申候、此日より東雲へ絶句聽始候、

一二日、如常出仕申候、川内山田衆中之中より、使として黒葛原讃岐守被參候、各坪付頂戴申、忝候由御礼被申上候、達 上聞候て御目ニかけ申候、

一三日、如常出仕申候、於 御前各餅被下候、御老中衆者すわうはかまにて候、

一四日、如早晚出仕申候、此日配當ニ罷出候也、

一五日、如常出仕申候也、此日殿中へ本田刑部少輔・拙

者兩人罷出、平佐之上所領配當帳書抜候也、

一六日、如常出仕申候、河上殿御申上候、意趣者、此度

御犬追物につき、行騰・弓なとにつき御道具被下候、

忝被思候、先々御暇御申候て支度被成度由候、就者支

度出来合す候へ、此度ハ御不用可被成事も是あるへ

き由御申候也、上意ニ、就支度之儀御暇御申候、菟

角御分別次第之由候、然者、自然御不用可有由御申候、

如何候哉、若御存分共候へ、御申上候へ、御談合可有

之由御尋被成候、其時上州御申ニ者、此前蘭牟田地頭

にて候時、馴松右衛門尉と申者、下大隅へ可召移由御

老中より承候、其覚悟候之處、彼方所領共さしつまり

候哉、もとのことく蘭牟田へ罷歸候へと候之条、如其

候處、當地頭新納治部少輔被申事ニ、ひとたひ移可申

由申候者に候間、彼方へ者召置ましき由堅被申候、迷

惑申候由、上州へ申來候、諸所ヶ様之移衆被措候へハ、

もとのことく其所へ居候事不殊候、蘭牟田ニ限候てか

やうに地頭被申候事、上州ニ對して之儀に候哉、一向

無分別候、然者彼者身上落着次第、上州之御身上も同

前たるへき御所存候、然者御犬ニ御參可有事無本候条、

兼而御申上之由候、并長山名字之者、是も移衆にて候、

右之趣之由御申候、拙者迄被仰由候間、先々御老中へ

披露申候、有之俣ニ申上よと承候間、達 上聞候、上

意ニ、是通之事ニ、上州之身上ニ被對、又ハ一大事之

御犬追物ニ取合、色々六ヶ數御申候、一々無御得心候、

菟角御犬之支度御急被成候て可然之由、上意候也、此

旨即上州へ申候、菟角上意法第之由候也、

一七日、如常出仕申候、御代官有川長門守、去年已來護

廣所之役一に持候、御代官所者魚肉とも參候、彼是護

廣所之役一にかけ候てハおそろしく候ほとに、爰より

ハ誰に候被仰付候て可然候由被申候、本田野州・拙者

兩人して申上候也、此次ニ、昨日川上殿御返事も申上

候也、

一八日、如常出仕申候、平佐地頭野村殿^(秀綱)侘候間、御老中へ申候、次之時達 上聞候へと承候、

一九日、如常出仕申候、野村殿平佐地頭職侘之儀申上候、去年已來彼御侘被申候、如何様心底共候て被申候らん、老名敷衆前より尔々相尋させられ候て可然之由、上意候也、此日も配當ニ出候也、

一十日、如常出仕申候、野村作州侘之儀、心底共候欵通、伊地知勘解由殿・拙者兩人にて承候、平佐之夏者無山野候て、衆中なと色々侘共被申候、就其難成思され候、別儀者少もなく候由候也、

一十一日、如常出仕申候、入來院殿御犬追物之儀ニ參上被申候、取成懸御目候也、

一十二日、如常出仕申候、野村美作殿心底之通、伊地知勘もし・拙者兩人にて申上候、上意に、平佐の夏、野山なく候て諸事難成之由候、侘被申候、尤さうにおほしめされ候、彼境笑翁^(比志島國真)など被存候らん、ケ様之衆へ能く談合共老名敷衆被申候て指置せられ候者か、又山野の儀ニ、何とそ手を付させられ候事欵、菟角御談合候へと候也、

一十三日、如常出仕申候、新納殿夕^(忠元)此方へ參着被成候、

今朝御差出候すれ共、先日よりのくさ未然々さめす候ほとに、御犬追物之爲ニ^(兼カ)性被成候通、使者以御申候、此旨申上候、上意に、御參上神妙ニ被思召候、明後日之御犬にハ如何候する哉、三日めの御犬に御參可然候する欵、能く御養性肝要之由候、

一此日從豊州^(朝心)御使進上候、伊地知勘解由殿・拙者兩人にて承候、年頭之御祝言御申候、次ニ川内都御給候、近日可有知行候之間、御礼御申之由候、次ニ爰許御弓箭之御行いかやうに候や、頃肝付方出頭之由候、定而眞実之儀ニ候覽、左候ハ、飢肥口之御弓箭にてそ候すらん、涯分朝久之御事ハ、御馬の前ニ立せられ、一途御奉公有へき由候、かやうに候ハ、南郷境へ御陣なとにて候する欵、さやうに候ハ、當時豊州家之人衆誠之堪忍難成候へ共、歴々然と罷居候、彼人衆を勸候て一城之御番可有由候也、此旨兩人にて申上候、条々可輒御返事ニ候、殊ニ御弓箭之儀、是又次第ノ、ニ御談合可有候之間、能様ニ老名敷衆談合被申候て御返事可然之由に候、使者ハ明日取成申へき由申上候、此日兵庫頭殿御假屋へ^(義也)太守様御招請候也、我々於殿中終日配當申候て、酉ノ末ニ罷歸候、

一十四日、如常出仕申候、豊州之使者取成、御目にか
候、御前にて加へ三献にて候、上原名字之人にて候、
是者年頭之使にて候、日置越後守別条ニ被相添候間、
是者已後懸御目候也、

一十五日、如常出仕申候、此日より御犬追物にて候、

大守様御打立之時、對面所にて御三献參候、常ノ加三
献にて候、御手長者上原長門守・拙者兩人申候、御宮
仕者新納兵部左衛門尉・村田与五郎にて候、御包丁人
者市成周防介にて候也、御播副衆、御弓裏目ハ川上助
七、御行騰ハ本田三郎五郎・同名源太、御履・御燈押
候者伊地知藏人・同名勘解由左衛門尉にて候、御庭に
て御馬ニめされ候、惣門より御打出候也、射手ノ人衆
者馬場ニ打入、被奉待候、大守様者御棧敷へも無御
座、直ニ馬場へ御打入候、御行騰者虎皮と熊皮はき合
せにて候、御すわうハかちんにて候、藤の御紋にて候
也、

御手組之様躰

殿義久様 廿九正被遊候、

本田紀伊守

鎌田刑部左衛門尉

川上殿也

嶋津上野守久隅

昌宗ノ孫也(藏宗)
平田左近將監

本田因幡守

税所新介

川上 嶋津源三郎(忠亮)
喜入殿也

嶋津攝津守季久

検見

河上武藏守經久

武州之驍子也(川上倍久)
嶋津十郎

平田平次郎(宗広)

山田新介(有徳)

三善の御舎弟
嶋津左衛門督歳久

喚次

御犬過候て、於御棧敷御三献にて候、御座之衆、河上
上野守・金吾様・喜入攝津介・河上武州、此衆にて候、
武州へ馬・大刀被下候、それより射手の衆召出之、御
酒にて候、手組之様ニ次第ノに被指出候、御三献之
次ニ雜煮參候、御幕之役者、三原右京亮・上原太郎五
郎にて候、筆者ハ長谷場織部佐、ぬさ振の役者爲阿弥
にて候、御三献之包丁人者、市成周防介にて候、

一十六日、此日も御犬にて候、手組之次第

嶋津右馬頭行久

嶋津小四郎

税所新介

鎌田刑部左衛門尉

肝付三郎五郎

嶋津近江守

検見

喚次

新納

嶋津右衛門佐

伊集院殿忠康
嶋津右衛門大夫忠金

川上殿
嶋津上野守

比志嶋彦三郎(國親)

貴殿様、此日者馬場之棧敷へも無御出候、殿中之奥棧敷より上覧被成候、御犬過候へ者、射手ノ人衆皆々御内へ祇候被成候、馬場之御棧敷へハ、兵庫頭殿其外御一家中・老中達皆々御座候て見物被成候也、

一十七日、此日迄續而三日之大追物之由相定候つれとも、

天氣惡候て無其儀候也、

兩降候
一十八日、虫氣にて候間、祇候不申候也、

一十九日、如常出仕申候、豊州より之使者へ御返事申候、意趣者、年頭之御祝言之御返事如常候、次川内都御知行之御案内御申候、早々知行候て可目出由候、次にハ、飢肥境御弓箭之由、被添御心御申上候、御祝着候、彼境於御弓箭者、案内者と申、一途豊州家之人衆御憑可被成之由候、彼是御弓箭之行共御申候、先々委きこしめしおかれ候、時分次第に委御談合可被成由、拙者宿にて兩使へ委申候て歸申候、伊地知勘もし・拙者兩人にて申候、

一此日野村美作守へ從御老中、伊地知勘もし・拙者兩人以被仰候、此度平佐地頭職任之儀候、必竟者彼方山野等なく候間、諸事不自由之通承候、左候ハ、山の御

座在所へ公役を被成候て、自用を達候て可然候、殊更川内之地頭あまた此方へ祇候候間、能く可被仰調之由候、作州返事ニ者、山之事、此間も宮里・隈城・百次へ少々公役共申候、其上にも欄道具まで被留候、乍去爰より仰新られ候ハ、定而可問候坎、平佐之衆中之爲ニ忝可被存候、然共美作之事者、夫ニハ取合申さず、只國境と申、一圓に彼役之儀叶間敷由被申候、御老中へ此由申候、明朝達上聞候へと承候、

一廿日、如常出仕申候、昨日美作殿被申事者、仕合なく候て不申候也、

一廿一日、如常出仕申候、各御一家中・一所衆なと參候間、奏者申、懸御目候也、

昨日美作殿之儀、兩人にて申上候、先ニ申させられ候ことく、今一度山之儀を申させられ候て可然之由候也、夫より此等之通、兩人にて美作殿へ申候、御返事に、糸々山之儀ニ手を付させられ承候、忝被思候、然とも最前より如申候、至而山野之事ニ取合候儀なく、一圓ニ役之儀叶間敷由、尚々御老中憑存候外無他事之由候也、此分御老中へ申候、明日達上聞候へと承候也、

天正三年乙亥季春廿二日

一此日野村美作守地頭役侘之事、山野に手を付、色(秀綱)

申させられ候へとも、夫にハ一向取合候ハぬ儀候、一

圓に叶間敷通被申候由、伊地知勘解由殿・拙者兩人に

て達 上聞候、上意に、堅御侘申候間、御措可被成迄

候、誰人へも地頭役被仰付候する間之事者、此間之や

うに御憑之由候也、

一廿三日、如常出仕申候、肝付三郎五郎殿へ御内儀とし

て被仰候、御成就之御犬追物手組之事、本田紀伊介殿

下手に御盛可被成候、此前者以安も本田因幡入道の下

手に被盛候と、本々之手組之日記ニ見え候、夫者庶子

にて候、是者本田之棟梁にて候間、可被申子細者無之

候、然共若輩にて候間、もし〜菟角被申候へ者、三

郎五郎之爲にも罷成ましく候間、拙者親類候間、内儀

承候へと候也、即此通三郎五郎殿へ申候、忝上意にて

候、手組之事ハ御意法第に候、はや一度參候、其上ニ

又々罷出よと承候、馬なとしか〜ならぬ下地にて候

間、斟酌之由候、重而被仰候間、畏由候也、

一廿四日、如常出仕申候也、本田若狹守殿御老中被申候、

此前於三之山、子にて候者討死仕候、當時承候へハ、

皆其通之衆、懸命之地御給之由候、我老躰にて候、孫

未幼少候間、諸事所領之御侘者おほく候へ共、爰を以

無申上候儀候、然とも懸命之地者無余儀事候間、御侘

之由候、即御老中へ申入候、尤之儀候、我等扱之方へ

所領ニ反遣候へ、坪付認候て達 上聞候へと候也、

一廿五日、如常出仕候、本田嘉辰御老中へ被申候、意趣

者、同名民部少輔、平床於御陳不審被申候、就其所領

一町可被召上由候、我不閉日被申候てよりハ、菟角御

意法第候、乍去民部少輔母儀より被申候彼者之事、無

隠御年比之夏候条、此所領之事、母儀ニ被下候へかし

との侘にて候、此由達 上聽候へと承候間、白濱周防

介・拙者兩人にて申上候、上意ニ、民部少輔之夏、紛

ぬ御年比之儀候、ケ様ニ御扱之事ハ、御年比之衆を一

途御噎被成候てこそ、新參衆其外諸家之上者御扱被成

候する間、如此候、殊更彼所領母へ被遣候へハ、あか

らぬ所領迄候、左候へハ、御扱之意地替候条、先々め

し上候て、天領として浮置候ハ、追而能様ニ御老中

御談合被成候へと候也、上意乍勿論尤之由、寄合中御

申候也、此由嘉辰へ申候て、かへし申候、忝由候也、

一此日犬追物御成就候、御手組之次第

義久様之差次之御命

嶋津兵庫頭忠平

嶋津左衛門督歳久

吉利殿(忠選)
嶋津下總守

本田紀伊守

肝付三郎五郎

三原次郎左衛門尉(重行)

嶋津兵部太輔枕山殿(忠助)

檢見

殿(義久)

喜入殿(季久)
嶋津攝津守

伊集院
嶋津右衛門大夫

本田因幡守

平田左近將監

入米院殿(重忠)
濫谷彈正忠

喚次

本田信濃守

御犬過候へ、於御棧敷御三献參候、四のかと之衆御座へ被參候、御三献之宮仕新納兵部左衛門尉・村田与五郎、御手長者上原長門守(尚近)・白濱周防介也、御三献過候へ者、各持參之太刀也、次第者、三日之御手組之様

ニ上候、射手之外者次第なしにて候也、一所衆・諸地頭皆々太刀持參候也、押並て百疋也、町田伊賀守(久徳)・本田刑部少輔・拙者三人にて、於御前持參之太刀請取候、日記付ハ長谷場織部佐(綱彦)、ぬさハ爲阿弥、

一廿六日、如常出仕申候、此日射手之衆、思々ニ御酒進上候也、同射手之人衆、少々御寄合被成也、此日拙者ハ永吉へ越候也、

一廿七日、如鹿兒嶋罷歸候也、此日紋舟當津へ着候、一廿八日、如常出仕申候、

一廿九日、如早晚致出仕候、此日琉球國より之使僧(天界寺南殿)・使(金武大屋子)者へ、御老中使として上原長門守・拙者被遣候、其趣者、遙々之凌波濤、輒爰許へ着岸候、千秋万歳候、何様以面談萬端可申承之由也、仍去年兩度以条書申渡候諸事背先規候之条々、并爲使僧廣濟寺雪岑和尚琉球へ御越之時、疎略扱共候、彼是以書札申候、其返事、爰許へ使僧・使者差上せ之時可被仰之由候、彼返事、委我々兩人承候へと候也、使僧之宿與國寺へ兩人まかり候、使僧致對談、条書渡候、御返事ハ、明日使者同前ニ可有之由候也、干飯・肴にて殊之外大御酒にて候、

兩人へ嶋織一ツ、預候、兩人之悴者へも皆々糸二かなつゝ預候、同使者之宿徳永源五左衛門尉所へ兩人參し候、意趣、条書同前候、爰にても殊之外大御酒にて候、琉球人しやひせんとも曳候て、いろくの会尺にて候、是も兩人へ嶋織物一ツ、預候、悴者共へ者下布一ツ、くれ候られ候、

一卯月一日、如常出仕申候、當所衆中へ条々書付被仰出候、白濱周防介(重政)・拙者兩人にて申候、各委被承候、

一此日琉球之使僧返事申候する由被申候間、長州・拙者與國寺へ參候、御返事兩使自身雖可申候、琉球口にて

一此日拙者ハ永吉へ越候也、

一廿七日、如鹿兒嶋罷歸候也、此日紋舟當津へ着候、

一廿八日、如常出仕申候、

一廿九日、如早晚致出仕候、此日琉球國より之使僧・使

者へ、御老中使として上原長門守・拙者被遣候、其趣

者、遙々之凌波濤、輒爰許へ着岸候、千秋万歳候、何

様以面談萬端可申承之由也、仍去年兩度以条書申渡候

諸事背先規候之条々、并爲使僧廣濟寺雪岑和尚琉球へ

候間難達候之条、乍憚ちくと金藏主日本之人にて候間、彼等にて申候由候也、目ノ前にて意趣申させられ候、其趣者、此度之条書、於琉球ニ見申候ニ少も無相違候、三司官被申事ニ、いつれも条々尤ニ存事候間、御返事不及申之通迄之返事にて候、其時我々兩人之前より申事ニ、近比指過たる雖申事候、使申者之習にて候間申事に候、是通之返事ハ一向承不覚候、其故者、条々あまた候處、一々ニ被仰述事ハなく候て、只尤と計承候、一向分別申さぬ由申候、それより又、使僧・使者於其座ニ談合被成、承候、不帶御印判舟許用申たる由承候、不紛子細候、其時分先王崩御之砌候間、琉球之上下諸事をはうし候つる最中候之間、心なく許用仕たる由申候、次ニ廣濟寺雪岑東堂爲御使僧彼國へ御下向之砌、無扱之由候、尤令存候、此已後々様ニ有間敷由申候也、次ニ御進物先規ニ相違して些少候之由承候、是者我々不存候、琉球へ罷下、委可申由候也、次ニ御使僧御宿ニ三司官無礼之由承候、是又尤之至候、次ニ從是之御書從小門請取、琉球之返狀大門より出候事承候、不紛儀候、彼方扱ニハ、琉球へ被下御書候之間、小門より請取候、琉球之狀者、此方進上申候間、大門より出し

候よし申候、次ニ國吉丸脇船頭刎首候由承候、是者其舟衆と地下之者、公事邊出合候て、舟衆より地下之者ニ手負せられ候、然處ニ手負候地下之者を曳出し、舟衆より頸を被打候、又彼相手を生害させられ候處も、船頭之校量候、聊地下よりハ不存之由候、次以飛脚使僧述私曲候由承候、尤候、是も先王崩御之砌にて、諸事取乱候之間、廣濟寺爲御使僧御下向候其御礼も、無沙汰申候、又御當代之御祝言も無沙汰候、彼是餘々無礼之間、寔飛脚使僧にて述私曲候之由申候、それより右之条々委承候て、長州・拙者ハ興國寺より罷歸候、一此日川上殿御老中へ御申候、上原長州・拙者承候、趣者、先日犬追物前ニ御申上候蘭牟田之衆中副松右衛門左下大隅へ移相定候之処、所領相迫候間、上州之彼方へ御移も留候、同彼右衛門尉も移留候て蘭牟田へ罷歸候を、地頭(新納久厚)より一度可移之由申候上者、頻ニいつかたへも罷移候へとせきかけ候由、彼方より上州へ以書狀申候、就其犬追物前ニ委御老中迄御申候、殊更達上聞候欤、當時者彼右衛門尉地頭ニ申入落着候欤、目出迄候、上州之御事者、それにも御取合なく候、他國被成候する迄候、御暇之由御老中迄御申候、殊ニ御當

家弓馬之儀なと被仰立、殊之外深々敷御老中へ御申候也、即御老中へ申入候、御返事ニ、馴松右衛門尉・長山方兩人就移之儀ニ、深々敷御思案共候欤、承候て、言語道断驚入候、新納治部少輔又彼右衛門尉方之口を委承候て無扱なと申候ハ、こそ、ケ様之儀若し被仰候する欤、菟角未喫申さゝるところニ、か様之儀無勿鉢儀候、能々彼兩三人之口承候て、巨細可申入由候也、其時上州承事ニ、尚々次之時御老中へ申候へ、兩人之口を聞召菟角御扱共候へハ、相手を御もとめのやうに候、上州之事ハ、善惡御暇御申候由候也、此由即御老中へ申候、菟角彼兩人之口承候て、追而上州へ一途可被仰由候、

一二日、如常出仕申候、曾於郡吉祥院霧嶋御神舞、先月廿五日より廿七日までニ成就候、御代ニ御參候間、御花かう御持せ參候由候、同霧嶋にて神舞ニハ、前々より大ほうハ不立候、此度ハ座主頂峯院御齋を申候に、可然おり候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候、然處ニ、廿五日之亥時計、善神王之御前ニ稻荷之二聲うたひ候由、目出由御申候也、并霧嶋之祝參候、是も御目にかけて候、

一此日廣濟寺之御宿宝持院へ、上原長州・拙者參候て、琉球之使僧・使者ノ返事委申候へと承候間申候、廣濟寺被仰事ニ、条々ニ手を付申候欤、乍去然々之返事にてハなく候、今ちと被仰詰、此已後此方之儀を疎略ニ存間敷通、證文なとさせ候ほとに候へてハ、御爲ニ成ましき由御申候也、

一此日上州就御申之儀、馴松右衛門尉方之口、上原長州・伊集院右衛門兵衛尉・拙者三人にて承候、右衛門尉方被申事に、下大隅移相留候間、蘭牟田へ罷歸、地頭ニ人して申事にハ、此度移之事相留候、諸事地頭を憑存候、於已後者移之御任可申由申候、其時地頭より返事ニ、先々蘭牟田へ落着之由、可然被思候、さりながら已後以移候ハ、爰にていつかたへも移候て可然由候、并使之物語と候て、已後御任申程候ハ、是非爰にて移候へと地頭被思候、分別入へき由被申候、既其夜番にて候ニ、彼使へ申事ニ、御番ニ參候ても苦かるましく候哉、如何之由尋候、それハ何かくるしかるへきと承候、是程に存候つる間、其次日、長山方川上殿へ身上之任ニ參由被申候間、馴松方も傳言申度由申候、然共吾身上之任候間、右衛門尉方之儀者難申達通、彼

人被申候、さてへと申候て、以書狀紛ぬ川上殿へ、如此之通申候由被申也、それより新納治部少輔殿口、又前之三人にて承候、馴松方申事に、下大隅移相留候間、万事治部殿を憑存候、自然初秋之比者、移之御仕可申候由被申候、其時治部殿被仰事ニ、初秋の比移之由候ハ、爰にてうつり候へてハにて候、其故者、一向不定之様躰にて候ハ、諸篇仕にくき儀候、さやうに候へハ、皆衆中もうかれられたる様に候て、治かたき由申候、是まてにて候、少も有無にいつかたへも移候へ、一度移候すると被申候上者なとよハ申さぬ儀候、各々使申されたる衆御座候、彼衆へ御尋可然由候也、

一三日、如常出仕申候、琉球之使之返事条々、(儀久) 貴殿様へ申上候、彼方よりハ此方之時宜、以欲儀進物等堅固被仰由存候欤と聞得候、紋舟之事者、御一代ニ一度参事候、其上 御當家ニよしありて、琉球之口を従上意御給之処に候、如今次第く疎略ニ罷成候ハ、後代ハケ様之事も中絶可申事一定候、然者能く被仰詰候て可然被 思召候、就者此度之進物請取被成候する欤、又請取有間敷候欤、爰ニ御談合入へく候、其故者、無請取候へハ、猶々相添候へ請取有へきに相似候、又請

とらせられ候ても、御欲に相似候する欤、爰以能く御談合肝要之由候也、此由御老中へ申候、尤候 上意之由候、それより又、上原長州・拙者兩人にて琉球使へ被仰候、其趣者、去年已來以糸書琉球へ被仰渡候、いつも尤之由被申候、乍去条々ニ然と手を付候て被仰事無之候、一途使僧・使者之前より承儀なく候ハ、進物之事ハ被指留、使にハ急度御見参可有候、其故者、後代之爲に罷成候ハぬ事を當代に請付させられ候へハ、此方之疵成事候、一途使僧・使者之前より返事承候する由候也、返事ニ、承候条々尤候、殊ニ御進物些少之儀承候、然者進物者被指留、我々計ニ御見参之由候欤、進物を押立候てこそ、可致御拜候へ、進物を指置候てハ可罷出事難成儀候、御老中奉憑候、此度之事ハ、進物御請取被成候て御取成候ハ、琉球之下國之砌、爰許之御分別者委三司官へ可申聽せ之通申候也、

一四日、如常出仕申候也、昨日琉球之使僧・使者へ被仰候返事之通御老中へ申候、尚々堅申詰候へ、善悪一途之返事候ハすハ、進物之事指留可有之由申候へと、(上) 長・拙者へ承候、

一河上殿へ馴松方之口・地頭之口、委上長・拙者申候、

其上にも無御納得、尚深々敷御申候、殊更長山方蘭牟田へ落着之処、伊右衛門兵衛尉殿口を以上州長山方へ

(伊集院久池)

被仰聞せ候処、治部殿是非右衛門兵衛尉殿曳付を持來候へと候て、蘭牟田より追かへし候、是ハ上州を疑候

儀候、さりとてハ無曲由、深々敷被仰候也、此由御老

中へ申候、即御返事ニ、上州御存分重々承候て深々敷

御申候、笑止ニ令存候、驚入候、輕からざる事候間、

追而委御返事可申候、菟角扱之上にそ候へんすらん、

能々承合御返事可申由候也、

一此日今朝如承候、琉球之兩使へ上長・拙者使にまかり

候、小嶋縫殿助所に、ちくと舟頭呼候て、意趣申候、

其趣者、菟角一途之返事、使僧・使者前より不申候ハ

、進物者指留、御見參計可有之由候也、談合申候て、

追而返事可申由申候也、

一此日ちく拙宿へ礼ニ來候、嶋織一くれ候、

一五日、如常出仕申候、長山方の口、伊右衛門兵衛尉殿

・上長州・拙者三人にて承候、川上殿被仰ことくに候、

乍去移之事ハ終に當候ハぬに、所領ハはや地頭之めし

はなし候由、上州へ被申候通被仰候、然共移當候処者、

書立を以蘭牟田觸之口より承たるよし被申候、彼是能

々承合候へは、馴松方・長山方之川上殿へ申様之惡かりつるやうに承得候也、

一六日、如常出仕申候、當年者、於殿中爲御稽故夏連歌

可被遊之由相定候、明日より御始可有之由候て、御

發句被遊、珠長へ御見せなされ候、

一七日、如常出仕申候、有河備前守泉へ御使者ニ被罷越

候、一昨日罷歸候間、祇候之由申上候、即直ニ御返

事被聞召候也、

一八日、如常出仕申候、川上殿御老中へ申せ候て、上原

長州・拙者御憑之由候、趣者、度々御申候口事邊之儀、

定而馴松方・長山方召寄候之間、事終候らん、乍去川

上殿へ被仰にくき事共そ候らん、菟角先日より御申の

ことく、御暇御申之由候、殊更此日佛日之事候之条、

福昌寺へすくに御參候て、支度をかへなされ候する由

候也、御老中へ此由申候、御返事ニ、彼口事邊之儀、

(新納久傳)新治部殿前に候欵、又馴松・長山前ニ候欵、善惡扱之

上にそ候すらん処に、ケ様之承事、寔之御短慮之趣候、

今ちと御堪忍候へ、急度承合、可扱申之由候也、此由

上州へ申候、又御老中へ申せと候、菟角にも御取合な

く候、只ケ様ニ御思案共出候者、自冠までに候、重而

可承事なく候、類ニ御暇之由候也、此通御老中へ申候、
 達 上聞候様にと候間、兩人にて申上候、上州御存分、
 新納治部少輔存分、馴松・長山之口、彼是具ニ申上候、
 御分別にも是程深々敷上州御申候処、無御納得之由上
 意候、然共本田なとにて御内儀可被仰由候也、
(重懸)

一 此日琉球兩使之宿へまかり候て先日之返事急候へと承
 候間、上長・拙者使者之宿へ參し候、廣濟寺へ御面談
 申有度儀候、今日此方へ御越之由候間、東堂へ御談合
 申候て御返事可申之由被申候、兩度申候へとも如此候、
 それより此由御老中へ申入候也、

一 此日廣濟寺御參候也、琉球兩使之前より、上長・拙者
 使僧之宿へ參候へ、先刻之御返可申由候間、兩人與國
 寺へ參候、爲御返事被申候、以糸書琉球國へも被仰渡
 候、又於此方条書以承候、いづれも同条數にて候、尤
 ニ令存候、三司官へ下國之砌、此旨具可申聽せ候、就中
 進物些少之儀蒙仰候、使僧・使者之分別迄にてハ然と
 御返事難申候、廣濟寺此前琉球へ御下被成、彼方之御
 識人ごとくに候之間、御内談申候、菟角御老中御意ニ
 任候て可然由被仰候、乍勿論、兩使も其御下にて候間、
 御進物相加候する迄候、就者琉球よりも六十年已前之

紋船之進物之日記以、如其調達候、此方へも定而御日
 記共候らん、曳合被成候て、いづれニ種々前代ニ相違
 之由承候へ、如其可仕續之通申候、此日御老中衆意
上定意
 釣之館へ御揃被成、御談合共候、金吾様・廣濟寺も彼
(殿心)
 席に御座候、然處東堂迄琉球兩使之前より御内儀請候、
 御進物仕次候する分量、いかほとにて可然候欵之由申
 候、東堂被仰事ニ、黄金三相副候て可然之由候也、右
 之使僧・使者前より此分領掌申候也、夫より又上長・
 拙者、琉兩使之宿へ被遣候、其趣者、從此方被仰候条
 々、いづれも尤之由被申候、可然候、殊更到廣濟寺申
 入事候、是又可然候、菟角明日御裏へ可罷出候、各取
 成可申由候也、

一 九日、如常出仕申候、天氣惡候間、琉球人御見參相留
 候、從其上長・拙者琉之兩使宿へ被遣候、趣者、今日
 御參會之由相定候之處、天氣如此候て被差留候、山川
 へ數日逗留共被成候、當時所へもはや一句ニ餘滞在候、
 彼是降照、明日ハ御參會執成可申由候也、就其琉球國
 へ是より遣被成御書を小門より入、彼國よりの返書を
 大門より出候、此方にても如其させられへきに相定候、
 然共、從是申入候条々御兩所御納得候間、命兩人、大

門より請取可申候、琉球之儀も重而者如此たるへく候、次ニ船頭、是又琉にてハ廣濟寺と同座にハ不參之通聞得候、此方にてハ六十年已前之紋船之時も、(黄心)伯圍さまの御時も、船頭ハ御座へ參候、然共琉之扱に似せられ、御座へハ召出ましき由候也、次ニ御進物些少之儀、寄合中前より申詰候処、黄金卅兩相加候する由被申候、

兩使之働近比結構候、當社從最前聊御欲にてハ不被仰候、後代之儀をおほさるゝまてに候由、稱申事候、兩使前より仕續候黄金、いかてか請取可申候、只請執申たる迄候、さて此度之事ハ、從琉調來候分請取可申候、差加候分御措之由候也、

一此日川上殿へ上原長・拙者、御老中使として被遣候、趣者、此間御掛曳被成候口事邊之儀、二三方之口承合候、新納治部少輔者、上州之御口にて長山方蘭牟田へ落着之処被仰聞候之処、疑候て、伊右衛門兵衛尉曳付を取候て來候へと兩度被申処、餘々強過候間、被失面目を候、馴松方ハ、口にて申候と、又上州へ上候書狀とハ遙替候、爰以不了簡之人候之間、是もめしうしなひ候、長山方者、移を不當前に、はや所領者違候由上州へ申上候、書立を以蘭牟田之觸の口にて移之儀処ニ、

ケ様ニ相違之事を川上殿へ申上候間、是も被失面目を候、さてこそ最前より二三方之口を承合候て、一途扱可申由申候ツ、如此嘸申候上者、御分別被成、別ニ御思案共有間敷之由申させられ候、御返事ニ、川上殿御事ハ、此嘸ちとも御納得なく候、其故者、御老中より移之事も被仰付候、又御留候事も御老中之御前より之儀候、然處治部少輔蘭牟田に彼兩人めし置間敷由被申候者、御老中之前ニこそ背申され候、此由にて被失面目候へハこそ尤ニ候、上州之相手之様ニめしうしなひ候、無御納得由也、我々兩人申事ニ、そこをこそ老名敷衆者承合せられ候、治部ハ彼兩人をちともせき申さぬよし申され候条、如此候通申候、爰にハそれより御取合なく候、御老中へ御返事として被仰候、口事邊之儀一途御扱被成候、忝被思さ候、乍去一言御暇と御申候程ニ、尚々御暇を御申候て可被下由候也、是題目にて候、御物語にハ種々之儀を被仰候也、

一十日、如常出仕申候、自東郷白濱(重尚)名字之使者にて候、趣者、御犬追物御成就被成候、千秋万歳目出度由候て御太刀・百足進上候、拙者請取持參申候、其時御尋被成候間、昨日之川上殿御返事御存分共、具申上候、琉

球之兩使之返事存分、是も御尋之間、具申上候、此日琉球人御參會にて候、悉唐衣縫にて色々樂を仕、鐵放など仕候て殿中へ參候、拙者奏者當候間、殿中御椽ニ罷居候て大門之内まで罷出合、奏者申候、御亭之次ノ座ニ奏候、樋合よりハ不入候、通間より奏候、廳而村田越州出合被成、從琉之御書請取候て、御椽之俣對面所へ持參候、其後進物請取候、提子・ちく兩人にて何度も渡候、此方よりハ數十人にて請取候、進物者對面所上座へ被積候、壺甕ハ御椽ニ被積候、蘇木などハ庭ニ被置候、其後使僧天界寺・使者金之大屋子・船頭三人懸御目、三拜同前ニ申候、使僧・使者兩人者御茶子參候て礼茶被下候、船頭者三拜申候てやかに退出申候、船頭御座へ參候する事ハ、此朝上長州にて使僧・使者へ被仰、此已後琉へ此方より被遣候する船頭、如此たるへき由相定候て、彼船頭も懸御目候、御礼茶過候へハ、兩使御前(老カ)退出候、御亭之上評定所にて支度替、琉球支度申候、使僧者氣分氣にて候間、廳而如興國寺被罷歸候、依其廣濟寺、使僧之伴僧(金藏主)一人召列、御座へ御參候、主居之上 大守様、次金吾様、次村田越州、客居上廣濟寺、次天界寺之伴僧金藏主、次金之大屋子、

次船頭にて候、琉球より之御酒參候時、松・かねなど云童子二人參候て御酌申候、其後しやひせんひき兩人參候て御椽にて曳候、同歌もうたひ候、それ共ニ三人參候、其後管絃衆七人參候て、對面所御椽にて樂仕候、其後大樂衆四人參候て、御庭にて大鞆打候、四人拍子を揃て打候、それより御點心上候て、種々御肴、まハしの物など參候て夜更迄之大御酒にて候也、地下之御酒宴も、最前より已後迄鞆・大鞆にて候、(河野通貞)一王大夫も祇候申候て舞申候、夜入候て火花木色々仕候、それより使者罷立候、大守様・村田越州・拙者、烏帽子上下にて候、客人支度替候時、御前も御はかまかたきぬにて候、我々も袴片衣着申候、御前ハかちんの御上下、御袷ハ青色にて候也、使僧・使者ノ進物ハ落間ニ被積候也、御雜掌進物之員數ハ別紙ニ注候、
 十一日、如常出仕申候、川上殿御存分、上長・拙者、御前ニ精ク申上候、南林寺などにて御吳見可有之上意候也、此日 太守様爲御馬追、市來ハ御光儀候也、被仰置候間、南林寺・本田紀伊守・上長州・拙者、彼四人川上殿御宿へ參候、東堂色々御吳見共被成候間、川上殿御納得候て、御暇之事者御申有間敷ニ相定候、然

共當時御覚悟被成候所領之事へ、是非召上候へてハと御申候、それハ御前之御分別にて候すらん、先々御暇御申候処、然と御留候、目出由申候て南林寺も御歸被成候、我々も同心申候也、

一十二日、琉球之客人、村田殿へ請用にて候也、

此日琉之兩使へ早々罷出られ候、此間我々兩人掛曳之御使共申候、如何ニ可有候するかと存候処、先々御見參被成候、目出由申候て兩人參し候也、

一十三日、泰平記三卷見申候、

一十四日、長田石見守所にて、連歌ニ合候、

一十五日、永吉へ越候也、

一十六日、加治木駿河守所へ呼候て、終日大御酒にて候也、

一十七日、宮山へ參候て、是も終日之酒宴にて候、

一十八日、觀世音へ參候、文解山へ被召寄候て、大御酒にて候、

一十九日、如鹿兒嶋之罷歸候也、此日不断光院隣所へ御

移候間、參候也、

一廿日、出仕不申候也、平佐地頭野村殿・山田新介殿、

拙宿へ御座候、吉野就御馬追祗候候由候也、

一廿一日、出仕不申候也、野村兵部少輔殿平佐御物之日記預候、慥請取申候、

一此日琉球人爲会尺御犬追物にて候、御手組之次第

嶋津左衛門督

嶋津右馬頭

桃山兵部大輔

嶋津下総守

嶋津右衛門大夫

平田左近將監

本田紀伊守

肝付三郎五郎

嶋津常陸守佐多殿

嶋津攝津守

檢見

喚次

嶋津上野守

嶋津伊賀守町田殿也、

大守様ハ殿中奥棧敷より上覽候、琉球人棧敷ハ犬ノ馬場乾ノ角、竹墻之涯にて候、廣濟寺も此棧敷より見物候、琉球使僧詩被作進上候、廣濟寺其外、東雲とて洛陽ノ人にて候、ケ様之衆彼是十首計被廢其韻候、此方よりハ大守様・不断光院・淨光明寺・珠玄・珠長、其外御一家衆あまた御歌共候也、此夜金之大屋子一人、拙宿へ珠連瓶一對御酒もたせ候て來候、干飯其外肴種々取合、會尺申候、

一廿二日、如常出仕申候、此晚より吉野関屋まで伊右衛

門兵衛尉・拙者まかり候て、明朝牟礼迄馬籠候へと候
 俣、酉ノ時分打立候也、此日從泉之使者鎌田采女正宿
 へ老中使として被遣候、返狀二届候、喜入殿(季久)・伊右衛門(伊集院忠)
 門大夫殿傳言共候、委申候、其次ニ川内より之雜務あ
 また水曳へ相留候、早々可有歸之由申候、使者納得候
 て被歸候、自然篇目之時ハ拙者迄可承之由候也、彼使
 者ハ泊野薩州(義虎)へ御給候、其爲御祝言被參候、
 一廿三日、吉野御馬追にて候、早朝より打立候て、馬を
 牟礼迄こめ候て、御前より之御左右を相待候、夫より
 貝法第二牟礼を落候て、立へ籠候也、諸所之分限被參
 候て馬乗數多候、當所衆三番替ニ馬被執候、諸所之人
 衆者十番替計にて候、御棧敷之座配、上座 御座候、
 客居右馬頭殿、次左衛門督殿、次佐多殿、次攝州、次
 伊右衛門大夫殿、主居川上殿、次花山殿、次吉利殿(忠直)、
 此御人衆にて候、諸人被上候食籠・瓶・樽・瓶子不知
 數候、諸所地頭衆中勿論、一所衆召出候て御酒被給候、
 琉球人も見物申候、早晚之御前棧敷より一重下之棧敷
 うたせられ候、馬執せられ候なかはニ、連珠之瓶ニ對
 ・食籠ニ、琉球客より御棧敷へ進上申候、ちく持參候、
 御前にて御酒被下、退出申候、將亦執駒廿三疋候、此

日六七疋、御一家衆又ハ人ニよりて被下候、
 一廿四日、如常出仕申候、從 忠平様、川上左京亮(忠智)・古
 川伊賀守にて御申候、上原長州・拙者承候、趣ハ、去
 年瀬崎野之二歳、吉野へ御入候、定而此度

「御取らせ候らん御礼御申之由候、次に祇答院就御移の
 儀、彼方春已來檢地させられ候、四百六拾町計候、眞
 幸の事も四百町に遙に餘候、然は大概相應の様に候、
 下々侘申事ニ、早々配當被成候而可然候、其故は初冬
 の時分移替候而、夫々配當共候て、來春にも事終申候
 ましく候、左候而ハ迷惑可申候由申候、爰以尤の間、
 夏々配當被成度被思召候、御案内御申候由候也、次に
 ハ、飯野へ誰にても移候する人、早々御定被成候而可
 然候、左候ハ、夏々境目等之儀、諸事可有御談合由
 候なり、則老中江申候、披露申せと承候間、右之兩人
 參候而、遂 上聞申候、御返事に、此移の事淺からず
 被思召候、御家來中功者の地頭衆なと被召寄、能々始
 末の儀共御是ヨリ 跡なし、」

〔一〕部分ハ、「大日本古記」ニヨリ補て

十一月

一一日、如常出仕申候、中書様より御申候、先刻於加世(家久)

田犬追物之時、御行騰借被下候、忝おほされ候、御礼御自身御參候而御申候すれ共、當時何とや覽惱敷候間、若輩以御申之由也、同少納言殿(家久生母)より御申候、此度御犬

追物、中書御參被成候、一段目出おほしめさるゝよし也、御返事ニ、御行騰借御被成候、さ様之御礼、御慰懃之至候、次ニ、先刻於加世田中書内衆乱舞共被申候、今年於京都稽故共させられ候欤、其しるしに一段あいらしく被 思召候、猶々無由断稽故させられ候て肝要之由候也、少納言殿へ御返事、如御申、此度犬追物ニ中書始而御參被成候、御前も如何可有欤とおほしめされ候処ニ、可然御閉目候、目出被 思召由也、

一二日、如常出仕申候、此日、明日御社參之役者等被仰付候、

一三日、朝之出仕へ不申候而、稻荷御祭礼之御供ニ參候、(儀久)貴殿様御支度、御袴片衣にて候、御供衆も同前候、御代ニ御弊取候役者川上源三郎殿にて候、是ハ烏帽子上下にて候也、御劔者伊集院右衛門兵衛尉殿也、御幕之役ハ白濱周防介也、奏者ハ本田下野守殿・拙者也、御前之宮仕、本田刑部少輔・伊地知縫殿助也、御手長伊地知勘解由左衛門尉・市來備前守也、於寶持院御座配、(重秀)

御次攝州、次伊右衛門大夫殿、客居上談儀所法印、次末弘釣江、次村田越州也、御點心之時者、川上武州・新納武州(忠元)など參候也、

一四日、如常出仕申候、一乘院御參也、樽一荷・折御雜掌也、於對面所、點心御寄合候、御座配、御次攝州、客居上一乘院、次桃山殿御子息也、昨日鑄流馬閉目候間、御參也、同前ニ寺山四郎三郎殿も御參候、是ハ御座ニ者無御座候、三献目に一乘院持參之御酒參候、祇候之各々召出也、

一五日、如常出仕申候、昨日入來院殿より、天福寺・山口筑前守・阿久根若狹守・宮里播広守、此衆使ニ進上候、是者此度山田与入來と方立候、就其儀被參候、彼方より使あまたにて候間、誰人へも被仰付候へ、拙者意趣可承由、御老中へ申候也、此朝者皆御使衆隙入候間、晝時分伊地知勘もし・拙者承候へと候也、從夫伊勘以同心入來院假屋へ尋候、然与各々被居候条、意趣承候、其趣者、此度入來院と山田与方立共被成候、入來よりも出合申候て、此方より方立被成候人衆へ御談合可申由、書狀以承候間、如其各々罷出候、然とも柴を悉さしわたし候間、菟角不及申皆々罷歸候、餘深々敷

方立にて候、門・屋敷三十程山田之内へ蹈入被成候、所領も二十町餘にて候、迷惑迄候、去年山田上申候折節、入來院七十五町被下候処ニ、又々如此所領闊候而諸篇御奉公難届候、万端御老中奉頼之由候也、

一六日、如常出仕申候、入來院より之意趣、伊勘・拙者兩人にて御老中へ申候、色々御談合共候、菟角達上聞候而可然之由、各被申候、當者明日可申上由、兩人申候也、

一此日從(朝心)豊州御申候也、使ハ新納意月齋・柏原權介也、

本田(親也)因幡守・拙者兩人にて意趣承候、川内都名十町御給候、其御礼也、次ニ頃肝付逆乱共候て三郎四郎退出

(肝付兼亮)

被申候、去年彼方与御方和睦之砌、櫛間之事御判形を居られ三郎四郎へ被下由、朝久へ御届共候ツ、本領之事候条、迷惑ニ存候て菟角不承まで候通申上候ツ、

然處御判形頂戴申候三郎四郎ハ他出申候、爰よりハ定而此方御下知法第にそ候すらん、然者櫛間之事本領候之条、朝久へ可被下之由也、即御老中へ申入候、達上聞候へと承候条、兩人申上候、上意ニ、都名之御礼之御返事ハ、意得候て申候へ、次ニ者櫛間之事、御申之条々委聞召被置候、肝付之事ハまきれぬ逆乱共出來候

へとも、此方へ者無二の御奉公之由申候条、三郎四郎ハ退出候ても、肝付之家ハ未如此候、然者櫛間之事、

當時御所望なとハ被仰かたき時分候、彼条ハ聞召被置候通にてそ候すらんと候也、此旨御老中へ申候、尤之上意之由候間、先々兩人にて返事、如右申候也、

一七日、如常出仕申候也、入來院より之意趣、又者山田与入來と方立共被成候、左様之儀未被達上聞候之条、

委申上よと承事候、并彼儀談合衆なと被申候分、是直

ニ申上候へと御老中承候条、伊勘・拙者兩人御前ニ參候而申上候、拙者并し申候、趣者、去年已來入來院山

田を進上被申候、雖然方立爰迄無御座候間、彼方より山田城近、薪・草なと刈取候、左候へハ、山田之行可

なと留候とて、一定六ヶ敷事共可出來候、早々方立被成候へと、本田(重親)紀州山田之當地頭にて候間、寄合中迄

被申候、又入來よりも方立候へてハと度々拙者迄被申事候、能仕合、頃川内爲檢地伊集院備後守・平田石見

(久寛)

守・小野出雲守なと申功者、彼表へ罷越候間、直ニ山田へ被差越方立申させられ候、然處、清色之内之所領廿町餘、山田之内へ被蹈入候欵、彼人衆罷歸、老名數人衆へ申事候、惣而御所領御望之儀候ての方立にてハ

なく候、雖然山田城之御爲にと被存候て、か様に方立被申候欵、菟角分別ニ不及由被申候処、入来院より兩使にて被申候、其趣者、去年山田之事上申候刻、入來七十五町之事ハ被下候通承事候、然處、此度之方立深々敷被成候、迷惑至極候、何たる御校量にてケ様に共候哉、更々無御心元由被申候、彼返事、寄合中被申候ハ如承候、此度方立申候、然處入來之所領此方ハ被蹈入候欵、當時御所領之御用にて之方立にてハ無之候、互ニ方立共候ハて入乱候ヘハ六ヶ敷事共一定可出來候欵、左候ハ、左右方之爲ニ成ましく候間、如此候、乍重言、御所領望之儀者無之候、菟角今ちと承合、落着之返事可申候、先々使者ハ歸候て可然之由被申候、又此度天福寺・山口筑前守參候、猶々不替方立深々敷被成候、迷惑之由被申候、先刻談合衆此方ヘ參候砌、彼儀如何之由相尋被申候、三原昌安齋ハ、五町・六町ハ所ニより候て方立之内ニ參候ても可然候する欵、それさへ打替なととも被遣候てハ猶可然候、二十町餘たゞに蹈入候てハ言語道断由事之由被申候、又比志嶋笑翁齋（俗名）ハ方立なされぬ已前之事にてこそ候ヘ、ケ様ニ方立候上者、菟角此促ニ候て可然由被申候、又本田紀州井方

立共被申候人衆者、善惡此方立之ことに御格護候ハてハにて候、其故者、自然入來より何たる謀叛なとたくミ候共、尾より清色之方ヘ百姓成共一村も二村も此方之者の居候ハ、はせこミなとハえ申ましく候、其儀なく候ハ、一大事之由被申候、ケ様之事共承合候ハ、先々たうの原名三ツ一、中村名三二ツ・楠本名六町是ハ一圓ニ、此方之内ニ柴を指入候なり、ケ様ニ一名揃候処を先々入来院ヘ被遣、余者追而落着させられへき由候て、此度之使者ハ、御歸被成候て欵可然候すらんと出合候通、右之趣細々ニ申上候、上意ニ、當者入來と山田之方立被申候欵、勿論始而被聞召儀候、善惡無 上覽在所ニ候之条、御得心不被成候、菟角人之不上所領を御格護可有事ハ御所存之外候、殊更入來ヘ遣候て、一村も二村も百姓なりともおよりあなたへ置候て、山田之城のためにと、本紀方立共被申候衆之申事に候欵、いづれも功者之見申候程ニ、さそ候すらん、乍去當時之御威勢ニ者、入来院御敵ハ申さしかと被思召候、又彼等通之衆之御敵共申候する様躰ニ國家罷成候ハ、百姓村一二にて御家の御用ニ者罷立ましく候、是非此間のことく入来院ヘ被遣候て可然由候

也、さりとしてハ無扱之由 上意候也、此由御老中へ申候、尤之儀候、早々此由入來院使ニ返事申せと候也、

伊勘・拙者、入來院假屋にて右之趣返事申候、使兩人前より物語ニ申候、此度境立之儀者、從最前老名敷衆如被申候、所領御望之儀にてハ無之候間、山田去年上候時分よりのことく山野等格護候て可然候、早竟山野入交候へハ左右方六ヶ敷事共出來可申候条、方立被成たる迄候、弥々山田より入來之内之野山にて下々用段共申候共、六ヶ敷候へぬ様に然々被仰付候へてハにて候、其故者、又々六ヶ敷事共出合候ハ、一定方立可被成候時ニハ、此度之方立被成候処より別ニ者無御座通劫者見及被申候、然者重而も方立者如此度之たるへく候欵、左候へハ、入來院爲に罷ならしかと存候通、委申候、天福寺・山口方納得申罷歸候者、懸而山田境之百姓等皆々召揃、委可申聞せ由被申候也、

一八日、如常出仕申候、御服氣之由候て、各無 上覽候、此日 忠平様平松迄御參之由聞得候、

一九日、如常出仕申候、珠長御老中迄被申候、二三年已前上洛之御暇申候、頻御留被成候間、御意法第二爰迄然度罷居候、此前在京之刻、諸事不如意ニ候て田舎な

とへかけて居候間、不尋事共多々候、殊ニ源氏、稱名院殿遊し候て可被聞せ之由、度々承事候、是望間敷候、其外不審之事共あまた御座候、(里村)紹巴堅固之内ニ今一度罷登、達本望度存事候、御老中頼存候、能様ニ御取合を以御暇被下様ニ頼存之由候也、即御老中へ申入候、次之時御前ニ申入候へと承候也、

一此朝伊地知勘もし・同名縫殿助殿頼存候て御老中迄申入候、趣者、此二三年申次役被仰付候、若輩之条頻御侘度々雖申上候、是非以御頼之由承候間、難然止存候て、上意法第一節御奉公之由申上候、日ニ増難叶存事候、乍去此方へ召移候上者、爰今一年も御奉公可申候、方角を請取、川内之分を當時申次候、是を被措申度候、其故者、頃川内御檢地共候、定而御配當可有候之欵、ヶ様之御使難叶候、其上長吉を格護申候間、彼方なと時々見參候、留守にハ傍輩衆此方へ被參、一兩日も逗留共被申候、拙者歸を待候様子共候、かやうに候時ハ迷惑にて候、御老中被聞召分御措候ハ、大慶之由申候也、即御老中より御返事候、雖被達 上聞候、先々御老中御返事被成候、方角申次侘之事申候、寔種々六ヶ敷事共迄候間、侘之跡尤ニ被思召候、乍去とて

ハ何ケ度申上候共、御免許之儀者是有間敷候、殊更頭色々御六ヶ敷事のミ、先々此侘之儀者御申上有間敷由候也、當者今ちと思案申候て、御兩所可頼存之通申候也、

一十日、如常出仕申候也、昨日珠長被申候通、達上聞候、尤上洛之儀被申候欵、能時分にて候、乍去此前御暇被申候刻も、此侘自然不被罷下欵候すらんと世間申散候間、御留被成候、此度も爰を無御分別候、淨光明寺・珠玄などの口を、御老中被聞合候て可然之由候也、此日道場、肝付より御歸候とて御參也、

一十一日、如常出仕申候、道場昨日肝付より御歸之砌、從彼方之使者牧瀬宮内少輔召列、殿中へ御指出候也、意趣、伊勸・拙者可承之由候間承候、其趣者、御南并志布志之高城、同前ニ御老中迄御申候、各如御存知、義兼男子を不被持候ッ、就是妓を三郎四郎ニ取合せ、肝付之家督之由、去年已來申定候、然處夫妻之中悪候、殊彼三郎四郎兄弟伊東を引候間、去年無二之御奉公之由申上候処モ首尾不申候、家中之者共迷惑迄候間、彼兄弟之事他出申させ候、其刻より淨明寺御越被成候間、(光殿)肝付之事ハ巨細御存知之前候、菟角肝付家督之事候ハ

てハと談合共申候、(肝付家統)省釣末子にて候与一と申者、當時麥生田道哲(忠徳)養子ニ罷成候、是を此間三郎四郎妻にて候つるに取合、肝付之家督之由相定候、能仕合、道場御歸被成候程に彼者を出頭申させ候する由、淨光明寺へも申入候へと先々御急候間、此度者差延候、必々急度出頭申させ有へく候、先々若輩にて御案内之由也、兼又去年已來無二之御奉公之由申上候、いまた首尾不申候間、急度伊東と儀絶可申候、南郷境、百性村など入交候条、左様之を繰挙、儀絶之色を追而可申上由也、又御南より直ニ太守様へ御申上候、趣ハ右之躰候、淨光明寺此度御越被成、彼口事篇六ヶ敷折節、御南御力ニ成候、御辛勞候之通也、殊急歸候由候つるをも、御南堅御留、爰迄逗留被成候由也、又彼与一と申候者、三歳之時より御南御取立被成候間、直子同前之儀候、一入御入魂御頼之由御申候也、右之意趣、皆々光明寺之御前にて使者被申候也、即御老中へ申候、雖而達上聞申せと承候間申上候、上意ニ、六ヶ敷事共出來申候、當者肝付家督之事相定候欵、目出被思召候、去年已來無二之御奉公之由、三郎四郎被申上候、殊神文共上置被申候、出頭之儀をも今日明日申なと申候て、

終爰迄無其儀候、左様之天道にも相違候哉、如此伊東

方を引候て三郎四郎兄弟他出申候、於爰も無二之御奉公之由被申上候、殊更伊東へ儀絶之儀、是又目出被思

召候、此間のことくあいしらいまてにてハ言語道断之儀候、能く誠か見え候へてハにて候、出頭之儀をも早速ニ被申候へてハ之由などの御返事にてそ候すらん、

又志布志・高城よりこなたへ御申通之事ハ始にて欵候らん、ケ様之儀をも能様ニ談合被成候て、御返事申させられ候て可然之由 上意也、此由御老中へ申候、尤

之上意候、如此御返事申候て可然之由候間、道場へ伊勘・拙者參候て光明寺於御前ニ意趣申候、從 御前御

南へ之御返事も大概右之趣也、此朝使者被懸 御目候也、又御老中前よりと候て淨光明寺迄申させられ候、

三郎四郎も出頭之儀被申上候つれとも、終無其儀候て、如此一篇被申候、此度之事ハ急々ニ出頭候へてハにて

候、肝付老名敷衆共其外頭立候人衆者神判を申候て、當肝付殿出頭之時進上申候へてハ之由、光明寺前より

被仰候て可然之由也、此由光明寺へ申候、我々兩人之前にて、纏而肝付之使者堅被仰届候也、此晚於村田殿

肝付之使者寄合候、伊勘・拙者相伴仕候へと承候間、

如其候、

一十二日、如常出仕申候、伊右衛門大夫殿より肝付之使者江使ニ頼候間、彼小宿へ行候、趣者、豊州より右衛門大夫殿へ度々承候、此前飢肥へ罷居候つる高橋豊前

守と申者、飢肥山中之砌、庄内へ罷越候ツ、述懐之儀共候つる欵、肝付のことく立退候、彼者此春上洛申候

欵、是を肝付へ申渡、如本之召寄度之由承事候、其故者、彼能足輕にて候、從爰者定而飢肥口之御弓箭にてそ候すらん、さやうに候ハ、彼者などを押立候てこ

そ、豊州家之脚輕なども働候する程ニ、是非右衛門大夫御頼由承候、下向之時分宮内を罷通候間、彼方へ抑

留申候、殊ニ伊東へ儀絶之由、肝付より御申上候、目出存候、彼者之妻子いまた其方へ罷居候、急度廻まで送

預度候、肝付老名敷衆頼入由也、牧瀬宮内少輔意趣被承候て委承候、此分罷歸、老名敷衆へ可申聞せ候、定

而違儀者候ハしかと存候通にて被歸候也、此日永吉へ罷越候也、

一十三日、狩仕候、猪・鹿合而三取候、拙者手火矢にて一仕候、

一十四日、鶉野へのほり候、

一十五日、吉利へ礼ニ參候而、夜入候て長吉へ罷歸候也、

一十六日、如鹿兒嶋之罷歸候也、

一十七日、如常出仕申候、拙者射候鹿、御側衆迄進上申候也、

一十八日、如常出仕申候、此晚 忠平様御假屋へ御酒持參申候也、

一十九日、如常出仕申候、 忠平様祇答院へ御移之儀相定候、悉皆へ來秋に定候、先々明後日廿一、下之城へ移初可被成に定候而御歸宅也、

一廿日、如常出仕申候、此日関豊前守処へ御老中招請申候也、

一廿一日、於伊集院右衛門大夫殿、法樂連歌二百韻興行也、不断光院・淨光明寺御座候、拙者も連衆一分ニ召加候也、

一廿二日、如常出仕申候也、

一廿三日、如常出仕申候、此日於殿中御稽故連歌也、珠玄・橋院之會前也、不断光院・道場など御座候、我々も人數一分也、

一廿四日、出仕如常、此朝霧嶋頂峯院御酒持參也、

一廿五日、月次之御連歌也、拙者共も連衆一分也、調者

曾於郡・長濱・踊・牛根・谷山より被申候也、

一廿七日、如常出仕申候、此日御老中より臨江庵へ被仰

儀候、奈良木伊賀守方臨江庵之父にて候間、彼方へ申せと候也、伊地知勘もし・拙者使之由候、趣者、関豊

前守下女、一兩年前臨江庵へ走入候、返なされ候へと度々申候、御辞退共候、殊ニ錢入にて無之候間、出有

間敷由承候、必錢入計下人にてハなく候、一言之契約申召仕事誰人も有事候、然處ニケ様ニ候ハ、各可召仕者は有ましく候、早々無違儀可返遣由申候キ、乍勿

論御法度之前候之間、御領掌被成候、依夫請取衆を進之候処、彼女髪を切候て、沙汰人第へ抛懸候而、于今

臨江庵へ罷居候、曲事迄候、早々返被成候て可然通也、此日奈良木方不居合候間、兩人尋候へ共尋不出候也、

一廿八日、如常出仕申候也、昨日奈良木方へ被仰候事、

於伊勘もし宿所申候、奈良木方申事候、去年返申と申候上者、少も無違儀候、早々請取被成候て可然由申候

也、拙者ハ此日御老中へ御暇申、永吉へ罷越候、越申候用段者、野間之座主猿渡掃部兵衛尉殿永吉へ被仰懸

事候間、罷越候也、其趣者、拙者中間藏允と申者下人、折々野間へ商買罷越候時、安樂長門守百性尾上之継子

弥四郎と云者、彼も同道にて越候欵、有時彼藏允下人源三郎と申者、野間之百性之名子藤兵衛尉と申允へまかり候て一宿申候欵、其時分彼弥四郎野間之老名之下人を盗取候、依夫源三郎へもあなたより申事共候つる、色々無首尾候間、以使ヲ藏允へも被仰居候、又長門守百性処へも野間より届共被申候、其刻返事ニ、彼弥四郎此春已來いつかたへ欵罷居候らん、継父者一向不存之由申候而、野間よりの者へかへり候、其後安樂長門守へ丸田山允を使ニ憑候て、野間の老名より右之條を申候、其返事も右同前候、其内に長門守山允へ物語に申候へ、彼下人者源三郎盗取候て、弥四郎へハ渡候と申候由を語候、然を山允、野間の者意趣に申候を聞留、彼源三郎盗人の事へ、野間よりも申懸ぬ儀候、長門守前より山允以被申候、證人者与介と申、濱田へ罷居候、是にて候由堅候、依夫源三郎盗人ニ落着也、

一廿九日、安田雅樂助方・酒向宮内左衛門尉方、加世田へ猿渡殿へ使ニ遣候、其趣者、永吉役人処迄兩度使ニ預候之由承付候、殊ニ彼盗人、内談以事終候する由承候欵、御懇之儀候、雖然盗人を御内談之儀者、拙者分別不申候、盜之成敗可申迄候、乍去楚忽ニ成敗申候へ

、已後以、永吉へ尚々同類なとか候つらん、能々相尋候へてなと御沙汰候てハ無曲候間、彼盜加世田へ召寄候て御尋被成候へかし、無其儀候ハ、早々成敗可申由届申候也、猿渡殿鹿兒嶋へ參候留守にて候間、使者空歸候、此日伊作石牟礼へ越候、

(此間落丁アリ)

御祝物請とらせられ候、御馬・太刀・千疋也、御料様御兩人へ薄板ニ・御扇一本ツ、也、いづれも兩金也、御對之屋へ薄板一・扇一本也、此請取、納戸へ詔置申候也、此日昨日臨幸庵より承候条、兩人にて御老中へ申候、菟角御代官所よりも其方へ被遣候欵能仕合にて候、最前より同物にて候、早々返候て可然候、懸引者去年已來申尽候通之御返事也、

一八日、如常出仕申候、入來院殿御見參也、昨日請取をかせられ候太刀、懸御目候、又入來院殿女中より樽二荷・折着進上也、此御酒入來院殿と御寄合候也、

此日從臨江庵返事候也、趣者、彼下女之事、兩度者任御意候、是も納得へ不申候へとも、奈良木方堅意見共申候間、御老中返進由申候、此度之事ハ御代官所より又庵へ預候間、是非以返申間敷候、當者御老中之承事

を違背申候て、然とハ難罷居候、寺家の事を掃地有(伊地知重秀)き由也、此由伊勘・拙者兩人にて御老中へ申候、最前

より臨江庵よりハ、彼下女之事、銭入にて無之候之間、返有間敷通承候、此方よりハ誰人も約束迄にて召仕者のミ候、然處ニ銭入候ハぬとて寺家へ御格護候ハ、分限之衆などの可召仕者ハ有間敷候由也、乍去此前誰人の下人之銭入候ハぬハ返候ハぬ通の證拠とも候哉、使ニ尚々兩人前より相尋申せと承候也、此由瀬戸口方・糞輪方へ申候、

一九日、如常出仕申候、昨日御返事臨江庵より承事候、

此前銭不入下人之歸候ハぬ證拠者、伯圍(兼久)さま當所へ

御座候時、少納言殿被召仕候あつまやと申女、是者伊

集院に御座候時走參にて候、彼女臨江庵へ走入候、御

懸引共被成候へ共、堅申取、寺へ格護申候、左候ハ、

早々髪を剃せ候へと承候間、如其剃髪させ、同宿一分

に候つる、五六ヶ年如其候し処に、彼女後悔申候て、

又御奉公申度由頻ニ申候間、其時臨江庵前より小納言

殿へ御佗申候て、又御奉公申させられ候、于今少納言

との御そはに伊豆と申候て御奉公申候、是見奉奉公之

者之證拠にて候由也、即御老中へ申入候、御談合被成

候する由也、此日右衛門大夫殿にて川内蹈挙之所領見(伊集院忠雄)合候也、此日御誕生講也、談儀所御參也、

一十日、如常出仕申候、當時御養性氣之条、不動之洛又於殿中被翻候、談儀所御參也、御聽聞ニ御指出也、

一十一日、金吾様法樂之御連歌也、於御假屋御興行也、不断光院・淨光明寺御出座也、我々も御連衆一分也、

一十二日、如常出仕申候、

一十三日、如常出仕申候、從御前御用之由候間、小板屋へ參候、珠長上洛御暇之事被下候、然共頃上洛之人衆

へ御尋被成候へハ、昌叱・心前、珠長之事をさのミ氣に合ぬ様に被申候欵、殊更爰許聞召合せ候へハ、十句

に一句も昌・心之句に増候するを、一定珠長ハ申され候する様に聞得候、左候ハ、嫉妬之心可有之候欵、

左様に候て、在京之鉢共尔々なく候てハ、爰元之御爲にも成ましく候、殊ニ來夏中ハ御稽故連歌共被成度被

思召候、彼是來春上洛之事ハ、先々差延候様ニ被仰候て可然候由也、即御老中へ申入候、菟角上意之御下之

由御申候也、

此日宮内正興寺・祇答院大願寺より疏之銘也、

一十四日、如常出仕申候也、此朝比志嶋殿子息(義孝)元服也、

長谷場(純臣)織部(純賢)佐殿(純賢)息も同前也、此朝淨光明寺へ御使申候、白濱周防介・拙者也、趣者、勝久御子(忠良)息當時肝付へ御座候、此方を御頼被成御座候する由之御侘、道場迄候つる欵、其儀防州を以御申被成候、御返事ニ、拙者相副申せ之由也、是非以、此方へ御座候する事ハ不可然候、一圓ニ御無用之御返事也、堅道場へ申届候、

勿勿論上意法第彼方へ可被仰通之由、御返事御申候也、此御返事之通申上候、

其次ニ、珠長上洛之儀御尋候間、 如上意之、

寄合中も被存由申上候、さてハ其分珠長へ申候へと上意候也、

一十五日、不断光院爲御會尺、川上(久徳)野守殿假屋にて一折興行被成候、我々も連衆一分也、此朝珠長へ昨日被仰出通申候、菟角上意次第之由御申候也、

一十六日、如常出仕也、(家久)中書様御參被成候、御老中へ被仰候、先刻以書狀隈城西手名天役之儀、然々可申由承候、城誘・城戸柱曳など通之儀者、當時御させ被成候衆中格護之所なミにハ難成由也、即御老中申候、御返事ニ、西手名天役之事、山田地頭被申儀共、依夫隈城地頭へも申事候、然者彼天役之事侘共候条、如仰以書

狀申入候、仰之分委承候、菟角彼うちちかひの儀、可達 上聞候之間、其刻可申入事共候ハ、又々可申入候、先々委承置候通也、

一十七日、御月次之御連歌也、(義久)大守様者御養性時分之間、無御出座候、於村田殿(經定)亭興行也、當所よりの調也、不断光院・淨光明寺御座候、我々も人數一分也、

一十八日、如常出仕申候、祇答院・川内之聖家衆、御歳末に被參候、御養性氣之由候て御見參者無之候、此朝珠長上洛來春之事ハ御留被成候、御意法第之由被申候通、於小板屋ニ申上候也、此日肝付雜説聞得候、就夫、諸所へ軍衆馳走被成、來廿二日大隅迄揃候之様にとの書狀被遣候也、

一十九日、如常出仕申候、肝付雜説之儀ニより御談合也、其御人衆、川上殿・肝付霜臺(兼盛)、御老中御三人伊右衛門大夫殿(村田經定)・越州(川上忠克)・意釣也、其外伊右衛門兵衛尉殿・本田下野守(親貞)・伊地知勘解由・白濱周防介・上原長門守・拙者、此衆也、以御談合肝付へ飛脚使備兩人被遣候、南林寺より一人、淨光明寺より一人也、此日も追々に所々へ書狀被遣候也、

一廿日、如常出仕申候、和光院(顯重)歲暮ニ參候、取成申候也、

此日談儀所御參也、趣者、日秀上人今月八日入定被成候、爲御使宮内へ越被成候、其御返事御申也、同上人自筆之物共進上と見得候、委へ不存候也、此日談儀所へ御老中よりの御使申候、趣者、諸所逃散人御成敗之由候、殊更吉田と廻と當時彼御沙汰共候、典^(以久)殿さまへ廻を御弘あるへきよしにて候、儒者誰人も許宥申ましく候、乍去寺領なと頼申事も可有候之^(イ)、談儀所へ御案内申置候、諸聖家中逃散人めしおかれぬやうに可然由也、尤之由御返事也、

一廿一日、如常出仕申候、此日福昌寺へも談儀所同前ニ逃散人之事可申由、御老中より承候間、寺へ參候て申入候、尤之儀候、委聞置被成候由也、此夜子刻當所下町焼亡也、加治木下假屋より火起候て、光明寺堂にてとりとゝめ候也、

一廿二日、如常出仕申候、歳暮之衆諸より祇候也、此日永吉へ罷越候也、

一廿三日、永吉諸寺家へ歳末申候、

一廿四日、五社參申候、夫より山盛庵坂迎被成候也、

一廿五日、椀飯狩申候、

一廿六日、如鹿兒嶋罷歸候也、

一廿七日、如常出仕申候、從肝付竹田山城入道笑我と云

使者也、拙者意趣承候、趣者、三郎四郎不堪之仁にて

候つる間、出頭をも不申一返申候、然處、當肝付与一

と申候、是ハ麥生田道哲養子として召置候を、御南御

後室、^(忠能) 豊津忠良女、^(肝付兼統) 分別以、肝付ニ御取立被成候、家中之人衆万々目出存

候、既去十四日、出頭之日取を申、淨光明寺迄御案内

申上候、然處、去十三日、伊東より河崎駿河・同名紀伊

を頭として二三十人、下々合而一二百程、^(肝付) 義兼後家高

城と申迎として櫛間へ指懸候、藥丸出雲入道孤雲申事

ニ、去七日、飯熊山別當・巖龍寺兩使にて儀絶之段申

渡候上、此境通候者、對弓箭相障候する由堅申候、從

夫陸路ハ不叶候て船より志布志へ押着候、志布志も肝

付治部左衛門尉分別にて、^(兼色) 物具を仕合、口々之番手堅

申付、可防様子に候つる間、高城之家景、濱村へ皆々

取入宿申候、頃者、はミと申処へ皆々取直し候、色々

懸引共申候間、去廿三日、河崎駿河人數召烈打歸候、

紀伊ハ此朝迄ハはミへ罷居候、其故ハ、高城迎として

參候処、彼日向へのほりの儀ハ不事成候、たゞに日向

へ罷歸候者、山居無理之人にて候間、一定腹を可被切

せ候、殊ニ此間者肝付と同方之事候間、無是非候、從

爰者守護^(義久)へ御奉公肝付申候ハ、敵方ニ子を一人捨置

候する事ハ迷惑候、紀伊肝付へ罷居候て、高城之側ニ

奉公可申由申候、依其懸引、廿三日迄ハ彼紀伊はミヘ

逗留申候、彼是早々爰元へ御左右申上候すれ共、さの

ミ肝付之煩に成さうにハ見え候ハぬ間、御加勢被成候

様になとも申上寸候由也、又儀絶之砌伊東來參候間、

一途分別可申候へ共、先々兩使を伊東へ留置候間、難成

由也、△

777 「安養院藏」

鹿兒嶋

御諏訪領

坪付

薩州牛山院之内

浮免

大田名

八段

以上

河しま

天正三年乙亥

二月吉日

新納武藏守

忠元

安養院

778 「御文庫二番箱一軸中」義久公御譜中ニ在リ 天正三年ト朱書アリ

就福昌寺燒香、從代賢東堂到玉宣寺、度々御入魂候欵、

就夫与風下向候、彼寺之事、爲悟宗和尚法孫、於累年愚

領小庵盤居候、且者遠方、且者老身之条、爲檀家雖斟酌

深重候、併石屋大和尚法燈之開地候之条、強而加愚意候、

在寺始終之間、可被添御心事、偏可爲本望候、委悉直可

被遂向顔之条、不能細筆候、恐々謹言、

(天正三年) 二月十二日 (甲斐) 宗運(花押)

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

蕉夢軒

(上書) 伊集院右衛門大夫殿 宗運

御宿所

779 「御文庫二番箱一軸中」義久公御譜中ニ

其後者任無題目、自然之様候、仍玉宣寺与風下向候、彼

寺之事、爲悟宗東堂法孫、年來於爰元滞在候、然者本寺

之儀候之条、到福昌寺燒香無餘儀之段、強而加助言候間、

始末每篇可被添御心之事、偏可爲大慶候、此等之趣爲可

申入、啓一行候、細碎可有直談之条、不能詳候、恐々謹言、

二月十二日

惟莫(花押)

伊集院右衛門大夫殿
御宿所

甲斐掃部頭

(上書)
伊集院右衛門大夫殿

御宿所

惟莫

「義久公御譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

從御家門爲御使不斷光院下向候条、被成御書候、猶自拙者相意得可申旨候、每事於貴國御馳走之段、可爲御祝着候、可然様修理大夫殿江御取成所仰候、恐々謹言、

三月五日

左衛門大夫長治(花押)

謹上 肝付越前守殿

「義二有」
進藤

(上書)
謹上 肝付越前守殿

左衛門大夫長治

天正三年三月十五日、義久代始張行於犬追物、其裝束素

袍搦塵、也、先於對面所加三獻、手長上原長門守・上井伊

勢守、配繕新納兵部左衛門尉・村田與五郎、包丁市成周

防介、攝副弓裏目川上助七、行騰虎皮與熊皮各半之也、本田三郎五

郎・同姓源太、杏鏡押伊地知藏人・同姓勘解由左衛門尉、騎馬於庭上打出於窓門、直打入馬場、射手等亦悉打入馬場、所以待我也、

「在喜入攝津介」

犬追物手組之事

天正三年三月十五日
河上殿

殿 廿九疋

嶋津上野介 七疋

本田紀伊守 三疋

平田左近將監 一疋

鎌田刑部左衛門尉 四疋

本田因幡守 四疋

税所新介 五疋

平田平次郎 八疋

嶋津源三郎 四疋

山田新介 二疋

嶋津攝津守 十二疋

嶋津左衛門督 十三疋

檢見

喚次

河上

嶋津武藏守

河上

嶋津十郎左衛門尉

「朱力キ」
「長谷場織部佐」

「幣振」
「爲阿弥」

〔上書〕
義久様御代始

783 今日定數之犬射畢、則入棧敷進三獻、川上上野守・嶋津

左衛門督・喜入攝津介・川上武藏守候棧敷、三獻佳會了
既終時、以馬・太刀界武藏守、而後舉帷幕、三原右京亮・上原太郎五郎
役、以召射手之族各賜盃酒、其次序如手組、升棧敷飲而
退也、

784 「在喜入攝津介」

犬追物手組之事

天正三年三月十六日

征久 島津右馬頭 十四疋

頭柱 嶋津小四郎 十一疋

新納 嶋津刑部大輔 三疋

肝付三郎五郎 四疋

新納殿 嶋津近江守 三疋

檢見

河上殿 嶋津上野介

〔上書〕
義久様御代始

比志嶋彦三郎

喚次

伊集院 嶋津右衛門大夫

新納 嶋津右衛門佐 六疋
鎌田刑部左衛門尉 八疋

税所新介 五疋

南殿 嶋津圖書頭 八疋

屋形中之棧敷、而臨馬場以見焉、兵庫頭忠平及一族家老
等入馬場棧敷、所以爲見物也、

786 「寫在田中後藤兵庫入道龍淵」

犬追物手組之事

忠平

嶋津兵庫頭 十二疋

吉利 嶋津下總守 十疋

本田紀伊守 七疋

肝付三郎五郎 五疋

三原次郎左衛門尉 一疋

枕山 嶋津兵部大輔 十一疋

檢見

殿

本田信濃守

喚次

天正三年三月十七日

藏久 嶋津左衛門督 十三疋

喜入 嶋津攝津守 五疋

伊集院 嶋津右衛門大夫 八疋

本田因幡守 二疋

入来院 平田左近將監 八疋

澁谷彈正忠 二疋

787 「正文在小林衆大脇長部左衛門」

犬追物手組之事

義久様次第

嶋津兵庫頭 十二疋

吉利 嶋津下總守 十疋

本田紀伊守 七疋

天正三年三月廿四日

〔去從十七日依爲雨差延候也〕

義久様次第 嶋津左衛門督 十三疋

喜入 嶋津攝津守 五疋

伊集院 嶋津右衛門大夫 八疋

肝付三郎五郎 五疋 本田因幡守 一疋

三原次郎左衛門尉 一疋 平田左近將監 八疋

嶋津兵部大輔 十一疋 澁谷彈正忠 二疋

検見 喚次

殿〔朱カキ〕義久 本田信濃守

筆者 長谷場織部佐 幣振 爲阿彌

788 犬之定數射畢、則入棧敷微四角之射手、進三獻祝成就、

配膳新納兵部左衛門尉・村田與五郎、手長上原長門守・

白濱周防介也、已三獻過、則各太刀持參也、先射手之輩、

如三个日手組之次序、次一所衆・諸地頭等不正其次序也、

町田伊賀守・本田刑部少輔・上井伊勢守請取太刀也、

789 「右馬頭征久譜中」〔後以久也〕

天正三年乙亥三月十五日、主張行代初之犬追物、征久

列翌十六日之射手、立于一之角射犬十四匹、

790 「義久公譜中ニアリ」

(本文書ハ七九七号文書ト同文ニツキ省略ス)

791 「義久公譜中」

一天正三年三月廿七日、琉球國之紋船着岸、

792 「全」

(本文ハ七九九号ト同文ニツキ省略ス)

793 「正文在樺山源三郎久清」

大すみの國小田名之事、向後かくこの證跡のそみのよし、

承候まゝ、これを進しまいらせ候、御子孫におひて、相

違あるまじきもの也、

天正三年 三月廿二日 よし久(花押)

かは山兵部たゆふ殿母公

〔此御書、樺山善久譜中ニ在リ〕

794 「義久公御譜中」

天正三年三月廿七日、琉球國之紋船着岸、同廿九日、家老

等使上原長門守・上井伊勢守往琉球兩使旅宿達祝詞曰、

遠凌蒼海波濤輒到麿島之濱浦、自他慶賀非言語之可得而

演説、俟後日佳會之時日而已、次日、去年兩度以條書有

先規違背之達非義，又先是遣廣濟寺現住雪岑和尚，爲使節渡楫琉球之時，諸般疎略聞從容笑談之無樂矣，記件趣旨贈一封書，每事詳待其返言矣，兩輩往于使僧旅宿興國寺，悉以演說也，使僧曰，明日與使者可言返答焉，兩輩退而往于使者旅宿德永源五左衛門尉之宅，謂件趣旨而歸矣，其翌四月朔日，昨日之兩輩往興國寺曰，聞琉球返言，于時兩使曰，海陬異言假令雖悉便口，何通和人之耳乎，然呪兩輩不佞不得聞達，教金藏主與筑傳返言，渠等共和人也，召進其席曰，所到琉球之條目，與今度旨趣無少變違也，而後伸三司官之言曰，諸般屈其理，以故非言之可得而宣云云，於茲吾使兩輩曰，予之曹雖過分言，以件旨趣不得返答，琉球兩使曰，不帶印書商船所許容者有其故，先王崩御哀傷之際，不拘他事迨以怠慢矣，雪岑和尚渡楫之時，爲疎略者，今更雖悔無益，被恩免者是幸也，次貢物欠先規者，非兩使之所知，歸帆之時可報三司官，又日本尊書入於小門，琉球答書出大門者，尊書賜琉球故入小門，返書獻日本以出大門，又國吉丸脇船頭所誅戮者，與琉球人忽起口論匪翹刃傷，既梟首，由是稱其相手以船頭之所致，非琉球之所爲非道也，又以飛脚與使僧述私曲之條，專在先王崩御之事，怠禮詞者多矣，以故先如斯云云，

其後吾使曰，所琉球之爲慢者漸有其數矣，我之太守賜琉球於將軍家者，依有由緒也，是以文船者守護人每一代一度也，許容所違舊規之方物，則似後來之招怠慢，不如不受方物，而對面使者，於茲乎，兩使者曰，方物欠先規者雖使之所未知，何不傷乎，以私智益黃金三十兩，備貢物於華第，以請述禮詞，仍隨其求矣，且復貢物自琉球所帶來之外，不得受之云尔，

天正三年四月十日，紋船使者將遂對面，自兩使至從者，悉以著大明之衣服，自宿所至城中之路，緩步攸然以爲音樂，見者如牆，漸入城中升堂上，則村田越前守受勅書持參于對面所，去年閏十二月十三日之狀也，天界寺・金武大屋子・船頭共三輩，進座下爲三拜畢，則船頭退出，兩使候座中，進果子與禮茶，而後退出，又改大明裝束，加琉球衣服，丁此之時，天界寺忽然有病惱起，再不得參進，而歸旅宿矣，由是廣濟寺引天界寺伴僧金藏主候客居，次金武大屋子，次船頭，主居義久及左衛門督歲久・村田越前守也，盃酒數巡之後，童子兩輩持金盃與銚子來，丁勸珍酒之時，又三童子進鼓三線歌異曲，又七人進座外爲管絃謳鄭曲，又四人進庭上鐘鼓管籥之盡佳曲，是辨大樂而後兩使獻自己方物，以退散者也，

〔朱力半〕
〔義久御代紋船天正三年三月廿七日著岸〕

先年廣濟雪岑和尚爲使節渡海、翌歲以使僧可令申之處、
先王俄崩御、國家取亂、于今延引候之間、命天界住持南
叔和尚・金大屋子兩使、爲可不違旧符修隣好之恒例、呈
一書於三州大守義久修理大夫殿下、以伸祝儀、伏願大邦
仁小國、永々代々談交可爲綿延者也、仍聊獻不腆之方物
述謝悅、箇之錄于別紙、恐惶不宣、

〔天正二年〕
萬曆貳年甲戌閏臘十三日

中山王

進上 嶋津修理大夫殿

〔正文在當家〕

爲警固逗留辛勞候、就其無疎意入魂之由、令祝着候、向
後不混自余可申付候、弥此節可然樣馳走可喜入候、仍詠
歌大概序、染悪筆遣之候、委曲申合貞知候、節々來臨可
爲神妙候、自然之次、對義久能々可申聞事肝要候也、

〔天正三年〕
三月廿八日 (前久) (花押)

〔正文有之〕

歸洛之儀、對毛利申聞處、則及請候、然者武田・北條・
上杉已下相談、東西令一統、既出張火急条、此節嶋津勵
忠功之樣、加意見者、可爲神妙、猶昭光・昭秀可申候也、
〔天正三年秋〕〔天正五年カ〕
卯月十七日 (義昭) (花押)

伊集院右衛門大夫とのへ

河上とのへ

平田將監とのへ

村田越前守とのへ

〔上包〕

伊集院右衛門大夫とのへ

河上とのへ

平田將監とのへ

村田越前守とのへ

〔正文有之〕

「義久公御譜中」

村田越前守殿

平田將監殿

河上殿

伊集院右衛門大夫殿

〔上包〕

眞木嶋玄蕃頭
一色駿河守

昭光

今度至中國被移 御座、對毛利 御入洛之儀、被仰聞處、
則被及御請候、然者始武田・北條・上杉、其外東西之諸
士令一統、既 御進發火急候、仍被成 御内書候、此節
於被抽忠勤者、尤可爲御感悅通、大守江可被加意見事肝
要旨、被仰出候、委曲蓮華坊可被申候、恐々謹言、

〔朱力申(天正五年力)
「天正三年」卯月十七日

昭秀(花押)
昭光(花押)

伊集院右衛門大夫殿

河上殿

平田將監殿

村田越前守殿

800 「正文在島津大膳久懸」

犬追物手組之事

天正三年
四月廿一日

嶋津左衛門督 十二疋

嶋津右馬頭 十二疋

嶋津兵部太輔 十五疋

嶋津右衛門大夫 十七疋

嶋津下總守 八疋

本田紀伊守 八疋

肝付三郎五郎 二疋

平田左近將監 三疋

嶋津常陸介 二疋

嶋津攝津守 九疋

檢見

喚次

嶋津上野介

嶋津伊賀守

801 琉球衆之棧敷、馬場西北之角大牆之邊也、廣濟雪岑亦在

此棧敷、於茲天界寺賦一詩、雪岑及洛陽人東雲以下和其
韻者十首、義久・不断光院・淨光明寺・珠玄・珠長其外
一族等詠和歌也、

802 「右馬頭征久 後以 譜中」

天正三年四月二十一日、主爲慰琉球使節、張行犬追物、
征久列射手、立于二之角射犬十一匹、

同年冬、征久爲先考心翁大安大居士追福、建石塔於廻之坂之傍、加焉創一字、號大安寺、

803 「義久公御譜中」「御文庫拾六番箱三卷中」

到中國被移 御座候之處、東西諸勢以才覚、急度御歸洛之由、千秋万歳目出度奉存候、依其愚類迄被成下 御内書候、前代未聞忝令感荷候、仍當邦之忠懃可爲此節之段、蒙仰候、應遠國及心、可被致馳走候、猶蓮花坊可有御達候、事々、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔天正三年〕(天正五年カ)
六月朔日
〔川上〕
意釣(花押)
〔平田〕
光宗(花押)
〔村田〕
經定(花押)
〔伊集院〕
忠棟(花押)

一色駿河守殿
眞木嶋玄蕃頭殿
御報人々御中

川上上野入道
平田左馬助
村田越前守

〔上色〕
眞木嶋玄蕃頭殿
伊集院右衛門大夫
忠棟

一色駿河守殿
御報人々御中

804 「義久公御譜中」「拾六番箱三卷中」

〔案文有之〕

去卯月十七日 御内書、五月十九日着降、謹而頂戴仕候訖、抑東西之士卒、以馳走御入洛可爲急速之由、寔乍不及恐悦々々、依之雖爲遠國、相應之御奉公可被遂微力候、仍爲御祝儀、白糸十斤令致進上候、御披露所仰候、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔天正三年〕(天正五年カ)
六月朔日
〔川上〕
意釣(花押)
〔村田〕
經定(花押)
〔平田〕
光宗(花押)
〔伊集院〕
忠棟(花押)

一色駿河守殿

伊集院右衛門大夫
村田越前守

「義久公御譜中」

「正文在大乘院」

口事篇出來候而、其表江御越之由笑止候、此間不承付、無音候、心外候、仍就彼儀、殊外被成腹立退出之由、其

「義久公御譜中」

「案文有之」

「朱力半」
「大覺寺殿御返案文」

「上包」
一色駿河守殿

忠棟

平田左馬助
川上上野入道

先年從 御門跡樣被成下御書候、謹令拜見候、抑大興寺末寺之儀蒙仰候、爰許之様子、不断光院御存知之前候之條、可被達仰候、仍織色一表致拜領候、御懇意恐悅候、從是茂不願微志、禰子二端赤地、令進獻之候、以此旨、宜預披露候、恐々、

天正三年乙亥

六月二日

井闕殿

『飯野一之宮大明神禰札』

大乘院

恐々謹言、

「朱力半」
「天正三年秋」八月二日

義久(花押)

天正三乙亥年八月十一日

奉再與一之宮大明神社頭一字云々、
大英檀藤原朝臣忠平・同鎌壽丸・如意壽丸并女大施主云

當地頭 有川雅樂助中原貞序

先地頭 川上左京亮藤原忠智

大工 糟松奎助平貞棟

小工 河野隱岐守平重正

遷宮導師權大僧都賴詢愛染院隱居
當座主 大福院權小僧都賴智

正祝 黒木六郎三郎家貞

「正文在野尻衆秋峯九郎右衛門」

「上書」御譜中ニハ上書ナシ
口 宣案

去十三日之夜有雷落于金峯山神前、爲當家之吉耶凶、

天正三年乙亥
八月拾八日

義久(花押)

「喜入季久譜中」

「正文在當家」

玆札令披見候、誠久不申承候、雖御床敷候、無好便候、近年ハ就京都物念令在國、旁以無音候處、御懇示給候、祝着之至候、殊沈香如御狀送給候、畏存候、次去夏嶋津中務少輔殿御上候、細令參會、御噂數々申候、定而可有御物語候、只今又左金吾御上候、從貴所承候間、聊無疎意候、然共早御下向之条、御殘多候、哀々我等存命之内、御上洛候へかし、今一度遂向顔度候、近年令中風、弥老耄無正躰候、可有御推量候、隨而庖丁刀二枚進之候、左道之至禪入候、爰元之躰、此御方可有演說候、猶期後音候、恐々謹言、

「朱力キ」
一天正三年八月廿日

喜入攝津守殿
(季久)
御返報

宗賢(花押)

「上包」
喜入攝津守殿
御返報

小笠原備前入道

宗賢

「左衛門督歳久譜中」

天正三年乙亥、歳久將赴京師、太守使川上筑前守忠貞・八木主水佑等爲指南扈從、自市來湊乘船、海路無事、而入于王城傳習歌道、在洛之際、請于連歌師紹巴興行一會、賜青蓮院尊朝自書且尊道親王眞翰色紙、又賜近衛關白大政大臣前久公自書、各記左方矣、

811 雖未染筆候、取向候、仍就今度八木主水佑執心之儀、入木道五ヶ条相傳候、隨而三種爲音信到來候、懇志之儀難謝候、逗留中必待入候、抑此一帖尊道親王眞翰候、雖爲早筆、爲一覽計候、猶申合治部卿候之間、先闕筆候也、

八月廿日
(歳久)
嶋津左衛門督

「朱力キ」尊朝
(花押)

812 今度者令見參、祝着候、乍去早々歸國、御殘多候、仍御

下向之事情條、馳筆候、將又扇三本遣之候、猶貞知可申候也、かしこ、

／＼
〔上巻〕
嶋津左衛門佐殿
〔朱カキ〕
〔前久〕
〔略押〕

813 「御文庫三番箱宝鑑中」〔義久公御譜中〕
正文在國分衆桶元五郎左衛門トアリ

今度不思奇歳久上洛、遂見參、種々懇志共候、併大守連
々無疎意験と喜悅候、仍去夏對信長以一味之姿、及歸洛
候、雖然永々宇籠と云、未家領等も不渡、萬端不如意、
外聞令迷惑候、此節爲其國、一廉馳走、勿論家門再興与
可存候、偏憑入候、條々左衛門佐可有演說候、將又乍憚
一冊琵琶引、染禿筆進之候、猶自是可申候也、狀如件、

〔御譜中ニ朱カキ〕
〔前久公御判〕
〔天正三年〕八月廿二日
〔花押〕
嶋津修理大夫殿
〔義久〕

814 「御文庫三番箱宝鑑中」〔義久公御譜中ニ在リ〕

龍伯所望之書物、在洛中是非共可染紫毫愚存候處、公私
依不得寸暇遲怠、尤背本慮候、來冬出來候者、侍從方迄

可相届候由、可然様於取成者、可爲本懷候也、

〔御譜中朱カキ〕〔天正十一年カ〕
〔天正三年〕菊月朔日
〔尊朝親王御判〕
〔花押〕

／＼
八木入道とのへ
〔嘉吉〕

815 「御文庫三番箱宝鑑中」〔義久公御譜中ニ在リ〕

去頃者、從義久遠嶋之名酒贈給候、誠以無比類珠味、芳
情之段、難盡短毫次第候、如懇札、爲養性少配令受用、
秘藏可有推察候、早々可染筆處、免角遲怠、非本意候、
可然之様取成憑入候、猶期上洛之時候也、
〔御譜中ニ天正三年ト朱カキアリ〕
九月五日
〔尊朝親王〕
〔花押〕
八木越後入道殿
〔嘉吉〕

816 「大口泉徳寺安置」

本尊勝軍地藏
木像長壹尺八部 蓮華座高三寸五部
後光高壹尺四寸
右後光裏ニ

謹奉調刻勝軍地藏大菩薩之尊像、以青峯山泉徳禪寺之稱

本尊者也、右志者、大檀那忠元并忠恒武運長久家門繁昌

砌也、于時天正三年乙亥菊月廿八日、住山小比丘華巖意

疊造立之、

蓮華座ノ後ニ

華巖意疊再與之、

右厨子之後ニ

奉寄進圖子一字、

于時寛延三年庚午極月廿六日

泉徳現住
源隆代

817

「義久公御譜中」

「正文有之」

犬追物手組之事

天正參年
十月廿日

川上
嶋津上野介 五疋

忠長
嶋津圖書頭 十疋

佐多
嶋津常陸介 五疋

新納
嶋津右衛門佐 七疋

伊集院
嶋津右衛門大夫 八疋

喜入
嶋津左衛門督 十六疋

吉利
嶋津下總守 十五疋

喜入
嶋津攝津介 十六疋

大野
嶋津治部大輔 五疋

喜入
伊地知式部大輔 一疋

嶋津中務少輔 十疋

根占右近入道 五疋

檢見

喚次

殿

鮫嶋助六

818

「正文有之」「朱カキ」於加世田射立百疋

犬追物手組之事

天正三年
拾月廿一日

佐多
嶋津常陸介 六疋

喜入
嶋津三郎四郎 十二疋

南
嶋津圖書頭 十七疋

大田
嶋津周防介 九疋

大野
嶋津治部大輔 一疋

伊集院
嶋津右衛門大夫 十二疋

家久
平田新左衛門尉 二疋

吉利
嶋津下總守 七疋

家久
嶋津中務少輔 十二疋

吉利
嶋津山城守 貳疋

歳久
嶋津左衛門督 十四疋

川上
嶋津源三郎 一疋

檢見

喚次

「朱カキ」後之五十疋
殿義久様

大寺大炊助

「朱カキ」
「初度之五十疋者、攝津守檢見也」

819

「祥雲寺安置」

本尊脇立觀音

本座像長七寸四部 長臺ノ高尺五部
蓮花座并後光アリ、 後光迄高尺三寸五部

右後光ノ裏ニ

彫刻尊体以安置現住釋氏華岩意疊

天正三年乙亥十一月吉日

右同

右同

奉寄進鰐口一ヶ

天正六年戊寅八月彼岸同敬白

右蓮花座之後ニ

奉彫刻廣大靈感觀世音菩薩

安置新々寺々堂、右志者、大旦那藤氏忠元并「忠元初名」忠恒武運亨

通家門繁昌、專祈本願之妙々々、佛々々一々安泰、

于時天正三年乙亥十一月二日

青峯山泉徳現住華岩意疊敬白

820 「義久公御譜中」

「正文在田布施衆二之管仲右衛門忠政」

天正三年 霜月廿五日

賦何木連歌

嶺とをき雪やつりはり玉簾

池はこほるもうほあそふ宿

松かけの枯葉をあさミ水草あて

ふむあと見えぬまさこしつけし

朝な〜砌やきよめ置ぬらん

風ハふかねとゆふへ涼しき

出るよりさやかなりけり月の影

義久

其阿

珠長

久隅

芳溪

珠玄

智善

秋のしくれの雲きゆる山

天とふもかりハさたかの敷にして

おさまりはつるうら〜の浪

舟や今朝とまりはるかに別るらん

おもふ方なるかせの音信

待よひの更行ま〜に物悲し

夢うつ〜にもとをさかりつ〜

花に寝し小蝶もともにもうち散て

かすミのしたやその〜ゆう露

▽ふりやらて牆ほにはる〜春の雨

日の色うすぎやり水のすゑ

秋にのミ月の光はかたよりて

うつろふ中に残るしら菊

九重や身にしむかせもしらさらん

たひの衣そやつれつ〜うき

有かひもあらぬ此世のなからへに

いつまでしのふおもひなるらん

いやましになれるなミたも恨にて

とはれぬゆふへなかめすてはや

人つてに幾度かきくほと〜きす

義久

其阿

友治

可丹

久治

爲兼

重秀

久秀

忠棟

賀雲

重秀

智善

山はるかなる一むらの里

爲兼

市のほとりの浪のはや河

珠玄

つま木さへ求かねたるおとろへニ

久治

高瀬ふねさす袖とをき月の暮

久秀

あわれハ苦のたもとなりけり

久秀

霧のひまよりかへり見る方

其阿

あかつきの月をこゝろニ起なれて

友治

別るゝはおしき都の秋にして

久隅

むすへは水もやゝさむくなる

可丹

たのミかたきをいのちとそしる

重秀

駒とむる野ハ色かハる秋の草

壽重

うちとけぬそひねの床のむつ言に

珠長

さかしく送るさかの山風

其阿

まくらたにもやうきなもらさん

其阿

御幸せし跡をしとへハ暮渡り

義久

跡にしも人のそての香とゝまりて

其阿

おも影のこる春のかなしき

久隅

たかすミあらず軒のたちはな

久治

形見^三まであたなる花ハ手もふれし

珠長

しけりそふしのふのみたれ露深ミ

友治

うへしやおもひいての款冬

珠玄

わけこそやらね野邊のはるけさ

智善

水ぬるむ駒野ゝあたり引とめて

芳溪

澤水のほそきなかれハたえくくに

賀雲

見わすれたるをそれととふ袖

宗運

作りすてたるしつかそしろ田

芳溪

中絶て又やまなへる文ならん

賀雲

たつしきの隠れところを求めて

宗運

きゆれはかゝけつくやともし火

友治

こゝろつくるに秋やさひしき

久秀

まくらをもとらてむかへる御佛に

智善

暮ぬれは風すさましき常葉山

珠玄

浅からすしたれたれも後の世

義久

月またをそき松のこふかさ

其阿

おもひいる山より山のおくの庵

爲兼

跡^三になを残るしつくの打時雨

珠長

たつねもて来てそま木きる音

芳溪

いにしをしをのふそてのあわれさ

爲兼

さはき立鳥や人けをいとふらん

可丹

面影の見ゆるかきりをしたひ出て

芳溪

まねくもしらす舟とをくくなる

興津すに朝ゐる雲の立つゝき

かはすやいつことも鶴の聲

ふかき夜のしらへハことにすミ終て

月も名残やおしき山の端

今日よりやなかはもすくる秋の空

冬ちかくなるけしき侘しき

こりつミて櫃のすミやくいとまなミ

そてハ霜のミをきなさひつゝ

またきより花をこゝろのかり衣

かすめるみちや夜をこめて行

山とをきむまやつたひの春の空

さははなれたるすまの浦ふね

愚なるさとしともなく身を知て

萩さくかけはのこす草かり

一もとのすゝきやたより虫の聲

見しハそれかのふる跡の月

うつろへる契はかなくなけく世に

うらミにかゝる玉の緒やなに

よとゝもの袖の たきほしやらて

珠玄

宗運

其阿

珠長

義久

可丹

智善

芳溪

友治

久治

久秀

珠玄

珠長

其阿

宗運

友治

爲兼

久隅

久治

重秀

「此間拾句欠」

侘つゝもおなしやとりにすミ馴て

くつるかきねを又やかこはん

たまさかにあらんよそめや都人

雪に春まつ梅にほふなり

義久八句 久秀五 其阿九 重秀四 珠長九

爲兼六 久隅六 久治五 芳溪九句 可丹四

珠玄八 友治六 智善六 壽重一 宗運七

賀雲五 忠棟二△

821 天正三年丁亥

十二月八日、日秀上人 貫明公豊後を討伐し玉ふ時、日秀に命
行にては叶ひかたしと、入定して鬼靈となり、兵を枯げ敵を滅さ
んと誓ひ、日當山に三光院を創し、此の日入定す、石室今にあり、

822 「義久公讃中」

一天正三年十二月十四日、使上井伊勢守・白濱周防介達
浄光明寺曰、勝久息男自豊後至肝付、請居當家領州中
者、既聞浄光明寺之言矣、當國居住難敢許容者也、

823 「義久公御讃中」

天正三年二月七日ヨリ
 全年七月廿日ニ至ル

天正三年十二月廿七日、肝付之後室使竹田山城入道笑我上達曰、三郎四郎天性有小人之心、專匹夫之慮、由是不得肝付氏之爲家督、既以退散也、故今之與市者省鈞末子、而雖曰麥生田道哲之爲猶子、御南垂愛憐去彼家、立以爲肝付氏之家督、一族家臣共以爲悅者也、爰伊東氏遣河崎駿河守・同姓紀伊守、殆乎領二百許輩到于福島曰、爲義兼後家之迎高城欲到于志布志、于時藥丸出雲入道孤雲曰、去十七日、已使飯隈山別當嚴籠寺、自今以降達屈守護背伊東氏之故者堅矣、今也不能一人之許通融、故不得陸行、而乘舟船、渡波程到于志布志、則肝付治部左衛門尉帶干戈爲警衛者甚以堅矣、以故不得已、而入高城之所領濱村爲旅宿曰、從高城之駕輿而欲歸去、請速許焉、雖及數度不敢許諾、以之故皆徒歸去者也、唯紀伊守不歸、而所以高城之爲家臣也、件之變事早速不及上達者、此等微事非肝付氏之所畏懼、故至于遲延矣、且與伊東氏相爲氷炭、則非數輩迎來者、無志可令歸去、然而有故、如此所遣於肝付之兩使、伊東氏抑留未歸來、是以如斯云云、

今度中務太輔家久上洛の事、薩隅日弓箭無際時分、抽忠節、太主三州を治給ふ夏、一篇に御神慮の徳無疑故、大神宮・愛宕山其外諸佛諸神爲可遂參詣、天正三年二月七日、屋形様御暇を申、同八日ニ於串木野町門出、自其支度様く以用意、廿日ニ旅行仕候事、

一廿日、午の尅串木野を立、麓に柴屋をかまへ、老母妻子なともくたらせたまひ酒肴、それより薩摩山の出口ニ菱衆柴屋有、又隈城衆の柴屋あり、新納右衛門佐より脇刀あつかり候、それよりかいもんの前渡口に平佐の衆酒持參、やかて河舟拾艘あまりにて、新田の鳥居の前ニおし渡処に、東郷衆のすゝ敷をしらす、食籠様くにて酒宴有、それより參宮、於社頭ニ三獻、下向ニ於正宮寺ニこつけ參候、酒數遍、又鳥居の前より舟にて、川せうようのことくうたひのゝしり醉乱、おかしき歌など申けるに、其外あまた有、高江の麓に山田新介濱ひさしのことくに構、湯つけありて酒數遍、又久見崎の津に膳介といへる者の所へ一宿、猶くつとひ來る樽肴あまりくたしければ、前略、

一廿一日、巳の刻ニくミさきを立候へハ、玄佐御歌あそはし候、其返歌共申置、舟本にて酒宴様くにて、備

其日の未尅に阿久根へ着、市別當の所へ一宿する処に、松本長門介酒持參、亦其地頭阿久根播戸守牧山などいへる人々、すゝをたつさへ立いり候、

一廿二日、順風なくて舟出ならず、さていたつらにハいかゝとて、別枝越後守など談合候て一折仕、その晩に松本長門介の所へ頻に來たるへく申候へは、其分にて酒宴様く、馬などをも得させ候、此方よりも馬遣候、

それより歸候へは、義虎私宅へ入御候て、夜更迄酒宴、

一廿三日、義虎へ馬進候、それが已尅に舟出候へ、義虎も舟めされ、酒宴様くにて、脇刀・とうふくあつかり候、それよりくろの渡といへる所迄同舟候、其夜

ハ田の浦といへる所に船かゝり、

一廿四日、田の浦の町へ着し、それが酉の刻に出船、

一廿五日の明方、松はせといへる浦に着舟、それより陸ちに移行にて、左の方に宇土殿の城みえ侍り、猶行

て右方に隈のしやうとの城有、僮舞の江といへる渡にて、神も扇もしほくと渡賃とられ候、それより大

渡といへる所、亦川尻といへる所にて、関とてとられ、それより肥後の宰廣瀬右京亮の子源三郎といへる者の

所へ一宿、

一廿六日、辰の尅に打立、しやう殿の城一見、僮末の尅

に鹿子木といへる町に出廻よふ処に、大野治部太夫殿

追着候て同心すといへとも、程もなく又別行に、右方に(谷志)かうし殿・あかほしとの城とて遠くみえ侍り、それよりはたての門、清水左近といへる者の所へ一宿、

一廿七日、辰刻に打立、やかて今藤といへる村を過、千破の学頭とて木場三介・しうとの藤左衛門など一類の心たち人あり、さて行て山賀といへる町に着ければ、

町中に出湯有、夫に入候て亦出行ほとに、平野の門池田右京といへるものゝ所へ一宿、

一廿八日、天氣あしくて未尅晴たりけれへ、それより打立行程に、南の関を通行に、関とてとめられしかと、

我々五十人ほどは過通りしに、跡に五六十人程とめられ、各爲方なくありしかとも、南覚坊校量として各

まかりとをる、其夜は北の関小市別當の所に一宿、

一廿九日、関をよくへきたために夜を籠て宿を出行に、関五六程をよきてへんとを行に、右方に(浦池)かまち殿の城有、亦行て関有、関守餘きひしくいかり無理をはたらく間、

召烈たる族とも関守を打なやまし、此方へおのゝ何事なく通り、それより筑後の最町を打過、高良山圓輪

坊へ一宿、

一三月朔日、高良山の惣神へ參、それより坊中一見し歸候得者、座主の房とて五人酒を持參、則引物、

一二日、辰の刻に打立行は、町末にて別當くしとてとら

れ候、それより隈代の渡ちん、又草野殿の関、さて行

は右方ニ草野殿の城有、猶行はほし(屋野)のとの城有、爰

に北野の天神とて大社有、參候て通り行は、三原とい

へる村に追つき、北野のやくしよくしとて、是も草野

とのよりとられ候、さてそれより行て、筑前の内みな(三卷)

木名板屋の門源五郎といへる者の所に一宿、

一三日、(小色)こし原の町彦左衛門所へ一宿、

一四日、彦山へ參詣仕ましき覚悟なりしかとも、態使僧

馬二疋さゝせられ候而、頻にとありし間、不慮ニ參詣

候、儒政所より道迄御酒持參、山臥五六人迎に來たら

れ候、それより政所へ着、種々の會尺、風呂なども有、

是よりも神物なと候、

一五日、山上仕、各々も參候へハ、行者堂ニ嶺入の衆つ

とめなされ候、おの／＼かひをふきつれ侍るをきゝ、

心も天かけるやうにて歸り、さて坊中一見し、般若坊

といへるに類なきひさくらあり、

一六日、政所より太刀一腰、同種々の祝物拜領、それより

打立候得者、又馬二疋にてほは(祝)しらといへる所迄おく

られ候、送の者へ何やらんとらせ、さて其夜ハ紀伊の(城步)

内うら墻といへる村に一宿、あるしハ常心といへる禪

門、

一七日、紀伊殿といへる人の隠居所一見、それより行ハ、

左の方ニ馬のたけとて長野殿の城有、さて伊摩井の町

矢野次郎五郎といへる者の所へ一宿、夜入て辻雅樂助

といへる人、すゝ・食籠調候て、慶雲といへる禪門同

心にて語りに來たり候、

一八日、みの嶋といへる所一見、

一九日、午刻ニ伊井を打立、未程にかん(町)たの町を打過、

曾祢といへる村權童次郎といへるいやしからぬニ一宿、

一十日、辰の尅に打立、そ祢の町を打過、未程にこ(小倉)くら

の町ニ着、高橋殿の館一見し、それより舟をしたし行

は、右方に赤坂といへる村有、つゝきて根ふたの松と

て有、是は平家代よりの松也、今までみとり立夏なし、

其次に大裏(里)といへる町有、亦(小巻)こもり江といへる村、次

に口の瀬とて有、其ならひに文字(門町)の城有、亦左方ニ福(夢)

嶋といへる島有、其邊にりう船あまたすなとるとみえ

たり、猶上るに、長門の内赤まか関なとて有、亦櫻尾とて有、其湊に舟をつけ、関の町なとの町一見し、其夜ハ関の町左守といへる者の所に一宿、

十一日、安藝の宮島へ渡へく舟約束候て逗留候、餘り徒にはありかたくて、小船さしうけ海草なとかつかせ候、

十二日、順風なくて猶滞留、然者京者神山八幡宮にて狂言法樂つかまつるを見物、

十三日、追手なくて亦滞留、其夜の一番鳥ニ順風有て出舟、せんとう塩屋又左衛門、

二十四日の明方ニ、右の方ニ文字の城を見て、其先_ニ先_ニ海こしに、幽に豊後の竹内といへる山みえたり、左方長門の最ほのかにみえ、其沖中_ニかんしゆ_ニ満壽_ニの島とて二ツ有、さて順風俄に替りて亦乗なをし、関の湊に舟をつけ、本の宿へ歸り徊ふところに、又順風有とて舟にとりのりおし出す、さて其夜ハ文字の城の麓に舟かゝり、

十五日、追風待候へとも、北風頻に吹、亦すこし吹たゆむ折も有しかとも、舟子しかくなくて、近日の内に出船なるましきやうにみえ侍る間、酉の刻程に水取

舟のありし間、各船賃を捨て、寺のうしろといへる渚に舟をつけ、長門の最に打出ければ、町の邊に神后皇居とて大社有、參詣候へハ、宮門ニ醉臥たるを驚かしたりけれ、不知眠居、さて其當の寺八の寺なといへる一見、其夜ハ左衛門といへる者の所へ一宿、

十六日、巳の刻に打立、未の刻に吉田といへる町を打過、あたの村山の井といへる所に一宿、有主膳九郎、

一十七日、天氣あしかりし間、留ぬへき心有しかと、亭主きひしくにくつら成し間、辰の刻に打立行は、俄大雨なりし間、石まといへる村に立より雨やとりし侍れハ、爰も亦にくつらなりし程に、天氣晴行ハ申の刻に打立候て、あさ_ニの町_ニとふり、舟木といへる町あひす屋平左衛門といへる者の所ニ一宿、あひす屋と名ハおそろしければ、心さしある人なり、

一十八日、巳の刻打立、未刻に山中の町を打過、周防の内賀川の町を通り、こゝ_ニふり_ニとて町有、それハ酉の刻にす_ニの町_ニ着、太郎左衛門といへるもの_ニ所_ニ一宿、

一十九日、巳刻に打立、やかてすゑの町末にてやくしよくしとてとられ、さて未刻に天神の宮に着、國分寺一見し侍るに、糸さくら有、猶行てうけ_ニの_ニといへる町に

出ければ、是ハ皆檜物師計也、それより行てひやうしくしとてあかり海そくの有所に闕有、そこを打烈行に、人數の中成しかとも、拙者一人を引留候處ニ、跡ハ南覺坊來り、其理を捌罷通、僮酉刻にとのミといへる町かんの太夫の所へ一宿、

一廿日、巳刻に打立、未刻ニ(龜)ふく川といへる町を打過、平野といへる町を通り、是ハ又皆石切也、猶行てとんたの町とて有、それを右の方ニみて、惣志八幡とて宮有、其脇に南勝院とて寺有、さて満所(敷)とて町有、其次に野かみといへる町に出けれハ、其日の立市なり、又行て末竹の内に入ぬれハ、雨すこし降きぬ、さてこうといへるむら孫左衛門といへるものゝ所に一宿、

一廿一日、天氣あしくて逗留、亭主ハうちのひたいとり候、子三人有、一人の名ハ歳松といへる、亦一人ハちまといへり、

一廿二日、巳刻に打立、やかてあ(花)の岡といへる町を過行て、窪といへる町を通り、かふすかたをといへる町を過行、海老坂といへる町をかゝミ通行行ハ、右の方に満尾の城とて、たかけれと悪き城有、又行て久賀の内高もりの町といへと、わつかなるかれ飯をめんつうを取

出し、名にしおは、なと口すさみけるもおかしくて、亦行くてあやまの町とて有、つゝきて中の町、亦未の町有、僮行て柱のといへる町、助左衛門所へ一宿、

一廿三日、辰刻に打立、かふち(河内)といへる村を通り、やか(備)てミしやう川(庄)のわたしにて渡ちん、亦お瀬川といへる所ニ而渡賃、其川を渡れハ安藝の内といへり、亦おかたといへる町に着、船をたのミ宮島ハ渡、海上の鉢、浦く近く打霞折しも小雨打そゝきたる鉢、類なき景也、僮舟ちの左の方に、くわたとて町有、是ハ舟を作所也、未作おろさゝる舟五拾二艘、かハらはかりをすへ並へたるハ數をしらす、亦行て、やせ松・こゑ松とてひやうしくし有、猶行て、もととり山とて明神の御地有、其島の岩の上に松有、から崎の松もかくこそあらめたと申あへり、其次にたかねとて塩屋とて村有、亦次に明神の御作とて、橋柱といへる島二ツ有、又右の方に明神の錦の袋を御おとし有しか、今に石と成て有、其宮をたかへす、さて其次にさかり松とて有、亦次ニ大もと明神とてまします、是宮島の本支柱神也、今の明神ハ所を御かし候て、大本権現ハすこしの宮にましますと也、庇もやのなといへるためしにや、僮宿柳

下太郎左衛門、

一廿四日、巖嶋へ參宮、一見候へハ、鳥居の高さ十三ひろ、廣九ひろ、柱六本也、さて本社弁在天にてまします、森殿四五ヶ年以前に御宮作なされ候、宮九間也、黒くさひしき候て、金物皆ほりあげ透かしかうし縁青にてたミあげ候、會廊百八間也、本宮ハ戊亥間也、本宮より北の方に宮有、是も巖嶋明神にてまします、本地毘沙門、亦輪藏有、それハ上に法納所とて有、其ハ海邊をミれば、此島には死たる者をおかざる事、明神の御いましめなれハ、無からを海向のことく舟十三艘にて送、念佛の聲く哀に聞ゆ、扱法納所の下を宮崎といへる、其を蓬來山とかうす、さて北の方町の方に五重の塔有、亦本社より南西の間に亦輪藏有、又南の方に十一面堂有、西に二重塔有、其邊の堂宮敷をしらす、亦本宮ハ右の脇に大なる鐘有、亦左の方に大黒堂有、海の方にかりととの屋有、亦大願寺あたりの寺一見、したきしやうし・柳しやうしなどといへる小路有、さて宿を打立候へハ、治頭(地)にて中村兵庫といへる者、此順礼ハよしある者として頻に留られ候あひた、其日ハ逗留、夜入て源介・小三郎などといへるもの來り、酒宴にてふ

かし候、さて此島の西の方に、みせん(赤山)とて不思議の靈地有、求門持堂など有といへり、

一廿五日、打立候へハ、兵庫助・源介かはんといへる禪門同舟にて、すゝをたつさへられ、舟中にてこうたなと様く遊らん、さて左の方に地(御前)のこせとて、明神の母にてましますとて宮つくり有、それより廿日市といへる町におしつけ、各々打つれ一見、町の上に櫻尾とて森殿の捨弟(命)の城有、當其ふもとにて送の衆にいとまこひし行は、草津といへる城有、其麓に町有、亦次にこひ(白壁)といへる町有、猶行て、右の方に遠くにほ島とて城みえ侍り、又左の方に、左藤の金山とて城有、當祇園原の町、古野藤左衛門といへるものゝ所に一宿、

一廿六日、辰尅ニ打立、ひきミたうといへる町を打過、亦ミとりといへる町を通り、當高松の城とて有、其ふもとにて人ニとへハ、是ハあらぬ道といへる間、跡のことくふミ歸り、八木といへる渡にて渡賃、猶行て遊坂といへる大坂を越、しへの内西といへる村、ミとの彈正の所へ一宿、

一廿七日、打立、椀坂といへるを越、右の方ニ城有、又今坂といへるを越、跡をミれば堀の城とて遠くみえ侍

り、又行て左の方に白山とて幽にみえ、猶行て、さい(西)ちやう(巻)の四日市といへるを打過、大なる岡を越行は、女めくら十七人烈立來るに行合、當行て玉利の町を打過、宗滿といへる入道の所に一宿、

一廿八日、雨ふり候て逗留、

一廿九日、朝立行けは、和田崎とて町有、其次に左の方ニ高山とてぬた(宿田)の城有、こはい川殿(小早)の御座所と所の人いへり、其麓(宿田)にぬた川とて渡賃、猶行て七日市とて有、次に新町有、其邊に出水有、おのくはたニ成て渡候、其むかひにて有所、一閑より餅たへさせられ、それを片手に持つひのやう、たひの道すから、備後の内三原の町、又左衛門といへる者の所へ一宿、

一卯月朔日、打立行は、やかて三はらの城有、次に左の方ニ高盛といへる城みへ侍り、猶行て高丸といへる城有、鬼などもや住けんとおそろしくて、今津の町四郎左衛門といへる者の所ニ一宿、

一二日、打立、山田といへる町を打過、やかて山田の城有、行くて備後のとも(朝)に着、善左衛門といへる者の所三徊らひ、舟よそひの間、其邊一見し、どもの城有、それより出舟候へは、島々數をしらす、其中をこぎと

をり、左の方ニ備中・備前、右の方ニ四國のあへと遙にみえ、それよりしはく(塩)ニ着、東次郎左衛門といへる者の所へ一宿、

一三日、しはく見めぐり候、

一四日、しはくの内かうといへる浦を一見、それよりしはくの人駄福田又次郎といへる、其館にて鞠遊有、不存ながら無方鞠かと思及候、いづれも足は天にあかり、其外見苦敷事へ申はかりなく候、

一五日、未刻ニ舟出候、左の方ニ備前の小島、右の方ニ四國、扱行くてひ(日比)の関とて來たり、又のう嶋関とて來り候、いづれも舟頭の捌候、其夜ハのう島といへる所に舟かゝり、

一六日、曉舟をいたし、海上も物うしまと(年)とかいへる所より関とても兵船一艘來り、船頭さはき候、其より申刻にうしまとに舟かゝり、うしまと一見、當其未刻に舟出て、其夜ハおふた(大多府カ)といへる一所に舟かゝり、

一七日、曉出舟、左方ニしやくしとて郷有、其次ニなはとて亦村有、さて播戸の内室の津に申刻に舟おしつけ、室一見、さて源兵衛尉といへる者の所へ一宿、

一八日、あかし(明)へ上乘憑に、脇舟頭早舟にて越候間、滞

留、

一九日、順風なくて逗留、境衆(御)松井甚介・助兵衛などいへる者同宿、さて舟中にて寄合候、兵庫の衆亭主などへ酒をすゝめ候、

二十日、境衆兩人より酒得候、

二十二日、其邊一見候へへ、境衆すゝをたつさへ來り候て、路頭の御堂にて酒宴、

二十三日、境雜説猥間、元舟ハ室ニ逗留の由申候間、熊野衆・高野衆・日向衆・南覺坊寄合候て、岩屋舟一艘借り候処ニ、船頭板をのせへき由申候、各々ハのせましきとあらそふ処に、舟子雜言仕候間、南覺坊取合候處に、一閑善ふるまひにて、舟子のつらをうたれ候、備舟おおり可申由申候へへ、地下衆吳見候て、亥刻に出舟、備行て播廣の内たちの城とて有といへり、夜中こき通り、さて高砂といへるところにて夜明離候、

一十四日、明石の浦人丸のしるしの松とて有、亦明石の城有、次ニしほや・たるみとて有、さて未ほとに淡ち鳴の方、江さきといへる処に舟かゝり仕、やかて出舟有、右方ニ松の尾とて有、其次ニ江嶋とて有、左方ニ一谷ほのかに見え、其次に松風村雨の松有、それより行

く／＼て兵庫へ申刻に着、其あたり一見、清盛・忠盛の御影拜見、さてつき嶋松にこんていの御堂へまいる候、

一十五日、辰刻舟出候へへ、左方ニ花山といへる城有、

次ニ生田川、其次ニ生田森、亦(御影)かけの森、次ニ芦屋、

備行／＼て西の宮の内海上より左の方ニ、ぬす人をはりつけにかけられ候、さてあひすの町なら屋の彦三郎・

めくちの町松井甚介・亭主の子藤次郎、西の宮までおくり、藤次郎すゝを舟中にもたせ、さて西宮一見候に、

甚介・藤次郎道しるへにて待し、それより打立ゆけは、彦五郎すゝ・焼餅、西の宮の名物とて持參、賞翫、さて打立行はむ(武庫)こ川とてあり、左方む(長徳)こ山・しうち山と

て有、右方むこの海、猶行てこやの寺迄甚介いさな

候て茶など、それより甚介いとまこひ、名こりおしミ打過ぬれば、左方こやの地有、亦行て右方ニ有岡とい

へる城有、本(伊丹)へいたミといへる城也、亦左方ニ池田と

いへる城有、今はわりて捨られ候、備行てせ川といへる郷を打過、にしやくの村弥五郎といへるものゝとこ

ろへ一宿、

一十六日、打立行ハ、右方(兼本)ニいはらきといへる城有、そ

れよりあくた川といへるをわたり、亦右方高(總)つきとい

へる城有、さて山崎の井上新兵衛といへるものゝ所へ一宿、

一十七日、打立行は、ひたりの方ニ小倉の明神の鳥居有、
備行て右方ニしうりう寺とて、細川兵部(藤孝)太輔殿の城有、
猶行て左方松尾、次に法輪寺、其邊にこかうの局の居
給ひし所とて、跡はかり有、其次にあらし山、其邊ニ
(戸無瀬)となせの瀧、大井川を渡り、やかて天龍寺の前にこか
うの石塔とて櫻の木下に有、亦天龍寺の邊に芹川、其
うしろに龜山とて有、備行て嵯峨の町にしはしの間中
宿仕候て、やかて打立、清瀧川にてはらひなと有て、
愛宕山へ參、坊中一見、さて長床坊へ一宿、

一十八日、早朝愛宕山より嵯峨ニ罷下候、大百味之儀輕
く成かたき由ありし間、南覚坊跡ニ召置、十九日ニ成
就、

一十九日、嵯峨一見、先ニ尊院、さて二尊院の邊に西行
の庵室の跡有、其々東にの(野色)ミヤ有、さて歸り候へ、
愛宕々御使僧百味の御札、御供使僧酒寄合候、其々申
刻に嵯峨の尺加堂(釈迦)の前にて祭礼有、備丹波の日吉大夫
來り、舞臺なとかさり候へ共、大雨にて尺迦堂の内に
て能有、

一廿日、打立行へ、左方ニ廣沢の池有、亦右ニ千代のふ
る道とて有、さて行て御しよの御影堂有、やかて北野
の天神江參、備上京ニ打立、細川殿館一見、今は荒終
て跡はかり有、其より下京与介といへる者の親の所へ
一宿、仏具也、

一廿一日、紹巴(里村)へ立入候、やかて心前の兩をかされ宿と
定候、さて織田上總殿(信忠)おさかの陣をひかせられ候を、
心前同心にて見物、下京々上京のことく馬まはりの衆
打烈、正國寺(箱)の宿へつかせられ候、さてのほり九本有、
黄礼藥(永樂)といへる錢の形をのほりの紋につけられ候、備
上總殿の前にほろの衆廿人、母衣の色ハさたまらず候、
是ハ弓箭ニおほへの有衆にゆるさるゝといへり、さて
馬まはりの衆百騎計也、引陣ニて候へ共、各々鎧を被
着候、亦馬面・馬鎧したるも有、亦虎の皮などを馬に
させたるも有、亦馬衣・尾袋杯したる馬三疋、上總
殿乗替とてさゝせられ候、上總殿支度皮衣也、眠候て
とをられ候、十七ヶ國の人数にて有之間、何万騎とも
はかりかたき由申候、

一廿二日、飛鳥井殿にて公家衆御鞠あそはされ候、殊更
飛鳥井殿御父子不存なから、御子息鞠一入めをおとろ

かし候、

一廿三日、紹巴風呂たかせられ候、其より前句つけ仕候、夜入候て、酒にて紹巴・昌叱・心前うたひ候、

一廿四日、下總有馬勘解由罷登候、

一廿五日、昌叱へ礼申候、酒すゝめられ候、扱紹巴うたへられ候、

一廿六日、石山の世尊院といへる出家ニ參會候、

一廿七日、何やらん、徒に打過候、

一廿八日、上總殿美野のこくとく打歸候、人數よそなから見物、それより紹巴・昌叱・肥後のう士殿(字)・加悦式部

太輔・北野大炊介といへる人同心にて、こゝかしこ一見、先右方に等持院とて寺の跡有、さて四条の道場、

橋を左にみて打過、五条の橋を渡、中島有、法城寺といへり、水去て土と成といふ心也、さて行／＼て六原

堂、本尊觀世音、其脇に堂有、地藏也、其蓮花座の下にしゝ有、うんけい(常)・たんけい(常)といへる仏師名作とい

へり、其前ニ淨光親王、延喜六代(空也)くうや上人の御影有、念仏を唱たまへは、御口より佛出たまふ所を作す、さ

て行て六道の辻(小野)のおゝ篁かめいとし入し所有、其次に北との皇とて有といへとも今はなし、左方ニ八坂の塔

五重也、其次ニ經かく堂・子やすのたう、さて眞福寺

清水の一の坂の上に、細川道礼(永九)こんりうの三重の塔有、其次ニ清水寺一見、庭の池水に飼鳥あまた有、其内にく

ゝるも有、さて次に田村堂を打過、觀世音へ參みるに、かけ作也、都々ハたつミ也、さて地主權現櫻有、其邊

に鐘有、さて音羽瀧、石のかけひ上より水落て、水上ハみえず、不動堂の下也、其邊に奥の千手とて堂有、

其あたりの小庵敷をしらす、さて歌の中山を越、左に(稱)せいかん寺とて跡有、右方に鳥邊山、次に阿弥陀のた

け、其次に若松の池(新カ)の池、さて泉涌寺といへる寺有、是は御門御當(本ノマ、一廟)うきよの時、はふふりたてまつる寺也、

それに茶湯の座敷有、一見候へハちやたへさせられ候、さて罷立を引留、酒をもすゝめられ候、それより本堂

に參、尺迦の御はを拜せられ候、長さ二寸八分、廣一寸八分有、さて其寺の内に泉有、以其泉涌寺といへり、

泉涌寺皆律僧也、其より順礼、觀世音へ參、さて東福寺(三聖寺)しやうしの入口によし有にわう有、昔は安藝一ヶ

國をにわう領と也、さて常樂庵といへる有、其仏殿ニ唐のくしゆんの御影有、亦中に正一國子(節)、其脇に九重

殿の御影有、當三かいに上りミれハ、正一國子の御影

とてかために作す、さて通天橋といへる橋を打渡りミ
るに、僧堂の天井に名筆の瀧有、はつたうの本尊は釈
迦の三尊也、山門ハ本尊觀世音、十六らかん也、其
俊成の御ハかへ參歸候へハ、右方今熊野、其次になき
といへる所、さて行て御白川の法有、御鞠のかよりの
松有、やかて三十三間に參、亦六原の普門院にて酒飯、
會尺さまく也、さておたきの寺一見し過行ハ、普門
院追酒、さて天人寺跡有、其より四条の橋打渡り歸宿
候、

一廿九日、紹巴三部集讀初候、

一卅日、朝ハ紹巴物讀、それより風呂ニ入候、

一五月朔日、昌叱・心前同心にて、賀茂の祭礼見物に罷
出候、先正國寺(相)、是ハ上總殿の定宿也、さて行て右方ニ
御たかし川・たす(丸)の森、其次に賀茂川を渡り、けい
馬見物し、らちをいひて其内をのかれ候、僧蟬の小川、
石川同河也、やかて片岡の森、神山同所也、僧賀茂の
宮の邊にて、京の代官村民其外いさなひて乱舞有、大
鞍村井捨弟(貞勝)、小鞍天下一觀世彦左衛門子、太鞍賀茂の
社人西藤甚十郎、うたひ澁谷太夫・藤内、狂言滿左衛
門・与左衛門、各々遊らんにも目をも慰め、さて歸り

にしちくといへる村を通り、左に齋院・今宮、さて紫
野(野)の一見、猶行て七野社(平)、さて舟岡、其ハ天神の辻とい
へる口ハ京ニ入候、

一二日、紹巴うちへ越候留主ニ、下京へまかり候、

一三日、紹巴歸り候て、松たけ名物とてふるまはれ候、

一夜入候て、下總の宿へ紹巴・昌叱同心にて酒たへ候、

一四日、紹巴は肥後の宇土殿、亦我々にも食たへさせら
れ候、

一五日、紹巴の秘藏空往大師の御筆、小野の小町の繪像(私法カ)

一拜見、僧未尅ニ紹巴同心にて先めやミの地藏に參、さて
祇園、其より八坂の堂ニ參見れハ、正徳大師(寺)の御影と
て拜見候ニ、御くしを打わりて玉眼をぬきけるとみえ
侍るハ、いかなる者のしわざにや、おそろしくこそ、さ
て行て雲井の寺とて、岩屋の内ニ地藏まします、今は
寺の形なし、さて靈仙ニ參、こく河の御堂拜見、歸りニ
かつらの橋を打過、やかて双林寺、其次に長樂寺、本尊
觀世音、其寺の脇に一向宗の村有といへとも今はなし、
是ハおさ(大坂)かより先に立し一向宗といへり、さてあハた(栗巴)
口釵を作し水有、今もしめ繩を引、おろかならず、是
もよしミつと也、銘ニハ吉光と也、僧智恩院とてほう

ねん上人の御堂有、亦一心院とて淨土の本尊有、參ミ
 れは僧たち餘多ましまし候、息の内にて念佛靜なる跡
 無申付候、其御堂の縁に六七年ほと無言する者有、さ
 て青蓮院との御館一見、皆荒終候、今は其邊ニ小庵
 をむすひおわしまし候、さてあハタ口に見猿・きかさ
 る・いはさるとて、石に作て有といへとも今はなし、

さて其口を打過て、弁慶石といへる所にて、紹巴も
 たせられ候酒たへ候、其紹巴の館へかへり申候、

一六日、紹巴同心にて先時雨のちん一見、其木ハげや木
 といへる木也、二本有、其前に觀喜天の御堂有、其
 前に定家卿の居住所有、今昌也、其邊ニ式子内親王の御

はか有といへとも今ハなし、さて觀喜寺(歌)是もなし、さ
 て千本の釈迦堂ニゆひきやう有、さて老松とて有、又
 紅梅殿とて有、さて行て北野本宮へ參候へは、脇に會
 所有、又一切經堂有、其外行て末社(歌)つれも拜ミ申候、
 猶行て鹿園寺ニ參みれば、金闍三かい作也、上ハ三間

也、板敷ハ黒漆なり、さて大師の御作石不動へ參、當
 右方ニ平野とて杉有、松は亂に悉切終したるといへり、
 さて行て十王堂有、是ハおの(小野)ノ筆の作といへり、其脇
 に千本の櫻とて有、さて歸るにふうきやう院御所一見、

一七日、宇土殿・蒙丹連歌興行、連歌終候て、月見ニと
 て昌叱・心前門外に指出、酒肴、宇土殿兩人も來り候、
 扱紹巴當座、

五月雨の晴まの月や天の戸をひらきて出し光りなり
 けん

一八日、一順仕候、

一九日、宇土殿・行豐連歌興行、

二十日、一順、

一十一日、拙者連歌興行、執筆文閑、當連歌過て、酒數
 遍めぐりて後、十斗入ほと引盃にて二ツのミ、拙者
 にさされ候、

一十二日、召烈(列)たる順礼卅人計、前に罷下候、紹巴きひ
 しき人にて候間、門外にて各々へ暇乞候、當心前の源

氏見申候、筆(近衛尚通)ハ後法成寺殿近衛・妙法院實胤・四條隆重
 卿周桂・宗鑑(山崎)・富小路實直卿・曼珠院宮惠連・下冷泉宗清・

菊亭公廉公・稱名院・無量壽院應礼・宗牧・宗碩・鷲隆

康卿・柏木榮雅・大津莊嚴寺・中御門定秀卿・永閑・
 牡丹花・西室・公碩(青)・持蓮院宮尊鎮・壽慶・岩山・道

堅・近江宗仲・北野宮司純祐・中山脱軒(下)・刑部卿入
 道宗成・姉小路基綱・官務伊治宿称・二樂軒・宮世・岩

屋・民部太輔・鳥養近江・宜泉坊・逍遙院遠空、

一十三日、河上拾郎三郎連歌興行、連衆常泉、其中に但馬衆八木殿の捨弟(舎)隱岐守といへる人連座候、備連歌過候て、澁谷太夫來り候てうたひ承候、其より但馬衆歸るさに馬場末にて追酒、太夫あまたうたハれ候、

一十四日、紹巴同心にて志賀一見ニ罷越、白河を打過て近江の中山茶屋にやすらひ、やかて風のかけたるしからみなとゞ讀し所一見、備行て志賀の山越候得ハ、なから(采巻)の山・ひゑの山など打詠て行は、紹巴の迎として明智殿をそは衆三人、各馬にて來られ候、其馬に拙者乗るへき由申され候へ共、斟酌仕候、備から崎の一松一見し、坂本の町に一宿し、五月雨の晴まほと有て、月限なく湖水に移風時雨になと申あへり処ニ、其うしろに舟さし着、明智殿參會有へき由有之候間罷出、紹巴・行豊など同舟、其儘明智殿城を漕まへりみせられ候、其舟ハたたミ三重敷計の家を立られ候、面白くて其板ふぎの上に登、猶廻る盃あくこなくこそ、備舟よりをり、明智殿同道にて舟の内みせられ候、
二十五日、紹巴同心にて一見の所へ、猶坂本・ひゑの山ふもとにはし殿、其上に八王寺、其下に大宮所、上

七社、中七社、下七社とて跡有、さて遙にひらの高根・横川とてみえ侍り、其より眞葛ヶ原の松、昔をのこすかとみえたり、それより始の宿に歸候へハ、明智殿が城に來るへく申され候へ共、斟酌候へハ、麓に明智との下候てめしたへさせられ候、備座の衆紹巴・明智との・行豊・堺衆大炊介・拙者ともに五人、備種々の會尺、座ハ四帖半、茶をと候へ共、茶湯の事不知案内にて候ま、唯湯をと所望申候、さて庭の竹一むらの陰に菴を敷、それにて御酒肴有ニ、朝倉の兵庫助といへる人くハ、り候、敷遍、それよりよし巻とて、水海の鮒・鯉・むつ・はへなとを芦の中へ紐にてよせ、躑而竹あめるすをまろくたて、其中にて魚をくミあげ候ハ目さましき事也、さて明智殿ハ織田との東國の陣立の程なれハ、なくさミのかたには如何とて來られす候、さて其より風呂の前に舟押付候へハ、明智とのさし出られ、風呂にてさうめん、始の鮒鯉など着にて酒肴、備紹巴發句、四方の風あつまりて涼し一松、脇明智殿、濱邊の千鳥ましるかるの子、拙者第三と候へ共、斟酌いたし罷立候、其が和田玄蕃(惟長)など同心候て、亦城の内一見、さて城のたくハへ、其へくの倉薪など迄積置候事、言の葉にお

よハす候、さて舟に乗、明智殿いとまこひ仕、元の宿のうしろに舟おし着、少やすらふ所に、明智殿（船）紹巴までとて拙者ニかたひら三ツ、宇治の名布とてもたせられ候、きなれ衣の旅やつれを見およハれ候かところ、

僧舟出候へハ、跡にかた（壱）、其前に眞の（壱）入江、さてむかへ鏡山、三上のたけ、水茎の岡、やすの川、山田（突）やはせ、僧（粟）あハつの森の前に舟をさしよせ候へは、其所の人々紹巴へす（船）をもたせ來たつさひ申候、さてせたの長橋、亦から橋ともいへり、其次に舟橋、驥而石山世尊院へ參、風呂ニ入、あるしまうけ様く、夜入て兒若衆こうたなとうたひ酒宴あるに、十二三計の若衆小歌などを舞廻られ、其興をもよふされ候、

一十六日、世尊院連歌興行、一十七日、石山の觀世音へ參詣候へハ、源氏のまとして、紫式部源氏を書たてし所あり、其上に式部の石塔有、僧寺に歸り石山の御ゑんぎの繪像拜見、其（船）紹巴此寺ニ徒にやハとして、源氏桐つほの巻を讀候、僧歸京の折節、風呂と候へ共、急打出るに、坊中衆す（船）を中途まで持せられ、酒宴類に侍り、僧本國尾張衆山ち源介といへる人、前の同會にあハれ候、其夜ハ歸り舟にて亦迎に

來られ候、是も舟中にす（船）を持せ候、さて水上のミわたしに笠取山遙にみえ侍り、亦行て兼平（今井）の原切し處有、僧木曾殿（義忠）臥所田中に有、鑑塚とて有、又ともへのしるしの松有、さて打出の濱、其（船）大津に舟つけ三井寺一見、さて僧正紹巴の迎にさし出候て、寺の前の御堂にて酒肴、さて名に響たる鐘、三井の水に心をすまし立歸に、おの（船）小町の石塔有、亦小町の腰かけの石とて有、

やかて関守の跡有、さて相坂の関を越、関の清水を結ひあけ、手を冷しなとし侍るに、玉鐘の地藏とて有、亦行て蟬丸ハう屋の跡有、其次ニ走井（走）の水、其より行てひやうしくしとて関有、関東の順礼衆せき留られ物うけなるを、拙者校量としてとをし候、さて紹巴智音の方より送馬二疋引せ、拙者のれと候へとも、た（船）とてかちより行て、音に聞し音羽山、をとほの里、さて行て四宮川原、其邊山科也、さて天智天皇のみさ（船）き、

其次に花山の僧正の館有、僧ハうくハん義經のけかけの水とて有、其次松坂、あ（粟）ハた山、南祥寺見歸り佛とて有、亦ぬ（船）へ射たる所、僧しゆんくハんの居ところの跡、次にしも（下）河（原）かへら、さて歸京候、一十八日、小笠原殿へまいり候、

一十九日、^(里村)昌叱にて連歌有、

一廿日、黒田六郎左衛門樽持參候、亦下京衆清水龍清樽、其後堺小屋の樽四ツ、種々取合、則紹巴・昌叱寄合候、

一廿一日、紹巴の會尺の連歌有、

一廿二日、小笠原殿へ參歸候へ、丹波の遠路に候へとも、新藤左衛門太輔殿、近衛様よりの御使として、同御尊筆の一冊御書狀頂戴申、其より一順仕処に、長野下總守御酒紹巴へ進候、

一廿三日、大覚寺殿・飛鳥井殿申請、連歌興行仕候、新藤殿御連座、さて連歌終、乱酒ニ成、大覚寺殿・飛鳥井殿の御盃度々御しやく、御さかな被下候事其數をしらす、新藤殿・紹巴などおののうたはれ候、

一廿四日、鞍馬一見、紹巴同心候、先市原の阿弥陀、

さて其邊に小野の石塔有、亦し井の少將のはか有、其の大原なとみえて、貴舟、さて鞍馬へ參、御甲・御太刀いたたき候、僧僧正か谷、うし若殿兵法御傳の所々いろくののしんひの事拜、其の薬師坊といへる座敷をかり、紹巴酒飯をもたせらる、其座はかけ作り、山家の躰哀をもよほすに、紹巴源氏の若紫を被讀候、其興た、成半に、坊主毘沙門の御まきをすめ有へき由候

へ、紹巴其氣色替、此座の長居御無心にあ、更々御坊の御心つかひ有ましき事とて、源氏をふところに入、其座を荒々敷たれ候を、坊主紹巴の袂にすかりけるをふりはらひ、かまのさうをたて庭に飛おり、其下の堂にてさすがに若紫の巻を讀取、其下ニとある坊に立入り、かさねくの盃おかしくも哀にもこそ、さてかへさに大雨にて候、

一廿五日、飛鳥井殿へ參、くす袴沓のゆるし申請、歸り候て觀世・宗雪・澁屋せいあん・子三郎右衛門食たへさせ候、亂舞承候、宗雪のうたひ、三郎右衛門助音、清安大鼓一ちやうにてはやし候、歳ハ八十四と申候哉、猶若々しくみえ聞え候、其晩に大覚寺殿よりかたひら給候、

一廿六日、小笠原殿へ參、其後飛鳥井殿へも參候、歸候へは、小笠原殿より弓かけあまた具たまへり候、

一廿七日、伊勢參詣ニ打立候へ、五条の橋の本まで紹巴おくり、酒飯をもたせられ候、夜の程ハ食事成かたきを見及候哉、懇志無比類候、さておのくへ暇乞、立別行へ、醍醐を打過、近江の内伊井の尾といへる村を過、はたといへる所ニ而関有、其次に櫻谷の渡賃、に

猶行てとひ河といへる所に関有、亦なうそといへる所に関有、猶行て野尻といへる所に関有、其よりあさみやといへる村有り、いのよ兵衛といへる者の所に一宿、

引手四条油小路新覚坊といへる山法師、

一廿八日、早朝打立、くへうかの内小河の城有、さてお

たけたうけといへるを越、伊賀の内小田市といへるに関有、さて丸山といへる所に関有、猶行てあおの村竹室三郎兵衛といへるものゝ所江一宿、

一廿九日、あを山越をして、伊勢の内入道かといへる

村に関有、次ニお山との谷といへる所ニて関五有、亦駒の口とて関有、亦大ぬさといへる所ニ而関、次に長野関とて有、亦田尻ニ伊賀関とて有、其ゝ行て三わたるといへる所を打過、平尾といへる所、臺屋関といへる者の所に一宿、

一六月朔日、早朝打立、あやい笠といへる村を通る、是

あみ笠をあむ村也、次にくした河渡質、其ゝ行て齋宮、其次ニ繪馬をかくる鳥井有、次ニ笛吹の橋、次ニみやうしやうか茶屋、亦臥見坂、次につち大仏、たまるの城みえ侍る、さて宮川を渡、はらひ仕候へは、衿きともあまた來り、よろつの事を申かけ、ものを取候、其お

り節、安藝國の人妻子を引くし參詣なるか、御被せんとはた帯などをもときおきけるを、衿き是をうはいとらんとするを、河の中より走あかり、はたかすまう成けれハ、手にかゝへたる物をも忘、女子の事はいふにおよはず、諸人のミる目をもはハからず、ふりまへこそはかなけれ、其ゝ関二ツ有、やかてやう日の町見かしき大夫へ著候へは、種々の会尺、其より内外外宮へ參、道すから靈佛れい社神變筆に及はず、殊更六七歳の童女文珠堂にてかねを打、扇を開、さまく(体之)の林をなす事、一遍に文珠のさひたんかと目を驚候、さて天の岩とに參、其より歸宿、

一 二日、御くうあけ、其より下向、さて行を、はたといへる村、かひと満五郎といへるものゝ所江一宿、

一 三日、早朝打立、伊賀のうち入道かといへる所、中河善十郎といへる者の宿へ立寄、卒度やすらひ亦出行

ニ、ふる山一番寺とて有、一見候へは、ちやたへよとありし間、其分にて、當打立行に、はつたと云る村、

くうや次郎左衛門といへるものゝ宿かり枕、

一 四日、松の瀬の渡質、其より北野といへる村有、徊らい出行は、はちふせといへるたうけを越、奈良へ入、左

方ニつゝ井の城有、亦行て心前の捨弟きたのはし新三郎といへるものゝ所江立寄候へは、すいはん酒にて會尺有処に、あかし彦左衛門といへるもの來り、薩摩にて參候ての故、宿かすへき由申間、まかり候へは種々の會尺、其より其あたり一見候、猿澤の池わきもこりねく、たれかミはさもこそあらめとて、鮒鯉などの満洗侍るに、めう留ける、さて興福寺一見、

一五日、東大寺の内新禪院一見、其々大佛へ參、さて若草山・二月堂、北の方に手向山有、さて八幡へ參候へは、神前にみかんの木有、實なり色付て、花も葉も枝にましハリ侍るは不思議にこそ、其實ゆかしけれへ、こらへて罷通、春日へ毎日兩度御供とゝのふる所有、儒春日四所明神へ參候へへ、八乙女はふり子神前にさふらひけるに、御神樂をあげ申候、下向に雪けの澤とて有、さて宿へ歸り、會尺様々にて打立、一乘院といへる寺一見、さて棹川を渡、多門山の城一見、其家中あまたの間、ことごとく見めぐり、其内に楊貴妃の間とて有、此間よりみるに遠近の名所のこりなし、まづ伊駒のたけ、秋しの・西大寺・立田山・二上のたけ・たえ満寺・天のかく山・飛鳥川・多武の嶺・吉の・初瀬・三輪・ふ

る山・磯の上・高圓寺・羽かい山、みなくみえ侍り、其二階にて山かた對馬守此城の番也、手つからほんに山桃を入持來られ、酒をすゝめられ候、順礼支度なれば、誰とはしられしと態手をさしあげ、其楊桃をこいとり、しはしもてまさくりけるも今は恥かし、當馬をさゝせられへき由ありしか共、順礼の身にてハと斟酌仕、やゝ行ほとに、般若寺の文珠堂といへるに、奈良衆あまたすゝ食籠持來り酒多ん、其より道のわきて遠かる泉河を渡に、わたり賃と有しかとも、山かた衆よりくハしよをもつてしらぬ人も多々召烈とをり候、其より水上にかせ山、其東に三か原、猶行て右方にこまの渡、其より西にはゝその森、其次に井手の里・井手の玉水、猶行て寺田と云る村のちまたにて、薩厂の大輔の聖道に行合ぬれば、たかひに見忘れけるか、さすかあやしとやおもはれけん、追つきて其名のりをし、引留られ候まゝ一宿、奈良衆紹巴の弟子宗慶同心、一六日、早朝打立、宇治ニ着、平等院一見、東に朝日山、その麓に渡の河に橘の小嶋、水上に款冬の瀬、其上にたうのしま・朝日山、其後に喜選法師の住給し所とて有、亦こなたに扇の芝・宇治の指橋姫の明神、河の向に

三室、其より槇の嶋、橋の横三間、たて十七間也、當槇の島古田賀兵衛入道玄良といへる人の方江立寄一見候へハ、順礼何もたへよかしと有之間、領掌仕に、聽て食をいたし、内へと申され候へ共、只これにてとて縁に居候へハ、さらはとて其儘我か内よりしやうはん酒をそれくと候まゝ、五はいつゝけ候へハ、ほめられ候もかた原いたくこそ、さて其比迄また鳥屋ニいらさるたかをミせられ候、きとくの由申候、さて四帖半茶湯の座敷によひいれられ、ちやともたへさせられ候、其より清泉寺迄送られ候、舟中にも酒をのせ、地下衆兩人舟に乗、一人ハ舞をまわれ候、さて名所なとをミるに、槇島より北西に伏見、其より未申方ニ小倉の入江、さて跡(木橋)にこへた、其より北に藤乃森、深草、其より東にすみ染のさくら、さて行て稻荷に參、少やすらひ、井の本に立寄、水のむへき由申候へ共、其家の有主酌をうはい取、水をさへおしむ、まことにかき(縁患)の心にこそ侍れ、さて宗慶にいとまこひし、行て三十三間(堂脱)に參候へハ、和田玄蕃・一閑齋迎ニとて來られ候、其より紹巴の館のことく歸候、

一七日、祇園會一見に罷出候、先下京の宿へ紹巴同心に

て罷下、其より打立、稻葉堂(因幡)を打過、夕顔の宿とて塚有、猶行て河原の院の跡有、籬か島、さて祇園へ參候へハ、ほくとて六本山なととて引候、それ終候て四条の道場にて近江の進藤殿見參仕、武田殿と信長の軍物語承、其より紹巴の館のことく歸候処、近衛殿(前入)様より進藤左衛門太夫殿御使、同尊書被下候、

一八日、下國に打立候、紹・昌同心にて東寺へ參、大師へ御りやうくの參を拜見申、其より宗久といへる入道の所へ、紹巴より食もたせられ候てたへ候、さて其より紹巴・昌叱へいとまこひ仕、古田左介といへる人下鳥羽迄おくられ候、其道すから、戀つか、鳥羽院の跡有、戀て秋の山、さて下鳥羽より舟にて淀川、亦きつね川に舟つけて八幡へ參、是迄左介小者つけられ候、其より行て、いはら木(老)の村藤持寺の觀世音の御堂にかり枕、

一九日、夜中に打立、吹田を通、右方に城有、亦左方ニ新城有、猶行くと城あまた有、さてあまか崎(尾)より舟おし出候、難波のうらなとみへわたり、さて堺の車町木屋宗礼ニ一宿、

一十日、住吉參詣候へハ、木屋酒飯もたせられ候、松原にてもてあそひ、さて歸るに堺の町々一見、其夜ハ鳥

まで酒宴、

一十一日、亦あまか崎のこたく渡候へ、宗礼又方々の知人、ねころ(根 考)・高野なとぶも、亦京よりの衆も舟ニ酒もたせられ候、名こりおしミかほにくミかはしわかれ候、あまか崎の前中宿に立より、躰而打出て有岡の市場こものや与左衛門といへる者の所ニ一宿、また日高きほとに、荒木とのゝ石藏の普請見物、諸侍自身石をばこひ超過の躰、目をおとろかし候、さて黒田六郎左衛門晩食調候、夜入地下衆相撲取候、

一十二日、夜を籠て打立、池田の宿を通、たゝのうちはつかの郭ながら、夕の空の月の瀬といへる村、北林彦左衛門といへるものゝ所に詠臥住ぬ、

一十三日、朝立行に、高平関とて二所ニ有、其折しも、この前に山たち有とて所の者走行を、我か身の上かとおそろしく、然共何事なく行くて、丹波の内大野原一見し、其より名へ駒くら越なれへ、わらちさしはきかちより過行へ、は城とも有、さてあけのといへる市場有、通ちやうの田村豫三次郎といへるものゝ所へ一宿、

一十四日、辰刻ニ打立、おひれといへる村にて、加治木

衆山本坊ニ合候、躰而はこやに着しためし、其よりか(金)ね山を越候て、ひかミ(米 土)の郡の内猪の山とて城有、かいた・あした(戸 田)の城有、さて小倉の町茶屋の彦三郎といへるものゝ所江一宿、

一十五日、打立、三里坂といへるを越、但馬の内大田垣(衆 惠)の城有、其よりやなせ(衆 惠)の市場を通、垣屋とのゝ持たか(高)たの町にやすらひ出行に、一日坂といへるを越、八木殿の町に着、善左衛門といへるものゝ所ニ一宿、

一十六日、ひほの山とて大山を越、つくハねといへる村なれと、しつのまかなひもなく、其邊の佛にかり枕、

一十七日、若狭の町を通けるに、其城の有主、二三日前に山中鹿助謀略を以生取、若狭の城を知行し、さし籠(舟 比)らるゝ人数に行合候、其より行てたち井殿の城有、亦半廻の城とて有、躰而石井大膳介峯入ニとて、山法師支度にて出たゝるゝ所に行合、彼人亦跡のこたく歸り、舟岡といへる町にて、夜終いにしへの事共語、宿助左衛門、

一十八日、朝大膳亮へ暇乞して行に、右の方に因幡山とて松山有、其前ニとつとり山とて城有、亦左の方に遠くひよとり尾とて城有、さて吉岡の城、同其町を通る

に出湯有、各々入、其より行てけたの郡下坂本の小庵(氣多)に一宿、

一十九日、夜中に打立候而、(音)あをや之町ヲ通、水無瀬といへる所より舟にて、伯耆の内大つかといへる所に舟

つけ、その町又九郎といへるものゝ所江一宿、

一廿日、朝立、はやなせといへる城有、其町を過行に、

藝州衆淺猪那信濃といへるに行合候へハ、わらち錢各

々へとらせられ候、我々も得させられ候、其よりはた

といへる所を打過しかとも、虫氣出合候て、亦跡のこ

とく歸り、九郎左衛門といへるものゝ所江一宿、

一廿一日、打立、未刻に文光坊といへるに立寄やすらひ、

驪而大仙(山)へ參、其より行て緒高(尾)といへる城有、其町を

打過、(米)よなごといへる町に着、豫三郎といへるものゝ

所に一宿、

一廿二日、明かたに船いたし行に、出雲の内馬かた(通)といへ

る村にて関とられ行に、枕木山とて弁慶の住し所有、

其下に大(船)こん嶋とて有、猶行てしらかたといへる町に

舟着、小三郎といへるものゝ所に立よりめしたへ、亦

舟押し行に、右ニ檜之瀬とて城有、其より水海の末ニ

蓮一町はかり咲亂たる中を、さなから御法の舟にやと

おほえ漕通、平田といへる町に着、九郎左衛門といへるものゝ所に宿、拾郎三郎よりうり、亦玄蕃允より酒あつまり候、

一廿三日、打立行て、(舟)きつきの大社に參、それより行て大渡といへるわたり賃とられ、さて行て崎田といへる町の清左衛門といへるものゝ所ニ一宿、下總酒もてあそひ候、

一廿四日、しまつ屋の関とてありしかとも、亭主の書狀を以安く通候、さてはねの町(羽根)を打過、梁瀬のしゆく、尚行て大田といへる村、門脇對馬といへる人の所に立寄徊らひ、さて行て石見のかな山清左衛門といへる者の所ニ一宿、夜入加治木衆早崎十郎・久保田弥三左衛門酒持來候、亦一閑うりもてはやし候、

一廿五日、打立行に、肝付新介ニ行逢候、加治木衆三十人ほど同行、さて西田の町を打過湯津に着、其より小濱といへる宮の拜殿にやすらふところに、伊集院に居る大炊左衛門酒瓜持參、さて湯に入候へは、喜入殿の舟に乗たる衆・秋目船の衆・東郷の舟衆・しらハ衆、各すゝを持來候、其より小濱のことくまかり、出雲之衆、男女わらハへあつまりて能ともなし、神まひとも

わかぬおひいれ、出雲の歌とて舞うたひたる見物し、
其より小濱のはたこやにつき、亦湯乃津のことく歸り
候へハ、船頭各々我々船に乗候へと申間、寔いせひを
仕候、夜入候て、関東の僧とて見参有へき由候間、斟
酌候へ共、薩广にて聞給しとてすゝを持せ、与風來ら
れ候間、無了簡參會、亦亭主もすゝを得させ候、亭
主小四郎、

一廿六日、順風なくて留ぬ処に、入來の別當權左衛門・
太平寺領の者善左衛門すゝを持參、さて出湯に入歸候
へは、亭主會尺、酒多んさまく也、さて俄に追手の
風有し間、犬の刻に出船、さて三そこの船頭舟衆に酒
たへさせ候、

一廿七日、未刻に濱田といへる所に着、宿大賀次郎左衛
門、さて京泊の船頭尾張樽持來り候、亦千兵衛樽、

一廿八日、舟待、然者加治木衆木佐野木大炊介樽・食籠
持來り候、亦京泊り衆・秋目・とまり(池)・鹿兒嶋衆杯來
て亂舞仕候、さて鹿兒嶋・伊集院衆も食調、晩にはし(白)
ら(羽)ハ市介食調儀候、

一廿九日、秋目の船頭將監樽・食籠持來り、亦坊の衆に
て藤十郎といへる者すゝ、晩には東郷舟藏之別當右近

兵衛めし調、さて濱田の町一見、

一七月朔日、鹿兒島の町衆藤介食調候、

一二日、秋目衆藏照神祇介樽持來り、晩ニハ大炊左衛門
食をとゝのへ、さて喜入船の衆に酒たへさせ候、

一三日、しらはの衆善左衛門樽・さかな持來り候、

一四日、入木の權左衛門樽・食籠持來、晩にハ鹿兒島町
衆左近めしとゝのへ候、

一五日、左近兵衛魚など持來候、

一六日、市介さうめん・熟瓜持來候、

一七日、亭主の親元起といへる禪門すゝ持參、其より船
に酒もたせ、船頭にたへさせ候、各々醉に成て舞遊、
其日をおくり、晩にかこしま町之者中村次郎四郎樽・

肴など、

一八日、秋目の船頭魚など持來候、

一九日、濱田の風呂へ船にて行、かへりに京泊りの尾張
といへるもの、せとゝいへる所に船つなぎしか、此船
に乗へきよし頻に申間乗移、酒多んさまくにて、亦
とまりのことく歸候、

一十日、申の刻に出船、

一十一日、船中ひるより風強なり、夜中も猶大風にて、

舟子ともまで迷惑し、帆をさけ波にまかせ行候、

十二日、巳刻之末ニからふして平戸に着候へハ、京泊りのもの神六すゝ持來候、亦善左衛門樽、

十三日、唐船に乗見物仕候、なんはん(南)より豊後殿へ進物として虎の子四疋、それをめつらしく見歸候へハ、加

治木衆彦太郎といへる者樽・食籠持來候、亦肥州より樽ニツ看取合、平松七郎左衛門といへる者使者、

十四日、あきめの勘介樽、亦とまりの又十郎樽持來候、また平戸之薩一とひすゝ持來、さて町寺家一とひと

見候へハ、普門寺といへる寺にて肥州出會、頻にと候間、堅く斟酌仕候得共、猶來るへく由申され候間、無

余儀まかり候て、肥州・同捨弟兩人へも見參仕歸候へハ、驥而肥州礼に來られ候、其よりとひの宿にて酒寄合、肥州より太刀あつかり候、

十五日、朝食市介調候、さて京泊の五郎兵衛といへる者樽持來候、亦大膳亮といへる者樽、其後類船三艘之

船頭樽持來候、亦阿久根之神左衛門樽持來候、又肥州より一部次郎左衛門といへるを使者ニ而十五日の祝言、

さて四さうの船とう船衆などへ酒たへさせ候、さて田平の良かい坊といへる山法師の子、千代鬼といへる兒

舟にのられ候て酒ゑんさま一、皆醉臥候、

十六日、入木の別當太郎左衛門すゝ持來候、晩にハ普門寺にて肥州より會尺ある處に、あまた庭來候、亦山口のまひ三人來候、其より肥州之館へ同心にて、子息

などへも見參、一段之儀ニ候、

十七日、京泊の土佐といへる者すゝ持來候、亦とまりの民部樽種と取合持來候、其後亭主すゝ持來候、

十八日、午尅ニ出船候へハ、肥州舟にておくり候に、拙者あなたの船に乗移、酒ゑんさま一にて、さていとまこひ仕、本船にのり候へハ、船へ樽・食籠種との

肴おくられ候、せとのとといへる所迄肥州おくられ候、其より九十九嶋を左の方に見て打過、右方にこたう、

福田・礼崎(長)夜中ニ打過候、

十九日、かは嶋(樽)にて夜をあかし、左方ニ志岐・天草をミて過行に、大炊左衛門かゆを調候、さて右方(船)ニこし

きの嶋、亦見るに、左ニハ阿久根、さて京泊に酉之尅(有徳)に着、其より小船にてたかゑ(高江)ニ押渡、山田新介(有徳)ニ一宿、

一廿日、夜中に打立、隈城にて夜をあかし、清藤土佐介の所へ立いり候へハ、城衆中各々酒ゑん、千秋万歳にて、其が串木野ニ着、中途ニおひて祝の人数かすをし

らす、殊更すゝの數々也、其より湛枝(マコ)の薬師に參、さてせかいへ立寄、いへひ種々の儀、其より御諏方へ參候て宿に着候へハ、所の僧俗男女、東郷・中郷をかけた往來の人々めてたし／＼とそ、かきとむる者也、

(中務大輔家久公御上京日記ニヨリ欠脱箇所ヲ補入セリ)

「出水専修寺文書先住覚書也」

関白殿様御下向之事

天正三年乙亥拾二月廿五日

御名乗前久と申奉る、

御供の人数

伊勢因幡守殿貞知

因州被官

湯浅掃部助

小者岩松

武田竹松殿

小者三郎

福壽軒

小者吉六

二俣左馬助殿

倉光主水助殿

森弥十郎殿

大塚新一郎殿

関白殿様御中間

与左衛門尉

天正四年三月拾七日ニ鹿兒嶋へ御下向候、同年七月二日ニ、從鹿兒嶋御上候而、同年八月廿二日ニ、如八代之御上候、

天正四年二月拾四日之夜、於川原被召出、殿様御面を以高城下之坊被下候、御前ニ市來加賀守殿御座候而御承候、関白殿様御下向、前代未聞に候、御寄宿被成候御事、到寺家後代可相殘爲證據、下坊被仰付候由 上意候、天正四年拾月末、抱節八代へ被召候而罷上、霜月初罷下候、関白殿様より瀬崎川原毛之御馬被下候、於八代之事也、抱節茂御刀一腰・御馬一疋御家門様へ致進上候、又御家門様より御書被下候事、鹿兒嶋・八代・豊州、又從京都數々之御書令頂戴候、

〔此一書、薩州家義虎譜中ニ在リ〕

「寫在加世田兼伊加倉三左衛門」

天正四年二月十七日

賦何路連歌

遠山も見るやこゝろの花盛

をしひらくよりかすむ櫃の戸

ねたる夜を起いてぬれハ春立て

いつのまにかは年ハくれけん

降そひてあさぎとこも白雪に

しほるゝあしへかる人もなし

水の面に夕日も月もいさよひて

はしるに秋の空のすゝしさ

軒端^ウまで霧のまかきやおほふらん

ミちのゆきゝもみえミ見えすミ

忍ふれは星しろき夜もいとハれて

車のをとにむねそとゝろく

いかて人いそく別となりぬらん

おもふとちけふの暮おしむなり

あかなくも鞆のあそひそむすほゝれ

立てもぬてもうちそミたるゝ

盃をとりあへぬまでめくらして

義久

其阿

芳溪

殊玄

殊長

久隅

意外

賀雲

智善

周琳

久秀

重秀

爲兼

可丹

釣江

友治

利次

義久

其阿

芳溪

殊玄

殊長

久隅

意外

賀雲

智善

周琳

久秀

友治

爲兼

重秀

釣江

可丹

其阿

義久

珠玄

芳溪

かゝけもてこしともし火のもと

をそぎ夜の月にやこゝろつくすらん

露のさハりにふかさんもうし

契しハ草葉より氣にうつろひて

ひとりしすめハふりはつる宿

▽^二汲すつる板井の水は物さひし

暮るをふかめて雨おつる山

いりあひの鐘にや駒をすゝむらん

かへるかりはの道のはるけさ

うちなひく竹のはやしをしるへにて

たつるけふりもかすかなるいほ

しろたへの雪のひまよりあくる夜に

啼いてけりな谷のうくひす

さえくし空もしつかに年越て

野ハ行人の袖そかすめる

をくりこし旅のあハれやまさるらむ

風さへおもふつてとなる暮

つるかきのおくにたく香ハむつましミ

まつ夜は月にたむけさまく

天川^ウけふのあふせハかはらめや

めてよかた野の秋のいろく
 いかかねて床をうつらのわかるらん
 身にそしミぬる今朝の山風
 たま／＼も爪木もとむる折ふしに
 雨のはれまの舟の行かひ
 川つらの里のをちこち見渡「本ノマ、上」
 かれ葉はかけのあさきあしふき
 一夜たに心とまらすかり枕
 身をししりてもちきるうかれめ
 もるゝ名をかへり見ぬこそはかなけれ
 はつせの花にうき山おろし
 川波にあさけの月はうちかすミ
 さほをりするゝ春の舟人
三啼鷹やなこり今ハとわかるらん
 山よりをちの今朝のよこ雲
 落瀧つふひきさらすとハかりに
 ひまなくらす宇治の里人
 二かたにかよハす心くるしくて
 うつゝにうらミ夢にこひしき
 つらきさへおもふはさすかにくからす

久隅 久秀 其阿 周琳 珠玄 重秀 爲兼 珠玄 意外 其阿 珠長 芳溪

のちの親をもちやたのまん
 さりし世にいつへきをまつかの佛
 うへ木のかげの春にあふ色
 鳥ハまつ花のふる巢に囀て
 こすまぎあくる月の夜ふかさ
 をとすミて秋のしくれのひとをり
 風ひやゝかに雲そうきたつ
 たのむへきかたハまれなり旅の空
 野山さひしく冬かるゝころ
 松杉のかへらぬかけにやとしけん
 いくのならへてつくるさつ「天」
 日の本の國のはしめや見るハかり
 かきをく文のもしのたゝしき
 さゝに「天」承もうちはへて
 あたりふかむる軒のむら竹
 義久八句 其阿八 周琳四 芳溪九句 久秀六
 珠玄十 重秀三 珠長八 爲兼五 久隅六
 可丹五 意外六 釣江五 賀雲六 友治五
 智善五 利次一△

珠玄 可丹 義久 芳溪 久隅 友治 賀雲 意外 久秀 珠玄 釣江 其阿 義久 珠長 芳溪

「義久公御譜中」

「正文在伊作衆條原宗兵衛」

何人第一

月ハ世のくもらぬをみる鏡かな
はれ行きりにひろさ池水

朝ほらけ袖ひやゝかに舟さして

何船第二

山姫や木ゝにかけほすから錦

しくるゝ雲の衣かりかね

沖つ風吹たつ秋の波寒く

何路第三

和くるかけやたかねの夜半の月

あさの色ある木からしの跡

朝鳥のこゑやゝさむミみたれきて

二字返音第四

こきませて花をもみはや村紅葉

月に鳥なく明ほのゝ山

里とをき夜ハの礎イソシのをと絶て

初何第五

うす霧や月もてハやす麓川

義久朝臣

忠棟

玄佐

其阿

芳溪

宗運

久隅

篤和

可丹

珠長

久正

義久朝臣

常榮

そよきて芦の花そ散そふ

劫残すおくてのわさ田色ハへて

山何第六

折残す紅葉ハ風のやとりかな
ミねにハるけきさをしかの聲

長きよの明かた近く起出て

何風第七

宿に月せき入て清し秋の水

つもりて露もしら菊の庭

鳴音もや陰の松虫いろならん

薄何第八

下草も紅葉にもれぬはやし哉

いてゝ鴉なく今朝のあさ霜

かり衣露打ハらふ野を分て

何草第九

天地も月のうちなるひかりかな

夜ハにひらけし槿の色

呉竹のすゑ葉ぬれそふ霧降て

御何第十

ミ山木も色かるあけの井墻かな

智善

其阿

賀雲

玄佐

久隅

頼継

珠長

芳溪

忠棟

其阿

慶源

玄佐

久隅

友治

芳溪

岩ふれ水の身にしめる聲
夕月夜清き川へらに旅ねして

追加

義久朝臣
珠長

菊まちて残るやこ蝶そのゝ秋

宗運

〔國史 卷十八 實明公
松齡公〕

四年丙子春三月二十九日、前久到鹿兒島館于寶持院、松齡公舊譜實明公書、島津支流系圖、島津義虎遺事修寺書、島津左衛門家藏年代記、此年三月十七日、前久發出水、二十五日至伊集院、二十九日到鹿兒島、實明公舊譜云、三夏四月九日、前久觀犬追物、十一日、復觀犬追物、左衛門督歲久求和歌即詠曰、乃留己マノミチヲツタヘテシラマニミヒヤツレンツモイヌヲツマ麻乃美知速津太邊天之良末由美比幾津禮津毛伊奴遠於フツテ不曾天、據實明留鹿兒島累月、公與爲和歌及連歌會、爲設游觀有笠掛・關狩・馬追・觀馬・矢魚等事、爲設老

中四人及福昌寺・淨光明寺送饗前久一日、同上、關狩・馬追並係本藩講武之禮、故老相傳、出曰關狩、入曰馬追、猶治幕府自紀伊如明石、兵振旅云、其說詳見國史館安永五年萬調書與宇喜田氏謀復京師、不肯、乃如備後軼謀於毛利輝元、輝元聽命、據續本朝通鑑十七日、幕府賜伊集院忠棟忠金更、名忠棟、川上意釣・平田光宗・村田經定內書曰、寡人將復京師、既與毛利氏成謀矣、武田・北條・上杉等響應、宜勸爾君應義舉、餘付昭光・昭秀、據實明公舊譜、內書無年、舊譜生告月日右方云、寔是天正三年、今據續本朝通鑑

幕府與毛利氏謀復京師在此年、故眞木島玄蕃頭昭光・一色駿河置於此、下昭光・昭秀書做此、

守昭秀、復遣忠棟・意釣等書令勸、公、同上六月朔日、

忠棟・經定・光宗・意釣爲連名書報昭光・昭秀曰、謬賜內書、勸寡君應義舉、寡君謹聞命矣、因獻白絲十斤、以賀義師之興、同上、舊譜以此爲天正三年、今置於此、其說見上二十六日、近衛前久發鹿兒島、公餽茶入・茶壺・琉球筵・沈香・紅絲・白絲

・五色絲・蘇木・止字寸・上布・精綿、據實明公舊譜、島津左衛門家藏年代記

茶入・止字寸並依原文、茶入・蓋伊東勘解由據高原城、高原城遺茶道者所謂奈津女、止字寸不審、城在高原

鄉地頭館東北五町許、係高原村秋八月十六日、公伐高原、十八日、至

飯野、與松齡公會、於是公將鹿兒島・谷山・日置・永

吉・宮里・長濱・曾於郡・喜入・蒲生・北村・東俣・郡

山・帖佐・山田・川上・向島・田布施・伊作之兵、松齡

公將眞幸院・牛屎院・太良院・桑原郡・嚙啖郡・大隅郡

・薩摩郡・加治木・新城、新設城、偶州吉田、即今鹿兒島郡、天正十五年、改屬薩州肝付・莊內之兵、中務大輔家

鹿兒島郡、見郡村高辻帳頭書・島津忠長將串木野・鹿籠・東郷・入來院・下之城、下之城伊

地知氏善邑、今垂水郡浜平村地鶴田・長野・山崎・境田・蘭牟田・大村

・知覽・市來・伊集院・神殿・吉利・穎娃・川邊・山田

・阿多・加世田之兵、十九日、鷄鳴、公發飯野軍高原耳附

尾、耳附尾在高原城東將士進攻高原城斷其汲道、城中大困、夜

公移軍霧島山麓花堂村、花堂村 屬高原二十日、伊東軍救高原城

至猿瀨、野尻鄉 有猿瀨不敢進、二十一日、公遣家□・忠長屯

鎮守尾、鎮守尾在 高原城西伊東勘解由遣日多木河内守、因伊集院

美作守久宣・本田親治・上井覺兼求和於家□・忠長曰、

儼得交質、當以城獻、家□・忠長即遣親治・覺兼、請國

老喜入季久於白坂、高原鄉高原村今無白坂之名、東南有坂、季久 傳稱喜入季久嘗陣於此、遺跡猶在

許之、以親治及德持舍人助爲質、伊東軍以落合豐前守・

日多木河内守爲質、二十三日、伊東勘解由獻城而去、於

是送還其質、公入高原城、三山・須木等望風而下、使

鎌田政年守三山、使宮原景種守須木、據實明公松齡公舊譜、 島津支流系圖家□・尚

久一流譜、上井覺兼日史、高原城攻記、松齡公舊譜、覺兼日史、伊東勘解 由作新次郎、高原城攻記作伊東勘解由、實明公舊譜同、而注於下云、勘 解由初稱新次郎、則新次 郎・勘解由、非兩人也、久宣、伊集院氏之支庶也、據島津支流 大和守倍久次子白周防介忠胤、久宣、忠胤第 三子也、伊集院陪久見第十六卷大七七年注、系圖、原書

尻、至跟瀨而還、據實明公舊譜、上井覺 兼日史、跟瀨在野尻鄉二十八日、公自

高原如三山、據實明公、松齡公舊譜、上 井覺兼日史、高原城攻記松齡公以下諸將賀

高原之捷、皆獻太刀、賜 松齡公三山、實小林、公如

飯野、上・晦日、相良氏獻書及腹卷、據實明公舊譜、 高原城攻記九月朔

日、天草氏獻太刀、腹卷、皆賀高原之捷也、同上、高原城攻 六 日、肝付三郎 稱三郎、兼護來見 公於飯野、據高原、十日、

公還鹿兒島、同上、據實明公、 松齡公舊譜、

冬十月朔日、肝付兼護遣藥丸孤雲・新納永看或作 永閑、肝付

兵部等擊南鄉、伊東兵部不勝、麾下三百餘人死、老中以為、

若使伊東氏承肝付氏之敵取櫛間・志布志、則大事去矣、

十日、老中喜入季久・伊集院忠棟與島津征久・鎌田出雲

守政近共守櫛間・志布志、由是二邑卒入公室、據島津支流 譜、田布施人二宮式部家藏舊記、松山人吉田五左衛門家藏年代記、天正 四年丙子十月一日、福島兵七百人死於南鄉之戰、七日、福島・志布志等 十四城皆歸公室、肝付甚兵衛文書、志布志地頭肝付左衛門將福島・ 志布志兵、擊南鄉、反爲所敗、治部左衛門死、而福島・志 布志並爲空城、於是鹿兒島遣兵成之、二說、與新納氏譜、二宮式部家藏 舊記大同小異、互足相證、故並錄之、肝付兵部不詳、疑是治部左衛門、

而肝付氏浸衰、所領諸邑往往逆降、據二宮式部家藏舊記、諸 邑葦大崎・串良等之地

看、新納氏之支庶、據島津支流系圖、原書尾張守忠正弟曰安藤守 忠氏、法名永看、新納忠正見上卷引治元年注

政近、鎌田氏之支庶也、據鎌田氏支流系圖、原書鎌田正經次子曰 政末、政近、政末之玄孫也、政經見上卷 弘治三 北鄉時久之敗肝付軍也、事在上 年注、公謂之曰、待克肝

付氏之後、會以志布志賞卿、至是將與時久志布志、伊集

院忠棟不可、乃以恒吉・永吉・内之浦百八十町地與之、

十一月十八日、公如下大隅、據島津支流系圖、 大崎鄉有永吉村遂行新城

・鹿屋・串良・大崎、至志布志、留數日、注擬諸邑地頭

如櫛間、十二月二十一日、還鹿兒島、據二宮式部家藏舊記、 行上登巡視也、禮月令、 巡行 縣圖、

一天正四歲丙子三月、兩所被召取ハ高原地頭上原長門守

・小林地頭川上大炊助ニ而御番堅固也、然折節上野隼

人佐者小林江召移シ、本城水ノ手口ニ罷在候、其時分

岩本加藤兵衛者、野心之者ヲ上野隼人・内山出雲守・

木嶋玄蕃三人ニ被仰付、黒にたニ而討果候、其後吉田

ハ求廣ノ境目ニて、地頭白坂美濃守・足輕大將上野隼

人佐、此兩人小林ハ吉田江被召移之由、隼人佐ハ吉田

より迎之人馬五拾人下給テ被罷移候也、仍小部當与三

兵衛ハ野心之者ニ而候、隼人佐者人ニ而打果候、并求

廣ノ之隼人内藏之允、是ハ白坂右近將監・上野隼人兩

人ニ而打果候、

『年代記』

一丙子 天正四年、此年近衛殿三月廿九日御下向、六月

廿六日御立有リ、御宿寶持院、八月十九日取日州高原

陣、同廿一日城渡、同廿二日小林城ニ掛火、落往ク小

柝共ニ以上城敷八捨去也、同廿三日 太守御發向城祝

云、四月十八・十九日、自小坂燒住吉天王寺、一向宗

齊下ノ孫一奔走、即被打、

831 「薩州家義虎譜中」

「正文在出水專修寺」

今度寄宿之處、種々馳走神妙候、然者當寺之儀、向後相

定勅願所、可爲家來之狀如件、

〔天正四年〕三月三日

專修寺上人

〔近衛前久公〕(花押)

〔上包〕謹上 專修寺上人

(花押)

832 『入來家臣田中某家藏』

坪付

大隅國清水内

一ヶ所

たれかと

以上

天正四年三月 日

〔輪津右馬頭以久家老 町田周防守〕 忠房

田中縫殿助殿

833 「正文四拾八番箱中」〔義弘公御譜中ニ在リ〕

尚々近衛殿、今日廿五伊集院迄被成御着候、是又爲

存知候、然者御家門様、去廿三日市來之湊へ御船下、
 從其未刻及亥時、何条候之哉、以兩使左衛門督へ被
 仰聞せ子細候、殊之外可六ヶ敷様躰、先々注進共候、
 何と哉覽、自爰諸篇氣遣可有推察候、

爲 近衛殿御会尺、犬追物之儀、先刻申越候之處、内衆
 就無人衆斟酌之様候、乍去供之衆者諸外城へ可申付之
 間、御越可然之由雖申候、無餘義指問候之条、此度之事
 者被成不用候て茂不苦候、聊心遣入間敷候、仍來六月比
 者、到境目一行之儀無油断候、殊伊東火急之氣分幸之儀
 候之歎、彼是以其企別義有間敷候、將又其表依當作時
 分、寄々手火箭持可差遣之段、即從年寄前、諸所江申渡
 候、如何様近日中可馳續事候、恐々謹言、

〔天正四年〕
 三月廿五日 義久(花押)

(上書) (義弘)
 兵庫頭殿

義久

〔義久公御譜中〕

〔在市來來古川源右衛門〕

薩州表干戈之趣、爲可承染筆候、様躰具預御入魂、可得

其意候、猶酒井寺快有法印可有演說候、恐々謹言、
 〔朱力半〕
 〔天正四年〕三月廿八日
 〔大色〕
 左衛門督入道宗麟

〔義久公御譜中〕
 〔案文有之〕

雖未申馴候令啓入候、仍其表之舟、去年從當津歸帆之刻、
 敵懸執候、然處肝付殿累年之憚、如先規出頭之条、右
 之舟之沙汰堅申含候、然者在所取次、拙者相存之間、連
 々申通度心底候之儘、幸此舟之事進之候、到余國勿論雖
 不致此扱候、貴邦之事者、廻舟彼是向後互爲可申承、纔
 顯思慮候、万端期來信之時候、
 〔朱力半〕〔天正四年〕
 長宗我部宮内少輔殿

〔義久公御譜中〕
 〔軍記有之〕

伊東氏之臣落合勘解由者、諫于義祐入道三位曰、日州川
 南三千町者元島津殿領地有其故曰、太守陸奥守久豊之
 石塔彫刻義天二字、而在穆佐寺地、又其息忠國誕生之地、
 植榎木矣、漸成長、而今也十五間四方爲大木、在穆佐城
 中、是其實證也、薩隅二州・日向半州者島津氏管領、且

一族家臣猛將其數多矣、伊東氏僅領日向半州、以故家臣亦寡矣、不願勝敗、以少弱敵大強如之何、不如早去彼地、爲和諧者可乎、然而義祐專匹夫心不容其言、爲空虛者也、

〔此一条年紀ナシ、御譜中ニ依リ此ニ載セ置也〕

837 「義久公御譜中」

一近衛前久殿下不計發花洛赴西海、舊冬十二月廿五日、寄 光駕於出水專修寺、越年於彼地、天正四年丙子之春三月十七日、光臨於麿島矣、是亦鎮西諸侯欲止干戈袋弓矢矣、而依使殿下赴西海也、由是定旅館於寶持院、日夜崇敬不可勝言、且復張行犬追物備 台覽者兩日、丁此之時、有高詠、與手組俱記左、

838 「全」

一大追物、^(天正四年)天文四年四月九日・同十二日兩日也、

839 「正文有之」

依島津左衛門督所望書之、
乘駒のみちを
つたへてしらまゆ

ひきつれつゝも

犬をおふ袖

(前久)
(花押)

840 「右馬頭征久譜中」

天正四年丙子春、近衛殿前久公來臨於麿島、主崇敬之不可勝言、且復張行犬追物備 台覽、征久初日立一之角射犬四匹、次之日亦列射手射犬七匹、

841 「義久公御譜中」

〔在喜入攝津介〕

犬追物手組之事

天正四年
四月九日

征久

嶋津右馬助 四疋

佐多

嶋津常陸介 四疋

忠長

嶋津圖書助 十四疋

吉利

嶋津下總介 八疋

頼経

嶋津小四郎 六疋

嶋津左衛門尉 九疋

本田紀伊介 二疋

嶋津攝津介 十疋

川上

比志嶋式部少輔 六疋

枕山

平田左近將監 三疋

嶋津上野介 三疋

嶋津兵部少輔 六疋

検見

喚次

義久

修理大夫殿

石谷

嶋津伊賀守

844

夏日詠月前郭公倭歌

「正文有之」

詠月前郭公和歌

よひのまのひとむらさめのそらはれて
月にこゑきくほととぎすかな

竹松丸

843

「公御譜中」
天正四年丙子四月十四日、
於鹿兒嶋有歌會、記左、

近衛前久公高駕滞在之際、

夏日同詠月前郭公和歌

もろともにおもひかはすやゆふ月夜
いつれはさそふ山ほととぎす

釈其阿

御家門様御會尺

義久錄
修理大夫殿

平田左近將監

詠月前郭公和歌

こゑもさたかになくほととぎす

検見

喜入
嶋津三郎四郎 九疋

顯姪
嶋津小四郎 九疋

あくるまでとほそはさし月のミか

吉判
嶋津下總介 七疋

肝付三郎五郎 一疋

因幡守平貞知

佐多
嶋津常陸介 三疋

征久
嶋津右馬助 七疋

夏日同詠月前郭公和歌

比志
嶋津兵部少輔 七疋

川上
嶋津上野介 五疋

こゑのかきりを月になかなむ

比志
嶋津式部少輔 八疋

本田紀伊介 三疋

こゝろあらはこよひへわきてほととぎす

忠長
嶋津圖書助 十二疋

嶋津左衛門尉 十疋

前久

犬追物手組之事

天正四年
四月十二日

詠月前郭公倭歌

前久

842

「在喜入攝津介」

くもりなきこゑは御空のほととぎす

御家門様御會尺

修理大夫義久

さなから月のミヤことりかな

沙弥玄佐

人傳のそれたにあるをほととぎす

雲ゐの月の夜半の一こゑ

夏日詠月前郭公和歌

上野介久隅

ほととぎす月に啼よの明る間ハ

ゆめうつゝともわかれさりけり

夏日同詠月前郭公和歌

左衛門尉歳久

誰か世にきゝもつたへむほととぎす

みやこのほかの月になくねを

詠月前郭公和歌

沙弥梁新

わすれめやこゑも雲ゐのほととぎす

月にかりなく秋は有とも

夏日同詠月前郭公和歌

圖書助忠長

人も見ぬ山路の月のほととぎす

夜よしとたれにつけて啼らむ

夏日詠月前郭公和歌

攝津守季久

見ぬさとの月はいかにと時鳥

夜半の寢覺の空に間はや

夏日同詠月前郭公和歌

重慶

このまよりもれいつる月のひとしほに

なく音をそふる山ほととぎす

詠月前郭公和歌

沙弥珠長

みすもあらぬ雲まの月のかけよりも

しのひ音たとるほととぎす哉

詠月前郭公和歌

沙弥栄訓

明かたの月にすぎゆく郭公

なを一こゑをのこせやまの端

夏日同詠月前時鳥和歌

武藏守忠元

保登と喜須在明濃月之飛度聲仁

於毛賀氣幾由類花茂紅葉裳

夏日同詠月前郭公和歌

景親

ありあけの月にこゑきく郭公

すたれおろさてうちななめつゝ

夏日同詠月前郭公和歌

備前守久秀

むら雨のことのしらへの聲よりも

たゝ月になくやまほととぎす

夏日同詠月前郭公倭歌

神重兼

折しもあれはし居の月にひと聲は

やまの端つらきほととぎすかな

天正四年卯月十四日會

845 「寫在加治木衆大村市兵衛」

前久様御滞留中

御歌之會

御馬追

春山のせきかり

御馬揃

御犬追

御花見

御連歌

御老中衆四人ヨリ御成四日

御川遊

福昌寺御成

瀨引

笠かけ

道場より御成

春日御社參

前久御歸京ニ付進上之物

一茶入一ツ

一葉茶つほ二ツ

一琉球筵

一ちんかう

一紅糸

一白糸

一五色糸

一すわう

一とうす

一上布

一眞綿

「朱カキ」
「天正四年丙子四月」

846 「大村重頼古戦書附云」

一四月、近衛前久様薩摩鹿兒嶋へ御下向被成候、御會尺

として、

御歌會

御連歌

御鷹野

御関狩

御濱遊

御川遊

瀨引

御馬揃

御老中ヨリ御成被申候、

福昌寺御成被申候、

御下向之儀者、九州之大名衆申下シ、

弓箭和談之儀

鳴津殿御吳見被成候而、

可被下由被申候ニ付、

御下向

被成候へ共、

義久合点無御座候旨、

御歸京被成候事、

前久公御歸京ニ付進上物

一茶入一ツ 一葉茶つほ二ツ 一琉球筵 一ちんかう

一紅糸 一白糸 一五色糸 一すわう 一とうす

一上布 一眞綿

以上

847 夏日詠月前郭公倭歌

(本和歌ハ八四四号中ニアリ、省略ス)

848 恨戀

中牆の隔ハつらし葛のはのかゝるうらみはいかにして

まし 義久

栳山花見

白雲の尾上につゝく松原や梢も花の色にみゆらん

歳久

〔外ニ前後數人略ス〕

天正四年卯月十四日當座

849

〔左衛門督歳久譜中〕

〔正文在御書物藏〕

(本歌草ハ八三九号ト同文ニツキ省略ス)

〔奥ニ有之〕
右一首 應犬追物興、

近衛殿様御詠歌也、正本者有殿中、寫之、

天正四年五月七日

850

〔忠元勲功記〕

一天正四子四月、近衛龍山様御下向ニ而、貫明様初

上ケ御歌會被爲催候節、忠元も爲被召加由御座候、同

年八月、皆様御出馬ニ而、伊東方之高原城被爲攻圍、

同十六日、城中モ茂防出合戰有之砌、忠元嫡子刑部太

輔忠堯、其年貳拾三才ニ而、大手之城戸口より片手者

小楯をかつき、打刀計ニ而詰入、其日冠頭之合戰仕、

數多爲蒙手疵由、左候而伊東勢も防方難及手、同廿三

日、落城仕時分、城中足輕大將漆豊前介と申勇名之士、

先一番ニ忠堯之姓名を問尋致面調、無比類御働感入趣、

致褒美候而立退爲申由御座候、右之落城より三之山・

温水・須木等之七城も皆引拂退去仕、同廿八日、於三

之山城、川田駿河守義朗江被仰付、勝吐氣被爲執行候

節も、忠元儀者、諸一所持衆持參太刀之列ニ而、御太

刀進上爲被仰付由御座候、

851

「正文在顯娃右京」「義久公御譜中」

當家字大望之事、依有歴然之好、不及吳儀、嫡々到一人者、永々令免許之狀如件、

天正四年丙子五月廿一日

義久(花押)

顯娃小四郎殿

「上包」
顯娃小四郎殿

義久

852

「義久公御譜中」

「正文在御書物方」

今度古今集傳受無事成就珎重候、仍爲礼義太刀一腰・馬一疋万疋目出候、并切紙之祝義、珎敷唐物自愛候、彼道

不残不混自余相傳申候、弥御心懸肝要候、恐々謹言、

「朱力キ」
「天正四年」六月廿一日

(前欠)
(花押)

修理大夫殿

「上包」
修理大夫殿

前久

今朝承候一札調進之候、次物之名之事聞書ニ可有之候

欵、悉ハ注不申事も候間、まつおほかた認進之候、彼

抄物引被合御らんし候へく候、

853

「案文在加治木來長谷場傳左衛門」「義久公御譜中ニ在リ」

從 御門跡様被下尊書并御扇候、畏珎戴過分之至、忝奉存候、仍糸五斤、致進獻候、以此等之旨、宜令披露給候、

恐々謹言、

「朱力キ」
「天正四年」六月廿五日

義久

北小路大膳太夫殿

「裏ニ有之」
近衛殿様御上洛之時

「上書ニ在之」
天正四年丙子六月

奈良一乘院殿へ御請之案文

854

今度在國中、兒玉備前守奉公神妙候由被相心得、可被申

聞候也、

「天正四年」

六月廿九日

「龍山公」
(花押)

「近衛家臣」「真知」
伊勢因幡守殿

855

「正文四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶々當時其表的何程候之哉、就者熊鷹之軸多方候之

間、符遠宜候するを一手羽望敷候、將又爰許へ毎年

可竹切せ候へ共無企之候、以時分可然竹を撰せ、少

切せ可預候、

此度談合之趣、定而川上左京亮具申入候之覽、然者以其

次彼崎之在所足輕等ニ成、尔々被見せ急度承、可致其分

別由申候ッ、如何ノ候之哉、萬一陣之御圖不事成候ハ、

又依行働ニ御圖をも可申哉、彼是堺目之儀委敷承合、早

速爲可伺御神慮、態染筆候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

〔天正四年〕七月十六日

義久(花押)

兵庫頭殿
(義弘)

〔義久公御譜中〕

〔正文在曾於郡花林寺〕

爲禱尔之儀、一入可被致懇祈之趣、今度被指出神載候之

事、尤祝着候、從爰許茂弥以自今已後、不可有別心之条、

可被抽丹精之段、誠所庶幾候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

〔天正四年〕七月十九日

龍伯(花押)

花林寺

(本文書ノ編年表ハシ)

〔表紙〕

義久公 自天正四年
義弘公 至同五年

後 編 舊記雜錄 卷九

〔在義久公御譜中〕

〔在國分衆宮原善右衛門〕

一 百姓をあへれひ、憲法たるへき事、民の飢寒をおもひ、苦惱貧富をしるへし、一屋作をけつこうする事、いにしへの賢王ふかく是をきんす、一治罰をうすからしめて、勸賞をあつくすへき事、一民のかうさくのいとまをまもつて、めしつかふへき事、一君の利を本として、わたくしの利をたしなむへからざる事、一民の利をさきとして、をのれの利を次にすへき事、一ほしいままにたみの物を取へからず、民まつしき時へ君財なし、

たとへは枯たる木の本のことし、民は君の財也、忽緒すへからざる也、一人の心をやしなうをもつて情とす、眷屬をかへりみるへき事、一威勢もつて人を竟時（マタ）、其身をしたかゆれとも、心ハしたかはす、正直をもつて民を随ゆる時へ、身命をかるんして心をそむく事有へからざる也、一下らうのとかをいふへからず、一下臆の無礼をいふへからず、一さんけん（さんけん）と讒訴とを用へからず、虚言中言を信用すへからざる事、一我あひする者なりといふとも、科あらは罰すへし、我にくむ者なりといふとも、君に忠あらは賞を行へき也、一家をおさむるほととの者へ國を治めへし、たゞ民を憐む者をもつて君の器となすへき也、一人ハ罵言誹謗するとも、うけとりてこれをとかむへからず、一隠密してはつかしき事、是をなすへからず、人の眼天にかゝる事、一獨言なりといふとも、比興のこと葉ハつかうへからず、人の耳ハ壁につく事、一利口を云へからざる事、一ふるきほうくよむへからず、人の文を置を取てこれを見へからず、一あしき若たう是をつかうへからざる事、一あしき友にましへるへからざる事、一上廿ヶ條、此旨を守て殊に人を成敗人也、

「正文四拾八番箱中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

猶々此度之事者不及 御圖、深々敷致祈念、可打立
所存候、但存分共是又委敷可承候、

庄内へ一ヶ条談合之趣、頃可被打立由、頻申渡候之處、
從彼方和田越中守・龜澤名字以兩使一ヶ条之企難可爲存
分候、通路橋之手備難及了簡之間、先へ人數三百者可渡
遣事難成之条、乍無首尾今度之儀者不問候、其上案内者
之口条々相違之間、不及力之由申來候、從最前必定到其
涯可爲違篇之段、吾人覚悟之前案中、言語道斷無是非候、
就之茂菟角高原口之儀者、指寄分別專要候、當者從此月
合比懸來月、其表 御柴之様子被尋遣、左京亮・雅樂助
之間、來十六七日必差越候え者、委敷可致相談候、彼是
爲御心得用一輪候、恐々謹言、

八月十二日

義久(花押)

(上書) (義弘)
兵庫頭殿

義久

859 雪窓妙安大姉三十三回、ことし八月十五日にあひあたり

侍りしへ、年季も是を限なれへ、一人かなしき身にシミ
とをり、時しもあれ、秋やハ人のわかるへきと、いひ置
しいにしへも思ひやられて、いと々露けき秋也、追善に
廣濟和尚詩をつくり、手向給ひし其韻字を取て、試に一
首をつらね侍るものなり、

義久

月にちるは、その秋へ程もなく雪に向かへん窓の山風

「貴久公御夫人

天文十三年八月十五日御逝去、

天正四年ニテ三十三回忌ニ當ル也」

860

「御文庫二番箱義久公一軸中」

今度日州表御出陣、依御神慮被成御勝利候、千喜萬悅、
天下之覺不可過之候、向後爲御祈禱、從當寺院 上様江
御武運長久之目錄兩通令進上候、此之旨可然之様可預御
披露候、誠惶誠恐敬白、

八月吉日

彦山權現宮可般若坊
權大僧都法印豪繼(花押)

伊集院右衛門大夫殿

(上書)
伊集院右衛門大夫殿

彦山般若坊
法印豪繼

「義久公御譜中」

夫霧島之爲山也、跨日隅二州之間、我封內之名山、諸侯而祭封內之山川者、古今之通禮也、高原之爲城也、霧島山之東麓伊東氏據其固、而率兵超山、時々侵我大窪・田口之村、當其可祭之日、敵兵驟至、則不得祭者多矣、是故兵庫頭忠平問攻高原於義久、義久許諾、則使市來美濃守大口、迫問甲斐守栗野、細田武藏守・遠屋下總守飯野之下、并能知高原之地勢鳥玉利大炊左衛門尉・同姓壹岐掾等同意志、赴其地窺要樞來、由是天正四年丙子、欲陷高原城、八月十六日、義久發於麿島、今夜一宿於帖佐餅田、引赴戰場之佳例、使麿島・伊作・田布施騎步扈從于馬廻、翌日一宿于栗野、比志島式部少輔進三獻、同十八日、未時到乎飯野、兵庫頭忠平出城下待義久、隱居以述慶賀、而請乎內城、進乎三獻及太刀・馬代、又獻龍蹄、輔毛、印流車也、義久亦昇太刀・馬、而後定結陣之評議、申西之交忠平進發、所相從之軍衆、飯野・加久藤・馬關田・吉田・吉松・栗野・横川・湯尾・馬越・本城・曾木・羽月・大口・一山

・平泉・加治木・踊・社家大隅・清水・新城・上井・敷根・廻・市成・百次・山田・平佐・高江・社家薩州之牛川内根・垂水・田上・下之城・新城・吉田薩州也、北郷一雲旗下及肝付諸所騎步悉以率之進發也、

同十九日、待鷄鳴、而島津中務少輔家久・同姓圖書頭忠長爲將帥、領串木野・鹿籠・東郷・入來院・下城・鶴田・長野・山崎・堺田・藺牟田・大村・知覽・市來・伊集院・神殿・吉利・頰娃・川邊・山田・阿多・加世田騎步進發、次義久引率麿島・谷山・喜入・永吉・日置・伊作・田布施・宮里・東侯・郡山・蒲生・帖佐・山田・長濱・曾於郡・向之島・川上士卒而發向也、欲疾到以雖急、而太軍之行路不自由、未時到于高原城外、以稱耳付之尾之地定陣營、地取歛初以下諸神勸請、而川田駿河守吐氣也、今日陣幕既成矣、此間輕銳之男子欲攻高原城、義久聞之痛加禁遏、而不隨其令驅馳、已破門壁者、栢原將監・間瀬田刑部左衛門尉・濱田右京亮・長谷場兵部少輔・上井伊勢守・伊地知伯耆守・長谷場織部佐・長野兵部少輔・福屋日向守等也、丁此之時、戰死者三原源三郎・入佐郷左衛門尉・中將房・曲田氏・野村右衛門尉・井尻早左衛門尉・四本半八郎・尾辻氏・宮原越中守已下也、兵庫頭

忠平・島津右馬頭征久・同姓左衛門督歲久・同姓圖書頭忠長・同姓中務少輔家久抽軍功矣、義久今日所駕之馬稱瀧之平川原毛也、今夜義久陣霧島山下花堂、其翌廿日、老輩等終日致評議於我之陣舍、諸卒或有向城裏飛羽箭放鐵炮者、或有掘陣陞堅門壁者、如斯待敵兵之犯我陣、而迄明曉無一人之所侵來者也、

天正四年八月廿一日、使家久・忠長爲大將築陣於鎮守尾、鎌田尾張守役吐氣也、及此之時、城裏敵兵有言曰、請暫止發羽箭可達愚意、許諾、而後伊集院美作守・本田因幡守・上井伊勢守進城邊、則稱肥田木河內守者前出曰、已兩日盡筋力致防戰、然而今也已絕水路、無饑渴之可補之、欲保生守城、而實失防禦之術、請互納質、而後宜去城焉、三輩入以告于家久・忠長、家久・忠長曰、速可達喜入攝津守、以故本田因幡守・上井伊勢守往白坂之上告攝津守、而後念佛寺・伊勢守・因幡守共三輩進城下、使念佛寺約首尾者再三而成矣、從城之質落合豐前守・肥田木河內守也、于時有城裏之所欲之質、本田因幡守仍曾於郡卒將副德持舍人佐、而約既成矣、今日將暮之際、遣本田因幡守・德持舍人佐入敵城、而堅其約、以故落合豐前守・肥田木河內守爲質降來、同廿二日、謂城中曰、速可領納其城、

城裏之輩報曰、伊東氏之士卒陣狼瀨之上、遣一僧告去居城之故、且乞迎之夫馬、而後可獻城、聞此言曰、不得一僧之許通融、得一通書、則可使我僧到其陣、依再往此事違今日之約也、

同月廿三日巳時、高原守兵之將伊東勘解由前名新次郎以下、先妻子奴婢而下城者一百七十餘人、帶甲胄手干戈欲顯勇敢情狀、而有飢渴之患顏色甚悴、童女奴婢共殆八百餘輩、悲歎退去味方數萬軍中、而後戶崎城主使一僧、高原降人等所無一人之會傷死狼藉者之述禮詞也、今日未時義久入高原城、一覽鑼鎗而進三獻、配膳三原右京亮・山田新介也、及深更近隣陣壘數多放火委去也、由是高原・高崎・三ノ山・内木場・岩牟禮・須木・須師原・奈崎共八箇所忽爲我用土、同廿四日、使鎌田尾張守警衛三ノ山、宮原筑前守警固須木也、

同月廿五日、爲歷覽野尻城郭、義久引太軍而到于跟瀨之邊、敵兵輕不發出、僅步卒等飛羽箭放鐵炮而已、酉時歸鞍于高原也、兵庫頭忠平今日率數个所之衆、入于三ノ山城矣、

天正四年八月廿八日、巳時發於高原午時到於三山、卽於本丸有泰平之吐氣、川田駿河守勤焉、而後進三獻、配膳

山田新介・三原右京亮也、其後祝儀之太刀持參、其次序兵庫頭忠平・薩摩守義虎・右馬頭征久・左衛門督歲久・中務少輔家久・圖書頭忠長・樺山氏・北鄉氏・佐多氏・

額娃氏・喜入氏・大野氏・吉利氏・伊集院右衛門大夫・平田左馬助・入來院氏・東郷氏・川上源三郎・伊地知周防介・同姓氏部大輔・平田平次郎・伊集院魯笑・新納武藏守・比志島氏・川田氏・北原氏・肝付彈正忠・本田因幡守・上井伊勢守等也、其次序必非如斯焉、感數年之軍勞、稱其賞界三山於忠平矣、薩摩守義虎獻良馬、栗毛、印遠隔、

今晚義久到于飯野矣、同廿九日、大風折林木、大雨絕通路、故遠方使節不得進來者也、

同月晦日、相良氏使一价持腹卷一領來、數箇所入手裏之達祝詞、即遂對面於使節矣、今日招忠平・歲久已下、所以為燕饗、而軍務之慰勞苦也、

天正四年九月朔日、天草氏使一僧今度勝軍之述祝詞、持太刀一腰・腹卷來、且復和泉與天草所和諧之為媒、達其謝禮者也、即為對面以報天草氏以太刀・馬、使僧亦昇馬矣、今日詣乎白鳥權現、忠平・歲久亦列乎供奉、酉時所歸駕之揚鞭也、

天正四年九月九日、臨散軍之時、俾上原長門守尚、近守高

862 「義弘公御譜中」

原城也、野尻素為伊東之要害、令福永丹波守者護其封疆也、

夫霧島山者跨日隅二州之間、彼山東麓有稱三山・高原之兩城、兩城以東者屬伊東氏、以故據其固、而率兵趨山、時々侵我之、太守封內、由是忠平欲設一陣於高原退治凶徒、而問之於 義久主、主即許諾焉、是以市來美作守口大

之士、迫間甲斐守栗野之、佐谷田武藏守・遠矢下總守二人共忠

也、及能知高原之地勢者鳥玉利大炊左衛門尉・同姓壹岐士飯野、及能知高原之地勢者鳥玉利大炊左衛門尉・同姓壹岐

掾等同心志赴其地、窺得要害地來矣、是以天正四年丙子八月十八日、太守義久公著御於飯野、忠平踞居於城下

俟到著、請本城進三獻、獻太刀・馬、祝万々歲、而後申西之交、忠平率飯野・加久藤・馬關田・吉田・吉松・栗

野・湯尾・馬越・本城・曾木・羽月・大口・市山・平泉

・加治木・踊・大隅社家・清水・新城・上井・敷根・廻

・市成・隈城・百次・山田・平佐・高江・川內社家・牛根・垂水・田上・下之城・新城・隅州吉田・肝付衆、而

發於飯野矣、北鄉左衛門尉時久入道一雲率莊內師旅從忠平也、又島津中務少輔家久・同姓圖書頭忠長率串木野・

鹿兒・東郷・入來院・下城・鶴田・長野・山崎・堺田・井牟田・大村・知覽・市來・伊集院・神殿・吉利・穎娃・川邊・山田・阿多・加世田之衆、所以進發也、太守義久公俟翌曉鷄鳴而進發也、扈從軍衆麿島・谷山・東侯・日置・永吉・伊作・田布施・喜入・向島・永濱・曾於郡・蒲生・北村・帖佐・山田・郡山・宮里・川上之衆也、占陣營於耳付之尾定矢合之地、其外面之陣所地取鐵初成之速也、勸請吐氣川田駿河守義朗役之、高原四面原野亦設數萬之軍陣、以其地爲隘狹、十九日、陣幕已成之際、輕銳之士卒忽前欲攻高原、太守聞之、制禁甚以嚴矣、然而如鯢驅馳、以破大手之門壁者、栢原將監・間瀬田刑部左衛門尉・濱田右京亮・長谷場兵部少輔・上井伊勢守・伊地知伯耆守・長谷場織部佑・長野兵部少輔・福屋日向守等也、門壁二重既破卻、而進三重門、隔壁合戰散火、于時三原源三郎・入佐郷左衛門尉・中將房・曲田某・野村右衛門尉・井尻早左衛門尉・四本半八郎・尾辻某・宮原越中守戰死也、小川内口亦攻破門壁、只本城堅固也、於地藏院口有合戰之難止、故招夕陽以欲攻陷、而日既暮矣、故各退陳所矣、太守今夜占陣營於霧島山下花堂、其外兵庫頭忠平・島津右馬頭征久・同姓左衛門督藏久、

同姓圖書頭忠長・同姓中務大輔家久已下連橋於廣野、立鉞於前面、待敵兵之未到、雖然無事、而至東方之將白、同廿日、數个所之陣營爲土木勞也、

同廿一日、島津中務大輔家久・同姓圖書頭忠長爲將帥、設陣於鎮守尾、勸請吐氣鎌田尾張守役焉、今日有城中之請止飛箭達愚意、由是使伊集院美作守・本田因幡守・上井伊勢守往聞其言、稱肥多木河内守者出城壁曰、已兩日盡筋力爲防禦者各所見知明矣、今也至欲止飢渴、而絕水路之往還、體倦力竭失警衛之術、請納質而後可去當城焉、三輩歸來告家久・忠長、其後與喜入攝津守俱議、而又使念佛寺・上井伊勢守・本田因幡守到城下、約其首尾者再三、而其事已成矣、自城裏之質、落合豊後守・肥田木河内守也、又城裏之所欲者本田因幡守、由是曾於郡卒將副德持舍人佑以其約堅成也、今日將暮之際、遣因幡守・舍人佑到敵城、是以落合豊後守・肥多木河内守爲質來我陣也、同廿二日、謂城裏曰、速可領納其城、城裏之族曰、伊東氏之士卒陣猿瀬之上邊、遣一僧達去城之故、而後可去城、聞此言曰、一僧之通融敢不能許焉、得一通書、則可使我僧到其陣、再往如斯、所以違今日之約也、【イ勘解由】同廿三日待已之時、高原守將伊東新一郎以下先妻子奴婢

863

〔中務大輔家久譜中〕

而下城、騎步一百七十餘人帶甲胄手干戈、雖欲顯勇敢之氣象有飢渴之患、其顏色憔悴、童女奴婢已下殆乎八百許輩、悲歎以退去於我之數萬軍中也、及未之時、太守義久主入高原城矣、乘夜外壘悉放火去委之、是以高原・高崎・三山・內木場・岩牟禮・須木・須師原・奈崎共八箇所爲太守之領地、以故爲鎌田尾張守於三山城守將、定宮原筑前守於須木城守將也、

同廿五日、忠平率數個所軍衆入三山城也、

同廿八日、太守發於高原城渡御於三山城、有泰平吐氣、川田駿河守義朗祝焉、其事已終、而後今晚渡御飯野也、

同晦日、忠平獻盛膳於太守也、今度出軍之次序詳記于太守之譜中、而再書于此者、忠平之功亦不可不記焉、所以如斯也、

天正四年丙子八月十九日、太守義久公・忠平主欲陷高原城、而發於飯野構陣營之際、輕銳之士卒進城下、飛羽箭已破門壁、陣幕未成故雖加制禁、敢不退去、且絕水路逼迫以侵敵城、故與忠平主・歲久・島津右馬頭征久・同姓圖書頭忠長俱爲軍勞也、同廿一日、與忠長同爲將、以

鎮守尾欲構陣營、丁此之時、城裏敵將止矢石以降去、即達太守、而應其求相互出質、同廿三日、守兵之將伊東新次郎引士卒所以下城去也、同廿四日、三之山城及數箇陣營悉捨以退散、故同廿八日、入三之山城、而唱泰平凱聲、而後散軍也、

864

〔圖書頭忠長譜中〕

伊東修理大夫義祐法師背太守、爲讎敵者有年於茲、其黨徒高原城據其固、而率兵超霧嶋山、時々犯我疆內、不得祭祀者多矣、是以天正四年丙子八月十九日、太守義久主及兵庫頭忠平率薩隅二州軍衆、發於飯野到於高原、以稱耳付之岡爲陣營地、既陣幕成矣、于時輕銳之士未將之命、而潛奔走放火城外、破却門壁絕水路矣、尔來晝夜攻責者敢無怠慢、城中無飢渴之可補者、而同廿三日、請降去城矣、其間兵庫頭忠平・嶋津右馬頭征久・同姓左衛門督歲久・同姓中務少輔家久・北郷左衛門法師一雲・忠長等、勞軍務者不可勝言也、

865

〔右馬頭征久譜中〕

天正四年八月十九日、主率大軍進發攻高原城、

在日州縣
島山東麓

伊東勳解 兵庫頭忠平主及左衛門督歲久・中務大輔家久・征由守之

久等共抽軍功、到二十三日城陷、守將請降退去、

同月二十八日、賀入數多之敵城於 義久主手裡、獻太刀、

866 「北郷時久譜中」

天正四年丙子八月十六日、太守義久公爲征伊東、率五

萬兵發鹿兒島、著御于飯野、忠平公 御住城、時久爲御手合受可出

張之命、同十七日、首途、率一萬之兵發向于江平、伊東 之領、討

敵五人、同十九日、義久公並 忠平公發飯野陣于高原

迫田木場、同日、時久陣于耳津計、其日破高原城兩口楯、

時久家臣戰死者數十人、同二十二日、城裏困窮、請通路

之免下城、同日、三山・須木・名左木三个所之領、伊東 之領、降、

同二十八日、歸陣、

同年九月三日、爲御使者上井伊勢守覺兼御家 老、發三山、義時 久公屯

三山、同四日、到都城伸 命曰、此度高原城入手裏、一

在一雲之武功、被謝其功勞也、且聞一雲規田野城、而吾

將邇日攻彼城、彼城可取卷人數之多少並敵之狀委可言上、

又一雲可拈圖而窺神慮云云、一雲拜謝曰、彼城可入御手、

非愚能所及、在 太守公之御賢慮而已、雖然愚計策在茲、

談其委細、且又圖者非所愚致、 公自可爲之乎、覺兼領

而歸飯野、而言上此由云云、

867 「樺山權左衛門久高譜中」

天正四年丙子、於高原初對敵衝鎗、城裏勇士落合豊後向

久高、將曳弓發矢、時有傍人曰、彼者容儀美麗之若冠也、

汝今或射殺或斬獲、則只一時譽耳、後世何可得遁狼藉之

聲乎、不如以深情救若冠、且切絶弓弦矣、故久高得全露

命矣、

868 『樺山紹勳日記』

一天正四年丙子八月、高原・三ノ山御知行候、伊東野尻

をば、所にしてふまへたり、同年、福島・志布志御知

行、肝付ハ高山・あい良・内之浦・木志良にて、残お

あい良、西侯ハ根占江給候、鹿屋・串良・大崎ニ至て

御格護也、

869 「義久公譜中」

一全年八月廿八日、感數年之軍勞、稱其賞界三山於忠平

矣、薩摩守義虎獻良馬、

天正四年高原之城被攻時之衆盛

御出陣賦之事

一 田方壹町衆、一町ニ付一人ツ、主從二人、自飯米、外ニ詰夫壹人、寺社より出、送夫馬三ツ、寺社中より出賦、

次ニ持具之事

- 一手かふし壹ツ 高三尺五寸 広サ式尺五寸 一六尺ノ立木壹ツ
- 一 鍬壹具 一よき壹ツ 一かま壹ツ
- 一 のこ壹ツ 一 のミ壹ツ 一 なた壹ツ
- 一 もつこ壹ツ 一 なわ壹房

『一町と申候者、田方上中下押並申候得者、只今之高卅五石程ニ而御座候由』

一 貳町衆、一町ニ付一人ツ、

主從三人、自飯米、送夫馬二ツ、寺社并後家中より出

一八千町、高式拾四万石、

右横ニ御座候得者、千町三万石、百町三千石、拾町三百石、壹町三拾石、但賦也。

御記録所従以前傳來候者、往昔之高積リニ町積リニ而候、其時ハ卷町三拾石と申事ニ而候薄共、夫ニ而ハ少キ遠目有之候。

中可被出候

但百町・千町衆迄者、田方壹町ニ付賦算用也、

天正四年子八月十九日、高原

(城攻ニ)

御出勢軍勞する輩、

御大將義久主 忠平主

北郷入道一雲 『時久』

忠元一男印ハ朱ナリ ○新納刑部大輔 『忠亮』深江戦死

市來住人 ○間世田刑部左衛門尉 『耳川戦死』

全 長谷場兵部少輔宗純

全 河上治部少輔

鹿見島衆 上井伊勢守 『寛兼』

全 長谷場織部佑純辰

全 ○長野民部少輔 『天正八年矢崎城攻戦死』

反迄ハ、公儀よりの飯米也、

天正四年八月朔日

『伊地知重英調書ニ、一町三拾五石ニ當リ候、彌正子正貞田嶋庄八拾町、一無足衆中ハ貳人、間ニ詰夫壹人、寺社家并後家中より今高ニして二千八百石程之地ニ而候、右を拝領申候而、号田嶋候と有之候、出賦也。』

但自飯米、送夫馬三ツ、同寺社中より出也、陣中三

『自尾氏名勝考ニ、八町ハ今の高にして二百石ニ當ルト有之、是ハ一町ニ式十日ハ自飯米、三十日過候ハ、公儀より飯米可

被下事、五反衆より九反迄者自飯米、壹反より四

右馬頭幸久

柏原將監 曾於郡住人

安善守二男若輩也 『後美濃守久樺山權左衛門高ナラン』

濱田右京亮

加世田衆 宮原右京亮

家村日向守

伊地知伯耆守

市來衆 長谷場治部少輔

田布地衆 福屋伊賀守

八月十九日、三原源三郎重房高原城を攻るに從ひ戦て死之、鹿見嶋土なり、下皆同列也、

入佐郷左衛門久爲伊集院、新宮中將坊上、野村右衛門尉

良綱田布、井尻早左衛門加世田、四本半八郎忠次同、宮

原越中守曾木、曲田八郎蒲生、尾辻次郎左衛門山田、伊集

院助左衛門・井尻佐渡祐宗初九郎次郎、年六十五、、有馬次郎三郎尾

純勝以下高原戦死の、辻某列にミゆ、、葦谷帶刀・河村彌助

・鮫島土佐・長山帶刀左衛門・江田三八左衛門・野本

孫次郎・尾辻嚴右衛門・指宿米房・久富木平次郎・憲

野監物允・山崎能登守・岩下主税允・尾辻帶刀兵衛、

十月朔日、新納安藝守忠氏入道永看大崎地頭なり、肝付兼

と妖肥の南郷にて義絶の戦あ、新納狩野助忠盈忠氏弟、安樂四

郎左衛門兼治・安樂肥後守兼清・有川右近藤七兵衛子な

とあり、此妖肥源藤村戦死とあ、高木左馬介り、年月なし、、妖考、

「高原城攻之記」

一天正四年丙子八月十六日、未刻御出張、御嘉例之御三

献、御劍山田新介、御旗之役三原右京亮、然者御供之

面々心々ニ勇を被成、思々變束路頭も糧計也、此日

戌刻隅州帖佐郷御着也、此夜從飯野御使者南郷四郎五

郎、又平田左馬助御酒持參、翌日十七日、拂曉御打立、

到加治木札立ニ肝付三郎五郎出合、如城内頻雖被申上、直御通也、從栗野御迎衆追々被參、申刻城へ御越着、

此晚比志嶋式部少輔御三献、翌日十八日、辰刻御打立、

飯野へ未刻御着、御宿内城、馳而武庫御三献并御太刀

・馬、又別而御馬御進上、月毛、從御前も太刀・馬

御給、則御陣取之御談合事成、兵庫頭殿へ院内之軍衆

召列、申刻御出立、同一陳之軍衆者、皆同之打立也、

大守様へ鳥前之御支度と相定、翌日十九日、一番鳥

御出張、御供之軍兵六具を詰、打物を拳、思々粧、寔

天魔鬼神も可恐出立也、殊更陳具雜物ハ道を被替ケレ

ハ、聊軍衆ニモ交奴原もなし、然者飯野本地邊より夜

明、猛勢之路次故、漸未刻御陳へ被乗せ、御旗を奉仰、

諸軍衆之衆逆銘々也、然者敵路遙々物深御陳成儘、下

膈ハ安否之心持にあるニ、御大將之御氣色を、諸軍

兵ハ胸ニ含思取たる躰ハ、更凡慮ニハあらず、譬ハ宋

武往亡之日を以、勝軍ニ是明將之心也、今違期之哉、

去者矢合地定、地取歛初面々、勸請之吐氣川田駿河守

也、當霧嶋越之軍衆、庄内之手打揃、高原表之廣野原

ニ、かつ色みする千種も鎧之統ニけたれ、山野も動渡

計、凡十万余騎之軍兵と可謂欵、此日城之構へ不可寄

着御下知、兼日も良時ニも稠雖被仰、方々軍衆背其旨下袴へ差寄火矢を射付、其勢ニ任せ、大手之口捶二重捕、彼三重目ニ而、捶越之合戦及五六十度、蒙疵死人多々也、香餌之懸魚、忠賞之死夫も只此時節也、去者小川路口も責破、上城計ニ成、又地藏院口ニ而ハ田道之合戦アリ、扱又口々城廻鉄放之音、矢叫吐氣之聲ハ天ニ響、煙ハ雲ニ結ふれ、城内之狼騒者唯籠鳥之ことし、然ハ蒙疵ハ皆陳屋々ニ打籠、夫駄・夫丸ハ陳廻之深谷迫へ被遣也、當陳外之歴々兵庫頭殿・右馬頭殿・左衛門督殿・圖書頭殿・中務少輔殿を爲始、其外面々御陳東南之廣原へ一手々の呼兵を持せ、鉾を立楯を双、鎧之祖傳を片敷、座を被成、軍を被希、寔此勇ハ樊噲・張郎か勢も如之哉、就中城内ハ水之手を被取切、折角之躰無限、敵少々雖馳續、或ハ高山をかたとり、或ハ難所を隔、幽ニみえけるハ、蟻螂か斧とやらんも眼前也、此夜 太守様ハ霧嶋山麓花堂と云村へ、一万余騎を召列御座を被成、此日召之御馬瀧か平河原毛、御乗替佐多野青毛、御嘉例不可過之、翌日廿日、鎮守尾陳所ニ被見せ砌、從城念佛寺へ訴之義共申、則矢を留人質之相談事成、從是本田因幡守、徳持大舍人被差

遣、依此忠節兩人共御腰物被下、扱從高原者落合豊後・肥田木河内參、此二人へも爲從老中惣炮具之鎧被遣、此日鑿而鎮守尾御陳ニ被執構、諸役銘々、勸請之吐氣鎌田尾張守也、此日 太守様惣陳へ御座を被遷、去者此夜も諸軍衆ハ陳外ニ而夜を明さる、翌日廿一日、從城念佛寺迄申達謂ハ、伊東續衆へ一書屈度由申候を、無吳儀被差通、其返事、雖無尔々迎難叶城成故、可渡談合相定、伊東者代々御幕下之族なれハ、其天道もかくやと人々申也、此夜も前二夜之ことく、面々鎧を着、物之具を揃、其勇無比類、翌日廿一日、午刻城を去渡、足這を先ニ立、伊東勘解由・地頭福永を爲始、宗徒之人衆百七十余人打物之鞆を弛、心ハ弥高なれ共、水飢之氣力を顯、蔣翊出たる躰ハ更痛敷見えたる也、其外僧俗女童子合而七百人計也、又城内へ居殘男女大方百人に及、然ニ落人見物之諸人、從城二里程ハ左右ニ續無限人衆なれ共、歴々へ御下知被仰付ける間、聊非道之輩もなく、味方敵之褒美歴然也、既戸崎地頭よりも落人堅固之御暖忝由、使僧を以被申入、扱端の人質も被取替、此日未刻 太守様高原城へ御光入、鑿鑑御覽、聽而御三獻、宮仕三原右京亮・山田新介、則爲御祝、

御一家・國衆其外面に夜白を不云祇候也、此日從小林使僧を以懇望之儀共雖申上、不実之御沙汰共有之中ニ、此夜亥刻城を放火シ、其外端椿里村等多く同前燒捨落行也、傳聞平家之代を今見る計也、翌日廿三日、方々城柳へ番衆被差籠、然処須木へハ從求广番衆可差籠様子有之處ニ、從中途被追歸、是も無恙入御手裏、從此日又方々へ之御才覚無限、翌日廿四日、野尻境陳所爲可被見せ、太守様渡瀬口迄御發足、諸軍兵皆渡瀬の口へ一手く之衆逆美く敷様躰、敵も仰天シける也、野尻城廻ニ人衆を懸揃、足輕少く差出、手火矢野伏アリ、然者酉刻高原へ御歸鞍、此日從相良方御安利之御悅、使僧を以被申上、誠三州之事ハ無是非、從他國も被申入事多々也、此晚霧嶋山法印參上、別而之御悅也、翌日廿五日、從福島口も弓箭之行可有之砌なりとて、肝付衆ハ先く被返、肝付三郎方も躰而出頭之儀を被申、爲御悅先使僧進上、此日又代々之忠臣故、土持方へ老中書狀、同嶽之米良へも一書、又北郷一雲も被加翰、翌日廿六日、霧島法印參上、於高原内城ニ御祈禱御大般若、此日も爲御悅方々諸出家不知數、此日諸所之軍衆少く被歸、翌日廿七日、歴々衆祇候、於高原内城御

談合終日、躰而御前ニ而御酒宴、翌日廿八日、巳刻高原を御打立、午刻小林へ御光入、則泰平之吐氣川田駿河守、躰而御三獻、從夫銘く持參之御太刀、兵庫頭殿を爲始、御一家・國衆・一所衆、御威光更筆ニ者難及、然ハ武庫眞幸堺數年之軍勞を被成御感、爲其忠賞小林之事被差遣之、此日又薩州へ御對面、則御太刀持參、又別而御馬進上、栗毛、印邊屬躰而御酒宴、此時川田駿河守へ太刀被給、又御陳拂も此日也、然者 太守様者白鳥權現へ御參詣之御有増ニ而、此暮飯野へ御着、武庫・金吾御供、翌日廿九日、早朝愛染院其外方々諸出家爲御悅參上、此日從午刻大風不艶、諸所往反も中絶也、翌日晦日、此朝從相良方重く御安利之御祝儀、使書并腹卷一領進上、則御對面、此日武庫へ御寄合、御座金吾、其外一兩人、終日御酒宴也、翌日九月初日、從天草方使僧を以、先年和泉堺和陸御調達之御礼等、此御勝利之砌被申上事共、只運伴儀故欵、同御太刀・巻物二色進上、則御見參、從 御前天草方へ太刀・馬、使僧へも馬被下、此日未刻白鳥權現へ御物詣、先坊ニ而御三獻、夫より武庫・金吾御參御會尺過、山を酉刻御打立御歸鞍、翌日二日、早朝從方々御悅之諸出家更不

知數、此日天草使僧老中會尺、翌日三日、武庫・御曹子兩人御參上、銘々御太刀御進上、從 御前も太刀御給、御舎弟へ者作之御脇刀、御酒宴終日也、翌日四日、高原・小林より諸所地頭參上、到飯野内城ニ御談合、此日長善寺御酒持參、則御對面也、聽而御談合衆へも御酒被給、翌日五日、此日薩州へ御寄合、御座武庫・金吾其外兩人、終日御酒宴、薩州へ別而馬御給、此時和泉御簾中より御酒御進上、翌日六日、早朝福昌寺參上、爲從妙谷寺御酒御持參、則御對面、此朝西之原天神へ御社參、此日武庫別而 太守様御招請、御臺之御座武庫・金吾・薩州、此日肝付三郎方參上、御點心之御座ニ被參、同太刀・馬進上、并御酒持參、翌日七日、御歸陳之雖御有増候、依雨御滞在也、翌日八日、從飯島小河方參上、御勝利之御悅御太刀進上、此日肝付三郎方御暇被給、翌日恒例之御祝義過午刻御歸鞍、於中途鎌田刑部左衛門御酒持參、此日栗野迄桃山兵部太輔殿參上、横河へ御招請、則御三献、太刀・馬進上、從御前も太刀・馬御給、終夜之御酒宴、翌日十日、此朝別而御會尺、并兵部太輔殿御馬進上、聽而午刻御打立、中途へ肝付三郎五郎參上、此日酉刻從帖佐松原御出船、

875

戊刻鹿兒嶋へ御着船、老中爲始衆中皆々御舟本へ祇候、則於 殿中御開陳、御吉例之御三献、宮仕山田新介・三原右京亮也、

「實兼日記抜抄」

一天正四年丙子仲秋十有六日丙子、日州高原爲御着陳之、

義久様鹿兒嶋を御打立被成、此夜帖佐餅田へ御宿也、

鹿兒嶋衆・伊作田布施衆、爲御佳例御馬廻ニ御供申候、^(有信)

諸軍兵者思々ニ爰彼ニ留候、御劔者山田新介也、

一十七日、未明ニ帖佐を御打立被成、御供衆如前、諸軍

衆不知其數、加治木麓御通之時、肝付三郎五郎被罷出

候、拙者被召寄候間、御輿近參候、肝付彈正忠へ申せ

と上意候間、謹而承候、其趣、三郎五郎を以城内御通

可然之由被申上候、尤御通可有候へ共、御急之間、直

ニ御通之由也、[▽]將亦彈正忠孩氣散々候之哉、何として

も養性被申候、被罷立候て可然被 思召候由也、此由

即彈正忠へ申聽せ候、忝上意候、菟角養性申、御跡馳

參可申由也、軍勢道ニ候之間、^(漸)斬栗野近にて御輿近參

着候、彈正忠被申旨、委申上候、^(兼志)△栗野地頭比志嶋式部

少輔、八幡之御前之小路迄被罷出候、拙者へ愚弟次郎^(上并秀)

左衛門尉馬関田地頭役ニ而罷居候間、彼所へ今夜通可

申由、三原右京亮ニ而申上候而罷通候、御宿ハ比志嶋

式部少輔館と聞え候、▽委ハ不罷居合候間不存知候、△

一十八日、太守様飯野へ御着被成、未剋計也、兵庫頭殿

上下にて内城下まで出合被成、▽從夫御三献如常、從

太守様忠平へ太刀御參せ候、拙者太刀目録渡候、鎌田

美作守被請取候也、△此日酉刻計、忠平御打立也、此御

手之衆、飯野・加久藤・馬関田・吉田・吉松・栗野・

横川・湯尾・馬越・本城・曾木・羽月・大口・一山・

平泉・加治木・踊・大隅社家・清水・新城・上井・敷

根・廻・市成・隈城・百次・山田・平佐・高江・川内

社家衆・牛根・垂水・田上・下之城・新城・隅州吉田、

肝付衆・庄内衆(北條時久)雲召列御同心也、圖書頭殿・中務少

輔殿御兩人召列候衆、串木野・鹿兒・東郷・入來院・

下城・鶴田・長野・山崎・境田・井牟田・大村・知覽

・市來・伊集院・神殿・吉利・頼娃・川邊・山田・阿

多・加世田、太守様御供衆、鹿兒島・谷山・東侯・

日置・永吉・宮里・長濱・曾於郡・喜入・蒲生・北村

・郡山・帖佐・山田・川上衆・向之嶋・田布施・伊作、

大方此衆歟、

一十九日卯、高原耳付と云尾ニ御張陣也、高原下楯悉仕

弘被成放火候之条、内城計にて斬格護申候、此日終

日諸口ニ合戰候、寔入日を招返せしも如此にて候つる

哉と覺候、軍敗川田駿河守也、

一廿日、御陣普請様々也、御談合衆へ、太守様於御陣

屋評定也、晝者御談合被成侍衆も有、或者若侍等者、

城内之人衆と矢軍なとにて日を暮す仁も有、或者普請

終日添心仁も有、夜者兵庫頭殿・右馬頭殿・左衛門督

殿・北郷一雲・圖書頭殿・中務少輔殿、彼御人數を始

として、諸軍兵對甲冑、哀伊東人數御陳ニ懸候へかし、

一戰可被成とて待掛給有様、漢高の臣下も如此哉と見

得タリ、面々篝火之光、鐵放火繩之光ニ物之具之影閃

渡り、如白晝、然者敵纜之勢にて猿瀬之上ニ夜を明と

ハ見得けれ共、御陣之猛勢ニ可懸様躰更なし、味方之

矢呼聲、天ニ震動して無止事、此等ニ敵之吐氣を僻噓

すれハ、電渡る春の野に、鶯の一聲音信たるに似たり、

一廿一日、鎮守尾ニ御張陣也、家久・忠長彼御兩人、御

陣大將なり、軍敗鎌田尾張守也、此日城内之敵、鎮守

尾之御陣へ向、矢を御留可被成候へかし之時宜を申候、

伊集院美作守・本田因幡守・拙者出合、様躰承候、敵者

日多木川内と申者に而候、一兩日ハ城内之人衆も碎手防戦申候へ共、水詰を被成候条無了簡候、然者城を渡可申候、人質之由を申候、此由即中書(家久)・圖書頭殿へ申入候、喜入攝州(季久)白坂之上ニ御座候間、本田因幡守・拙者參候て御談合申せと承候間、即攝州へ此由申候、我々兩人城を指寄候て、念佛寺にて巨細を申候て可然之由承候間、念佛寺を以、再三懸引申候、從夫人質之義事成候、本田因州城内より望候、攝州前より曾於郡野伏扱候徳持舍人助被相添、兩人此方より之人質ニ可被遣ニ相定候、城内よりハ落合豊前・日多木河内、彼兩人之由申候、即 太守様御陳ニ參、此由申上候、從夫御談合被成、此晚互ニ人質取替被成候、

一廿二日、城御請取之由被仰候へハ、城内より申候処者、伊東衆猿瀬之上ニ罷居候、城を渡申候通届を一ヶ条申、又者迎を乞申、其時城を可去渡由申候、當者使僧を一人通申度由頻申候、此方よりハ、使僧者通し有間敷候、此方之使僧ニ、一書をそなたより相添可申由ハ、申候て可然之義也、迎之事申候、是又此方ハ堅固ニ御送可被成由懸引候間、如其此方之使僧ニ一書相添、伊東衆へ届申候、如此懸引共候間、此日城を不渡候、

一廿三日、已刻計、城を去渡候、伊東新次郎番頭に居候、皆々具足仕合、罷退候、此方より被送義もなく候、又伊東より迎も不來候、

一廿四日、三之山打捨、敵退候間、鎌田尾張守御番ニ被差籠候、并須木も捨候間、宮原筑前守御番ニ被差遣候、

一廿五日、忠平三之山へ御籠被成、數ヶ所之人衆御供被申、此日 太守様野尻爲御覽之、あと瀬之上まで御出也、御供之人衆不知其數、

一廿六日、各御一家衆又諸地頭差揃被成、御談合也、

一廿七日、同前御家景中、俗出之參上不知其數、△

一廿八日、太守様三之山へ御出被成、泰平之時有、川田駿河守祝被申候、三之山内城御庭ニ、太守様御しやうきに御座候、數万軍兵奉守護候也、其後御三猷參候、御配膳山田新助・三原右京亮、御三猷過候て、各持參之御太刀也、其衆、忠平・義虎(以久)・年久・家久

・ 忠長(忠忠)・樺山殿(忠忠)・北郷殿(久政)・佐多殿(久政)・頼娃殿(久政)・喜入殿(光宗)・大野殿(忠忠)・吉利殿(忠忠)・伊集院右衛門大夫殿(忠忠)・平田左馬介殿(光宗)・入来院殿(重忠)・東郷殿(重忠)・河上源三郎殿(久政)・伊地知周防介殿(重忠)・伊地知式部太輔殿(重忠)・平田平次郎殿(宗應)・伊集院魯笑齋(久通)・新納武藏守殿(忠元)・比志嶋殿(義善)・川田殿(義明)・北原殿(兼親)・肝付彈正

忠殿・本田因幡守殿・拙者、大略如此候欵、次第ハ不
存候、此晚飯野へ御光義也、

▽
一廿九日、大風・大雨也、△

一卅日、兵庫頭殿御寄合也、▽此晚拙者ハ呼ニ罷登候て見

(義久・義弘)

申せと、御兄弟より被仰出候間、罷登候、鹿二仕候、△

此日從天草使僧進上也、

九月

一一日、白鳥へ御參詣也、此晚も拙者ハ山へ御登せ也、

又鹿二仕候、

(相良義徳)

一二日、此朝從求广使僧進上也、并鎧進上也、△

一三日、拙者庄内へ御使ニ被遣候、趣者、於高原北郷一

雲御入魂被成候而、如此目出罷成候御礼也、題目者、

田野之城を忍立被成候欵、一定左候ハ、來十八日御

働可然被思召候、人數等如何程被差遣候する哉、又様

躰委御談合承候て參候へとの義也、又者御働など、一

雲前より窺被成候而可然被思召候、涯分御思惟候へて

ハの由也、此日庄内山田へ着候、

一四日、払曉ニ打立、都城へ着候、聽而一雲御在所へ參

候、御意趣委申候、御返事ハ、北郷出羽守殿・北郷藏

人殿にて承候、同彼兩人働談合共被成方にて候間、拙

者ニ打合、委物語共候、御働之様躰無相違見立被成候、
乍去、不憚事候、必竟(義久) 太守様御分別次第之御弓箭候、

一雲ハ當時彼境ニ御座候へハ之事にてこそ候へ、從

御前直ニ御神慮なと被窺候て可然候、彼働ハ相延候て

も不苦躰候由也、此日聽而又山田迄着候、

一五日、飯野へ參候、此晚庄内之御返事申上候、

一六日、庄内より之御返事、(義弘) 忠平・金吾其外御談合衆

被承候て、御談合之由被仰出候、上原長門守・拙者御

使申候也、御談合種々出合候、必竟御當家御弓箭者御

働肝要候間、霧島へ御働可然ニ相定候、

「季通按スルニ、是ヨリ前永祿五年二月、伊東義佑高原及び高崎を取

ルト見得たり、併七考ヘシ」

876

「肝付氏略傳」

一天正四年八月、公ミつから將として伊東氏を伐給ふ、

兼護左馬、一郡の兵三百餘を帥ひ、忠平君の師に従軍

す、十九日、諸將おなしく高原城を攻む時き、肝付の

師たゞ觀望して闘ことをせず、他の陣これを疑ひ、咸

肝付はなほ伊東に黨すとの巷説起れり、こゝにおひて

十月、兼護志布志地頭肝付兼名、大崎地頭新納安藝守

忠氏入道永看・永看弟狩野介忠盈・藥丸孤雲・肝付權之介兼隆・肝付兵部兼種等をして、肝付の兵を帥ひて、餓肥にゆき、伊東氏を伐て吾か忠節を世に明さんとす、朔日、伊東の師と南郷に戦ふ、兼護等奮進んで伊東河内守等許多の敵を斬たれへ、伊東師特に憤激して戦ひ掛りて肝付師敗績し、永看兄弟其外福島守兵安樂肥後守兼清・四郎左衛門兼治兄弟等數百人こゝに死す、孤雲等散卒を収め、歸て福島城を保ちをるを、伊東師追來て福島を攻め、營を十三ヶ所に立て、使をもていへらく、速に城を以て降れ、若それ降らずバ直に屠殺せんと、危急の折から、鎌田出雲守政近大崎に在てこれを聞、徑に兵八九十を率ひ來て後援を爲せり、二日、島津以久も亦隅州に居てこれを聞かせられ、忽ち兵三百を將ひて、追々救の兵續きたれへ、伊東師も營を解きて立退たり云云、

『庄内平治記』

一伊東義祐と豊後守忠親と數年の戰爭止事なく、兩家の浮沈を働せしに、過し永祿十一年、豊州餓肥を伊東ニ付して曳退しより以來、猶更伊東か勢か増り、太守公

の御領を侵す、元龜三五月四日、數千の兵を卒して加久藤の城を責るといへ共、兵庫頭忠平公の後攻ニ依て乍ニ敗北し、伊東加賀守等を始五百余騎打れて、義祐力なく同氏右衛門佐と諸共ニ三か川(美々津カ)に引退く、暫く無爲に屬せしか、欲心熾盛の伊東が兵、猶我執(マツ)ニひかれて霧島山の麓なる高原に陳を取、動すれへ、島津の御領大窪・田口を侵ける、義久公御悶り斜ならず、伊東を征シ玉わんため五萬の兵を引卒し、天正四年丙子八月十六日に鹿兒島城を發し、同十八日、御舍弟忠平公の御住城飯野に着せ給ひ、軍儀を定メ給ふ、北郷左衛門尉時久も御手合として出張すへきとの命を受、息男忠虎相共ニ十七日ニ首途して、壹萬の兵を卒し、直ニ江平ニ發向し、敵勢五人討取ぬ、十九日ニは、義久公・義弘公飯野城を御發向あり、高原之内迫田木場ニ陣し玉ひ、高原の城を攻給ふ、太守公の御勢に、柏原將監・間瀬田刑部左衛門・濱田右京亮・長谷場兵部少輔・上井伊勢守・伊地知伯耆守・長谷場織部・長野兵部・福屋日向を先として、門壁を打破り、呼き叫んで攻戦ふ、城中よりも切て出、命を限りに防戦ふ、薩方方ニハ三原源三郎・入佐郷左衛門尉・野村右衛門・中將坊

・井尻早左衛門・宮原越中・四本半八・曲田・尾辻を始、皆一同ニ打れけり、左衛門尉時久も耳津計ニ陳取て、高原の城の兩口の柵を破りて、家臣の戦死數十人也、去程ニ義久公、其夜ハ霧島の麓花堂に御陣まし〜、翌廿日、鎮守尾を御陳と定玉ひしに、高原の城中ハ念佛寺の僧を以、和睦の儀を申けれハ、本田因幡守親治・徳持舍人佐城中ニ入て約を堅ふす、故ニ伊東カ臣落合豊後守・肥田木河内守兩人質と成て薩广に降る、鎌田尾張守政年凱歌を唱ふ、同廿二日ニハ、伊東勘解由次官高原の城を降り、夜半ニ乘して外壘も悉く放火し去ハ、かくて太守義久公高原の城ニ入らせ給ヘハ、高原・高崎・三ツの山・内木場・岩牟礼原・奈崎・須木・須師八ヶ所、悉く幕下ニ属せざるハなし、同月廿八日、各歸陳に趣きける、同九月、義久公三山ニ屯ロし玉ふ、御使者を北郷時久ニ賜ふ、御使者御家老上井神五郎覺兼也、同三日、三山を發して都城ニ至て太守公之命を述、今度高原の城手裡ニ入事、一ハ時久が武攻ニ有リ、其功勞ヲ謝セラルト也、且又時久田野城ヲ覘と聞ゆ、各亦近日彼城ヲ攻んとす、取巻へき人數の多少并ニ敵の分限悉く是を言上すへし、又時久鬪を拈んして神慮

878

を窺ふへしとなり、時久拜謝して白く、彼城御手入へき事、予か能く及所ニあらず、是併太守公の御賢慮に有し而已、然に愚か計策茲ニ在迎、其旨を談し、且又鬪の事ニ於ては臣か致へきにはあらず、公自ラ是を爲シ給へ、覺兼領じて飯野ニ歸り、此旨を言上す、

〔樺山玄佐日記〕

一其後天正四年、眞幸堺太守義久様御發足、八月十六日、鹿兒島を御出張、十九日、高原へ御着陣、其日數萬人之軍兵彼城之下柵仕破、被取水の手、慈も敵も手負死人不知數、廿一日、留矢、廿二日、城渡進上す、其夜小林を始城々柵之須木迄入御手となり、下大隅御陣以來之事は兵部太輔龍立候間、聞傳ける事を任筆、兵部太輔蒲生御弓箭も若輩にて逢太刀風初而以後も度々合戦、今度於高原、孫子共太郎三郎・弟七郎も合戦仕候欵、太守義久様三之山之御歸鞍之時、當所到横川御留なれハ、左様之時沙弥ハ指出、盃取々の御喜ひ申上計なり、扱此刻迄も肝付ニ同心伊東を引者有、守護方ハ恠く被思召候處、外聞までにや、肝付衆鉄肥へ働、其所ニ其由を不知雜兵頻絡、肝付衆數百人討取、相殘

『長谷場宗純日記』

櫛間衆伊東へ城を可渡談合欵、此事依風聞、薩摩・大隅衆不移時志布志・櫛間江雖馳續、猶肝付之族兵志布志・福島をも伊東へ可渡様鉢なれへ、押而城を受取、其外肝付數度之弓箭ニ、新知行之城々所々被召上被下分限ニ而、肝付家者残昔之國衆とそ、是慈悲之御計なり、其故へ其前 日新様志布志口爲無事肝付へ御渡海之處、無承引之事、又伊東・根占・伊地知催兵船、御座所鹿兒島、殊貴久様御母上様まします御東と奉申放火、雖末也、不落日月地如此、其上之處ニ被指置事を、日新様嫡女肝付ニ御座候故欵、伊東退治も程有間敷、三ヶ國勝前代治世の聲、當太守義久様之御果報云々、

一天正四年丙子八月十九日、數萬騎を被打出、軍勢之道筋へ、小林・拔水・三ヶ野山兩三ヶ所を跡ニ置、野尻野城も二里脇ニ見成シ宛、彼道を打通し、高原城之野頸原ニそ被打上ケ、御大將へ義久様を奉始、義弘様の御手勢五萬騎を被卒せ、扱又霧島山の通道者、大將に右馬頭、三萬余騎之隨兵にてそ被打越、又竹崎表より北郷一雲大將にて貳萬余騎させらる、都合其勢十萬余

余騎、高原城を取巻て御陳普請を被成ける、其中より若武者を撰ひ出て射付火矢をそ被射せ、城内の人々者、城戸口に出合て寄手の勢を防げ共、其甲斐更になかりけり、是を急度見るよりも、曾於郡之住人柏原將監と名乘て、かふ原口を攻破り、一ツ橋を渡り太刀始を被致、續く兵もの懸け付て、橋つめにて我もく々と合戦す、於大手の口者、薩隅の軍兵詰入て、もみにもんて合戦を被致、其中ニ鹿兒島衆三原源三郎・伊集院衆入佐郷左衛門尉、同所に新宮中將坊、蒲生衆ニ曲田名字戦死也、此外手負へ不敷知、於大柑子口ニ者、麓之村を攻破り、板城戸口に追詰て、爰を先度と合戦し、薩摩田布施之住人ニ野村右衛門尉討死す、此城戸も打破り、松尾の小城ニ切り上り、さつま市來住人ニ間瀬田刑部左衛門尉・濱田右京亮・長谷場兵部少輔同心ニ而軍勢仕る、又加世田衆ニ宮原右京亮・河上治部少輔・家村日向守相續き、又加世田衆ニ井尻早左衛門尉・四本伴八郎、山田衆と辻名字、此三人ハ戦死也、鹿兒嶋衆ニ上井伊勢守・伊地知伯耆守・長谷場織部助同心ニ、同名治部少輔・長野民部少輔、此二人ハ市來衆也、田布施衆ニ福屋日向守手を碎き軍勢す、かゝりける處ニ、

菱刈曾木の住人宮原越中守と名乗て、無吳儀戰死を被遂、其場ニ残る兵ものが評定し、御太將武庫頭様へ間瀬田刑部左衛門を以て奉得上意者、於今日ニハ御話させ有間敷、早々開き申せと、御下知に任て、酉の刻の下リニハ各打烈、御本陣にそ参りける、夫よりして夜も日も既ニ過ぎけれハ、此由を承り、伊東方者雲霞のことく懸續き、猿瀬之大河をせき渡し、山の肩に引上り、篠陣取てそ色めきける、角て時刻も移り行く、扱如何有へきと種々の知略を廻せ共、高原の城衆ニハ加勢を致す事ならずして、只猿猴が如登月也、流日數乍欲も無力、互ニ狼烟と見得ける者、火色をあくる計也、けに唐土ニ傳聞返魂香もかくやらん、たゞ籠鳥の雲を戀るに相似たり、とやせん、かくや有ましと、武略も更ニ絶へはて、城内衆ハ降参し、大水池を被下て、老若男女牛馬共ニ至迄、彼水池ニ臨てハ、皆々喰を休んと悦ぶ事ハ無限、御方功者是を見て、吉事ハ寄ル物そとて、城内衆を繰をろし、福永丹波守・同名丹後守を始として、一千余騎の者共を御陳表を被通、道ニさわりハあらね共、敵心を願ミて一大事とやおもひけん、柴野豊前守と云者ニ高原衆ハいさめられ、逆穂の鎧を

そ持んける、其時に日州衆猿瀬之山より下相ひて、迎へ取て同心し、野尻の城へ引入れば、三か山ニ小林と拔水も捨て、迹をほく伊東衆の有様を何ニ縦ん方そ無、然處ニ御方の軍兵弥競を被成ツ、高原城を乗取られ、勝て甲の緒をしめて、當番衆ヲ被差置、須木の城迄御幕下ニ参上し、御番兵を申請け、いつきかしつき忠貞す、殘処もあらされハ、大隅・薩摩の諸軍衆ハ、義久様・義弘様之供奉を致し、鹿兒島・眞幸へ御歸院を被成者、御還行を拜とて、僧俗男女貴賤都鄙老若ニ至迄、辻小路に罷出て喜悅之眉を開き、もんじん致す計也、

880

『谷口宮内左衛門算書云』

度々伊東衆より一戰被仕付、天正四年丙子八月十九日、諸勢を催し、日州高原之城に陣を付ケ、責崩御取候而、上原長門守を地頭として、衆中三百五拾人被相付被召移候事、其後日向一國御知行被成候時、飢肥領地頭上原長門守へ被仰付候而、大關様御下向之刻が、飢肥城伊東殿へ被給候事、

881

『算輪伊賀算書』

一天正四年丙子、高原を可攻トノ評議アリ、其故ハ高原ノ内ニ竹崎ト云所アリ、白坂式部丞領分トシテ要害ヲ構ヘ居ケルガ、薩摩ヘ參上申ベシ、先高原ヲ急ムニ攻玉ヲベシ、案内者可仕由ヲソ申入ニケル、仍テ薩隅ノ軍勢高原ヘ發向ス、小林・温水・三山ヲ跡ニ置キ、野尻ノ城ヲ側ニ見テ打通リ、高原ノ城ノ野類ノ原ニソ打テ出ラル、大將ニハ義久ヲ奉初、兵庫頭忠平三万余騎霧嶋越ヘ、山路ノ大將ニハ右馬頭幸久八千余騎ニテ打越ラル、竹崎表ノ大將ニハ北郷入道一雲八千余騎ニテ出勢ス、都合其勢三萬六千余騎、同八月十六日、高原ノ城ニ押寄、十廻ト取巻テ各陣ヲ取ラレケル、勢ノ中ヨリモ弓ノ手達ヲ撰ミ出シテ、射付ケ火矢ヲソ射サセラル、高原ニモ究竟ノ者トモ籠居タレハ、城戸口ニ出合ヒ、爰ヲ専度ト防キ戰フ、此ニ曾於郡ノ住人ニ柏原將監ト名乗テ、幸春口一ツ橋ヲ打渡リ、臆セス詰入合戰スル、連々兵不劣ト、橋詰ニテ我ノト合戰アリ、大手ハ隅薩の軍兵攻入テ、操ニモンテ相戰フ、新納武藏守ガ一男刑部大輔、片手ニハ小楯ヲ取テ差カツキ、打刀計ニテ城戸口ヘ攻入、纏頭ノ合戰シ、楯ノ端ニ鎗疵・切疵數多受ケ、シハラク戰ヒテソ退レル、無比類

コソ聞得ケル、高原下城ノ時、高原ノ足輕大將シケル漆豊前介トテ勇敢ノモノナルカ、先一番ニ新納刑部太輔ト尋テ見參ニ入り、御師サ花ヤカナリト褒美シテコソ行ニケル、其外隅薩ノ勇士トモ、合戰高名シテ置ルモノ多カリケル、鹿兒嶋衆ニ三原源三郎、伊十院ニ入佐郷左衛門・新宮ノ中將坊、蒲生ニ曲田八郎打死ス、所々ノ軍兵共手負死人數不知、大柑子口ハ麓ノ村ヲ攻破リ、板城戸ニ追詰テ此ヲ専度ト相戰フ、爰ニ樺山安藝守ノ二男ニイマタ若年ナルガ、花ヤカナル支度ニテ城戸口ヘ攻入、鎗ヲ合ント働ケル、敵ノ方ヨリ矢ヲ取テ相番ヒ、能引テ已ニ發んとシケルヲ、誰トハシラス傍ヨリ其矢ヲ押取テ、天晴若年ノ人ソ惜哉、若キ人ヲトテ制シケレハ、椛山殿ハ不思議の命ヲ助リ、後ニハ權左衛門美濃守トソ申ケル、其矢能トリタリヤ、是ヲ射テハ敵味方ノ覺少シト申サヌ人ハナカリケリ、是ヲ射ントシケル人ヲ聞ケハ、落合豊後介ト云者也、矢ヲ發ニ射損ンシタルト云コトナシ、余リニ人ノ云ントテ、高原城攻ニ豊後ガ百矢壺ニアタ矢三ツトソ申ケル、田布施ノ住人野村右衛門尉打死ス、此城ヲモ打破リ、松尾ノ小城ニ切登ル、加世田ニ井尻早左衛門・四本伴八

郎、山田ニ尾辻二郎左衛門打死ス、菱刈曾木ニ宮原越中守無比類戦ヒシテ即打死ス、如此ナレバ、手負死人イカ計共數シレス、忠平申給ヒケルハ、軍兵トモ疲レ手負死人モ多ケレハ、先今日ハ一戦ヲ止サセ給ヘト申サセ玉ヒケレハ、義久其儀ニ同ジ玉ヒ、御下知ニ任せ、酉ノ刻下リニハ各陳屋ニ引入ニケル、夫ヨリ夜詰日詰ニソ攻ニケル、去程ニ此由伊東ガモ日向ノ大勢馳連キ、猿瀬ノ大河ヲ責落シ、山ノ肩ニ引上リ、篠陣取テ色動キケル、斯テ時刻モ移行ニ、サテ如何有ヘキト、種々ノ智略ヲ廻セトモ、日州勢加勢ヲ可成様ソナシ、只互ニ烽火ヲ挙タル計ナリ、城内ニモ能兵トモ籠リケレトモ、薩摩の大軍ニ取巻レ、武略モ更ニ尽ハテ、降参ヲソ請ヒタリケル、去ラハ下城成スヘシトテ城門ヲ操出ス、福永丹波守・同名丹後守ヲ初メトシテ、一千余騎ノ者共陣中ヲ通サル、路ニ障リハナケレトモ、敵ノ心ヲ願テ一大事トヤ思ヒケン、高原の住人漆豊前介ニ諫ラレ、逆種の鎧をそ持てんケル、伊東勢猿瀬の山よりをろし合せ、迎へ取て野尻ノ城へ引入レハ、三ツ山・温水・小林ヲモ打捨、皆引拂ヒテソ退キニケル、須木の山モ参レハ、薩摩ノ威勢申計ナシ、即高原ニハ

上原長門守ヲ地頭ニ仰定ラレ、手裏ニ参る所々皆番兵ヲ入ラレ、隅薩の大軍大將ヲ初として皆々歸陳ナサレケル、

882 「友野甲斐入道奉公覚」

一高原城詰之時、垂之口ニ而垂越仕候、同心市來玄蕃左衛門殿・谷山佐土介殿・四本越中守殿、敵方ハ比田木川内守殿と申人也、

883

私之立願 〔維カ〕 頼顯高原有御寄進之時

有社頭 若宮八幡 五反祭り 尾窪御住 飯富大明神 二反祭り
 有社頭 山王廿一社 五反祭り 〔尾谷ニヨリ〕 七社大明神 二反祭り
 霧島権現傍ニアリ号本社 天神 五反祭り 田 天子 二反祭り
 霧島権現傍ニアリ末社 荒元神 五反祭り 霧島権現御供所御住 文珠菩薩 三反御堂作以後修正
 権現 左右善神 六反神樂 霧島権現御守 大日如來 五反祭り修正
 権現御母 野神 五反祭り

此度之御弓箭、偏霧嶋権現憑御申候、各々末社之御事、一入令御守護給へ、御立願之旨趣如斯、

天正四年八月彼岸日

〔花林寺四世住持〕 願主頼継判

「北郷時久譜中」

肝屬某住吉原合戦不利、大減士卒、其勢衰勇氣倦、依之太守義久公曰、時久忠功莫大也、肝屬於屬御旗下、多年押領地之内救仁院・志布志可賜時久云云、其後天正四年十月、肝屬降屈、而彼領盡爲御領、如兼約可賜志布志於時久之由雖有議定、伊集院忠棟因支之、爲志布志之替賜恒吉・永吉・内之浦百八十町於時久、

885 『庄内平治記』

一多年太守に背奉る肝付河内守兼續、住吉原の軍ニ利アラス、大ニ士卒を滅せしかハ、其勢日々に衰ふ、ゆへに太守義久公時久の功を感シ玉ひ、大哉時久か勲功、肝付若幕下に屬セハ、多年押領する所の救仁院・志布志ヲハ、時久か忠賞に賜へしとそ仰ける、肝付終に力尽て、天正四年冬十月、肝付已ニ降屬して、彼等か所領悉く太守公の御領ニなる、爰に於て義久公兼約の旨に任せて、志布志を北郷時久ニ賜ふへきのよし議定あり、然といへとも、伊集院右衛門太夫忠棟か智慮ニ依て、志布志をは變改し、恒吉・永吉・内之浦百八丁を、そ時久ニ賜りける、時久永祿の比より剃髪の身となり、

齋名一雲とそ申ける云、

886 『上野隼人覚書』

一然者其比、伊東方ニ野尻ノ地頭福永丹波守ハ野心ニ而候、御當家ニ高原之地頭上原長州へ人質を貳人差出被申入之間、天正四丙子十二月七日ニハ、其夜野尻へハ、從院中軍衆勢ト被籠也、然處ニ伊東殿ハ福永丹波ニ腹きらせむと、本城迄續出られ候、然共其儀不成シテ、綾ノ城ニ籠リ、薩州軍衆ヲ引請テ一鎗仕覽と望候へ共、福永・野村之堂類ハ野心之故ニ、彼國中放火ヲあくる所ニ、薩州軍勢打入者、伊東殿ハ只一日ニ國をすて、豊後大友殿ヲ頼のかれ候也、其後豊後大友之勢ヲ催シ、日向高城山田越前守地頭所へ目白陳ヲ被付たり、然ハ頓而薩州ハ此陳攻崩し、豊後迄打而入、肥筑兩國諸所城塙を發向被成候也、其比吉田之生レ千代太郎か親之隼人佑ハ、御奉公專一ニ心懸申故ニ哉、筑州筑岩高取城攻御評定之時、眞幸院中ニ五人之横目衆之内也、

887 『旧文書抄』

「近衛殿様御請草案」

御家門様就御下向、御無沙然罷過候之条、先日以簡使申

上候段、万御懇意之通実忝存候、殊今度以細壽軒、片書

并由無可送下候処、拜領仕候、如蒙仰候、生涯之面目此

事候、右之趣可然候様可被達、其聞之事、乍恐頼上申候

外無他候、恐惶謹言、

天正四年丙子

相月朔日

(肝也) 兼護

伊勢因幡守殿

(真也) 御報人々御中

888 被成下 御書候、謹頂戴仕之候迄、并油煙五丁忝令拜受

候、自然於向後相當之御用篇被仰付候ハ、早速可抽御

奉公候、隨而雖微少之至候、純子老端赤地進上申候、此

旨可然候様奉仰可被蒙候、恐惶謹言、

文月朔日

(肝也) 兼護

伊勢因幡守殿

889 (本文書ハ八五九号文書ト同文ニツキ省略ス)

890 「義弘公御譜中」

猶々至八代逗留候、さて〜此刻不相手、聞捨可令

歸洛事、無念候、此方口惜候へ共、義久造作ニ被存

候由候条、不及了簡候、いか様之才覚も仕候て、此

節馳付、似合之働を成度心中迄候、御推量之外候、

飛立様ニ候、

其表之儀、早速本意之段、誠々珍重候、大慶此事候、出

陣之刻到和泉逗留之間、幸之儀と存、義虎申談、爲見廻

可令出馬之処ニ、從義久可對義虎、自然拙者雖其心懸候、

陣中萬事不如意之間、可被申留之由承候、只無用と被申

候儀候者、押而可令出陣候へ共、造作ニ被存由候処ヲ令

出馬候へハ、忠か不忠ニ成候事被存、加遠慮候、更非疎

意候、か様之砌不相手余所ニ可聞事無念之至候、猶々期

後音候也、狀如件、

〔朱カキ上〕 天正四年九月三日

(前也) (花押)

嶋津兵庫頭殿

891

(花押)

大□國正八幡宮留守職之事、以正執印紀景親所被補任彼

職也、早被存知其旨、可被專神事祭禮之由、石清水八幡

宮善法寺法印堯清依仰、執達如件、

藤木

「義久公御譜中」
「正文在肝付伴兵衛兼屋」

宮原(筑)前守殿
御宿所

伊集院右衛門大夫
忠棟

天正四年
十月三日
忠棟(花押)

其後者不申通無御心元存候、仍去晦日石城被召取、千喜萬悅大慶此事、豊後より格護城事候へハ、是を爲手始、自爰ケ様之儀出來案中候、兼又七月於石口、貴所御息御働無比類事候、其節如此之通、早速可申入之處、不得好便罷過候、何様可達 上聞事、其隠有ま敷候、將亦當時平泉之見舞共被成候之哉、外聞実儀不可過之候、必以面萬端可申承候、事々、恐々謹言、

「義久公御譜中」
「正文在仁礼左近」

天正二年九月十日
正執印殿
民部卿周尊

今度到鹿兒嶋令見參本望候、仍今度送已下馳走之由、外聞実儀喜入候、則對義久可申候、向後別而可申通候、自然相應之儀不可有疎意候、將又從京都申越子細候而、近邊迄令發足候、猶石田弥介可申候也、

「朱力キ」
「天正四年」十月十二日

（前名）
（花押）

肝付彈正忠とのへ

「御文庫二番箱一軸中」

今度御家門様被應貴命、御誓書之趣誠以畏入存候、超御代々、近年別而得御指南候之間、雖不及口能候、永々之儀、此節然と令純熟、満足之至候、每篇御同懐所希候、委由善興寺江申合候、可得御意候、恐々謹言、

「御譜二天正四年ト朱力キ」
拾一月五日

頼房(花押)

嶋津殿
參御宿所

「別紙書券付在之」
追而太刀一腰・織筋壹端進献候、聊補御礼計候、

「内裏在之」
相良

「上包」
嶋津殿
參御宿所
頼房

「義久公御譜中」ニ、正文在加治木兼長谷場傳左衛門トアリ

895 「御文庫二番箱一軸中」

依遼遠、其以後無音相過候、仍其表干戈近日無到來候、
樣鉢示給度候、此方弓箭悉任存分候、可御心安候、然者
至琉球差遣人候、通道之儀、每事可被添御心事、可爲祝
着候、隨而織物五端進之候、補空書計候、恐々謹言、

〔天正四年卜御譜ニ未カキ〕

〔大友〕 左衛門督入道宗麟(花押)

謹上 嶋津修理大夫殿

〔義久公御譜中、正文在國分田實九左衛門トアリ〕

896 「正文在加治木士長谷場次右衛門」

今度言上仕候之處、別而御懇上意、忝面目之至候、併各
御取合故候、畏悦不少、殊近比見事御馬被下候、外聞之
至不可有此上候、秘藏可吳于他候、仍薩州當方和談之儀
被成御吳見候欵、就夫被仰遣候之趣、得其意候、於子細
者、至新納武藏守殿申談旨候、定而可被聞召候哉、益可
被添御心候之事所希候、於向後深甚可得御意候、每事御
指南可爲大慶候、恐々謹言、

十一月六日

〔天學〕 鎮尚(花押)

〔季久〕 喜入攝津守殿

〔忠克〕 河上前上野入道殿

村田越前守殿 〔經定〕

平田美濃守殿 〔昌宗〕

伊集院右衛門太夫殿 〔忠棟〕

〔上包〕

進上 伊集院右衛門太夫殿 大夫鎮尚

〔到來天正五年丁丑二月 日 天草〕

897 「家久公御譜初卷中」

家久

字米菊丸 初忠恒 又八郎 少將 陸奥守 中將

薩摩守 正四位下 宰相 從三位 權中納言 大隅

守

天正四年丙子十一月七日、於日州眞幸院加久藤誕生、

母廣瀨氏女、實園田清左衛門尉女、産弓曾木越中守役

之、

898 「國分宮内沢氏藏」

願文

一所領祈進可申事、

御甲持 仲兵衛

守護軍衆五万余、北郷手衆一万余と申候、

一天正四年十月一日庚申日、肝付殿守護爲御奉公、伊東

方南郷へ絡ク、肝付衆二心にて候か敗軍、藥丸古雲

を初として二百余人打死、則屋形御番衆福嶋へ御籠候、

同十二日、せびかぎ守護へあかり候、それより志布志

松山 安樂 ふつ原 大崎 串良 平房 恒吉 高つ

ま 鹿野屋 おあひら 西侯、此十三ヶ所御知行にて

候、

902

〔薩州家義虎譜中〕

〔正文在出水專修寺〕

當寺之事、可号 勅願所之由被聞召早、然者弥令專佛法

興隆之沙汰、可奉抽國家安泰、國郡無爲之懇祈之由者、

天氣所候也、仍執達如件、

〔天正五年〕

正月五日

右中辨(花押)

專修寺弥阿上人

〔上包〕
專修寺弥阿上人

右中辨淳光

903 尚々性圓房へ次之刻可預御心得候、

今年之御祝言雖申旧候、尚以不可有際限候、幸甚々々、

抑眞俗可爲御満足候、此方御同前候、依米菊丸重年〔天正四年十一月御生也〕益堅

固之段、御懇祈之故ニ候、畏悦々々、弥以繁栄之御祈念

雖不申候、重疊御入魂可得實意候、猶諸吉永春可申加候、

恐惶謹言、

〔天正五年ナラン〕

正月八日

忠平(花押)

一乘院法印御坊

人々御中

904

〔肝付氏略傳〕

一天正五年の春命ありて、兼護には高山の一邑のミを封

せられ、他の郷邑、

905

〔國史〕卷十 實明公 八 松齡公

五年丁丑春二月、以下大隅野里名中島門爲南林寺領、實據

明公舊譜、大始 串良院岡崎名上園門爲興國寺領、串良院

良郷今有野里村 者肝付氏之舊邑也、寄進狀曰、昔 圓室公討肝付氏不克、

憂憤而終、今者頼天之靈平肝付氏、盡獲其邑、爰割上園

門爲興國寺領、以資冥福、同上、郡村高辻候、串良郷有岡崎村、圓室公葬興國寺、今以肝付氏舊邑爲興

國寺領、以資香火之用、審進狀曰云云、蓋謂尚有以資冥福、且有以慰冤魂、猶古者獻俘於廟之意云、

三月、又以下大隅新城田園若干、塩屋一間爲與國寺領、同上、八日、相良修理大夫義陽遣蓮花寺齋書遣、公、以賀邊境平定、且請永結

隣好、同上、此書止云三月八日無年、而藤皮裏書云、天正五年三月十一日至、則爲此年書明矣、相良義陽初名賴房、賴房遣公書不一而足、皆義陽、爲續六世孫也、據改撰諸家系譜、相良爲秋八月二十一、琉球王使天界寺修翁和尚齋書來聘、獻黃金

三枚、紅線六斤、蘇木千斤、絹子二十端、織物三十端、唐紙貳帖、蠶綿五拾把、太平布百端、唐燒酒、老酒、燒酒各壹甕、以賀三州平定、據實明公舊譜、琉球王書云、萬曆五年閏八月二十一日、明萬曆五年、即此年丁丑歲也、按續本朝通鑑、此年置閏在七月、故八月開閏字、冬十一月、公講犬追物凡二日、

同、伊東義佑以福永丹波守爲野尻地頭使守新城、丹波守有怨於義佑、高原地頭上原尚近聞而誘之、丹波守陰爲內應、義佑意丹波守懷貳心、取其子藤十郎爲質、丹波守患之猶豫不決、尚近爲反間書與丹波守、伊東大炊大夫得之、以示義佑、義佑曰、此人果反矣、乃會群下謀誅之、野村某預焉、野村某素與丹波守同謀、乃夜使人告丹波守、十二月七日、丹波守遣四位若狹告尚近曰、當以今夜獻城、

會尚近如曾於郡未還、朝倉某等以告飯野諸城、竹内備前率先銜兵六十餘人入新城、丹波守迎而勞之、本城軍士山下彌右衛門、黒木宮内左衛門素爲内應未果、備前責之、

二子開門納之、松齡公自飯野至、伊東成兵三百餘人棄城奔、遂取野尻、據實明公、松齡公舊譜、新城遺城在野尻鄉地頭館西南十三町許、係麓村、舊跡見分帳、福永丹波守居新城、伊東成兵居本城、其間止隔一障、八日、進攻戸崎城、守將漆野豐前逃去、

據松齡公舊譜、戸崎城遺墟在野尻鄉地頭館東南十六町、係麓村、紙屋地頭米良越後守迎降、是日、公在國分、松齡公使者至曰、已下野尻紙屋矣、其餘諸邑迎服、據日州御發足記、郡村高、九日、公謁八幡宮、據實明公舊譜、日州御發足記、野尻鄉有紙屋村、

松齡公進向富田城、守將湯池出雲守迎降、據松齡公舊譜、十二日、公如高原、據日州御發足記、松齡公乘勝而進勢如破竹、伊東義佑奔豊後、據實明公舊譜、於是盡取日向之地、使樺山忠知成佐土原、據日州御發足記、十六日、相良義陽遣普門寺獻腹卷、以賀日州之捷、據實明公舊譜、公如都於郡、十九日、賜福永丹波守刀、據日州御發足記、二十四日、日州日知屋地頭某

門河地頭某、塩見地頭某咸以城降、豊後佐伯入道宗天遣三子書曰、佐土原雖亡三城尚在、卿曹努力、吾當以豊後兵相助、三子不答、獻其書於公、同上、日知屋、門河、塩見、當時號爲三城、

二十六日、高城地頭野村源吾等十人迎降、同上

一天正五丑春、右之城詰肝付勢乍致出陣、立見仕居候付、伊東方之合戰不仕内者、降參爲仕詮茂無之旨被仰出置、

『笑輪寛書云』

相應之爭戰ニ成立、伊東勢福嶋迄押寄せ可攻取風聞内
 場江相聞得、追々駈續、志布志迄者 御出馬茂被爲在、
 福嶋邊ニ大軍馳集候故、伊東勢茂難叶爲引取由、其節
 肝付之家督三郎兼護後者左馬介兼道と申候、江者高山一所被殘置、
 其餘之領地、始良・大始良・内之浦・串良・北原・鹿
 屋・百引・平房・松山・大崎・志布志・福嶋等者皆被
 召上、御領爲相成由、右之内志布志之儀者、忠元先祖
 以來之旧領ニ而、譜代召仕候家來筋之子孫、俣木某と
 申者共相殘罷在、忠元十三歳ニ而立退候以後者初而討
 入、右筋目之者共も面會爲仕由、此等之子孫、今以彼
 地ニ罷在、當分者又木と書、家來ニ仕置候も御座候、
 同年十二月、貫明様初上、何れも様伊東御退治とし
 て日州江 御發向、同十一日、伊東義佑居城佐土原を打
 捨、豊後之様出奔有之、其節者嫡子刑部太輔忠堯罷立、
 忠元儀者玖广之相良義陽兼々大口之際を被窺居候付、
 玖广境御番爲勤居由御座候、

同五年丁丑春の頃、去年高原の出陣ニ、國中催促ニ任せ、
 肝付良兼軍兵三百余騎相立らるゝ、隅薩の軍兵手を碎き

骨を折といへとも、別所ニ分立て空見してこそ居たりけ
 る、人々是を見て、肝付か所存不心得、若慈失利事あら
 は、後切せんとするものなりと、口々に申ける程ニ、太
 守聞召、此由肝付へ被仰、良兼承り、對御家ニいかてか
 二心候へき、全く疎意を不存と、堅く陣し申さるゝ、然
 共伊東ニ對し一戦せられ候へ、心底も無殘所、如何な
 る神文誓紙も入へからすと宣へハ、良兼是尤の御意なり、
 一戦の後兎角の御左右可申とて、天正五年の春、肝付一
 属軍兵引具して各福島へ打集り、伊東と一戦の談合とて
 日を暮す、此左馬介良兼ハ省釣入道一男、太守實久公の
 御爲には外甥にて御座すなれとも、伊東散位入道の響な
 れハ、内儀方志深くして、太守方の權ニ恐るといへとも、
 動もすれバまた伊東を背んと云心ハなかりけれ、如此な
 れハ、伊東と内談懇にして、人目計ニ矢を射かわし、境
 目脇目ナ、烈しく振舞れと、互ニ約諾して、日州郷の原ニ
 打出らるゝ、伊東方も向陣を取り、太將宗徒の人々ハ
 内心互ニ知たれとも、軍兵以下に露端に云へき儀なられ
 ば不及言、兩方ハ互ニ出合ひ、我もくゝと防ぎ戦ふ、肝
 付宗徒の人々ハ遙の後ニ招つて心易く柴居して、破籠共
 取出し休ミ居る、伊東方ハ其支度しけれとも、肝付方の

雜兵其旨を不知して、射伏切伏手痛くそ戦ひける、伊東方肝付ハ武略するそ、実ニ合戦せよと下知すれハ、伊東勢共取て返して攻戦ふ、肝付勢揃り立られ引煩ふ、追詰く打程ニ、半里計打たれて、宗徒の人々の招へたる所ニ逃ヶ懸り、連々宿意も有けるや、またハ當座此間欠文敬のおもひけん、是迄は足輕共一戦仕る、これよりハ加増取して知行此間欠字敬殿原に渡申くと呼り、横平に引崩てそ逃たりける、伊東勢肝付宗徒の者共悉く打取り、その競ひに伊東勢福島に押寄せ、十三所此三字不分明の陣ニそ陳を取ニけり、肝付方の消息兎角する様そなく、打洩らされたる雜兵以下櫛間の城ニ逃集りたれとも、いまた心もさたまらず、伊東福嶋の城を渡さねハ、即押寄可攻よし、使類なり、其頃鎌田出雲守政親ハ下大隅新城の地頭也、此由を聞よりも、暫時も遅くせず、其勢八十計相具して、薩摩の加勢の先陳とて、はや福島ニ馳籠れハ、肝付方の人々も漸く心を取静む、其翌日ニ、右馬頭幸久大隅の大勢引具して福島へ打入ル由聞得けれハ、肝付の人々志布志ニ打集りて、典厩を櫛間へ通し申さは、是見次申とて、薩摩の大軍打入程ならば、此節肝付の家は滅却すべし、はや福島ハ相靜たり、是ハ御歸陳有るべしと、強ひて留

申べしと、内議評定區々なる処ニ、鳥毛の空穂百腰眞先ニ歩ませて、已上三百計り澁志の町を推て通り給ひしを、評議區々にして留メをさせされハ、肝付の運の末とそ覺へける、福島を伊東ニや渡すへき、薩摩ニや渡へきと談合する處ニ、右馬頭著き給へハ、薩摩ハ大軍つゝき來る由を聞て、伊東方も引てそ退ニける、斯て薩摩より追々大軍續き來る程ニ、澁志福島に薩摩の勢ハ充滿たり、太守も澁志に御馬を立られ、一門宗徒の人々評定有て、肝付か領分先此節召上らるへしとて、肝付の郡内ニ高山一ヶ所を賜て、始良・大始良・内之浦・串良・北原・狩野屋・百引・平房、郡外ニ押領の地松山・大崎・澁志志布也、福嶋ニ至て、皆悉く召上らるゝ云々、

908

『正文在加治木士長谷場次右衛門』

(本文書ハ八九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

909

坪付

薩州谷山之郡

一貳段 浮免

谷山紀伊介先

烏帽子田

以上

天正五年二月吉日

原口甚兵衛殿

戸柱大明神 寄進

坪付

薩州鹿兒島之内

浮

萩原名
参段

已上

原田源左衛門先

天正五年丁丑二月吉日

(伊集院) 忠棟
(村田) 經定
(平田) 光宗
(川上) 意鈞
(喜入) 季久

伊集院右衛門太夫

忠棟

村田越前守

經定

平田左馬助

光宗

川上上野入道

意鈞

「義久公御譜中」

興國寺殿

新寄進

坪付

岡崎名
一上園之門

二段廿

堀わり

二段 年神免

宮田

六反

名頭遊

一段 堀町

竹下

廿

よこて

二反卅

つゞみ中

四反

もり江作

廿

古河

二反

西の丸

卅

井新

一反 堀町

みもり

一反

大牟田

喜入攝津守
季久

一反 おくミの口

五段 大むた

十口 山神領 おてミ

参段 同所

一反廿 大牟田

廿 同所

以上参町五段口

此内神領、堀町、井析、四段十口、

天正五年丁丑二月吉日

南林寺

新寄進

坪付

下大隅野里名之内

一中嶋口門

壹段廿口 ひ口き

此内一反廿川

貳段 榎木の本

壹段 池玉神領 迫田

壹段 川成 屋敷の本

貳段 名頭用 前田

貳段卅 床水田

壹段 江の本

卅 堀町 同所

十口 宮の脇

壹段 かみはせ

壹段 此内卅川成 柿木の本

壹段 桑木田

壹段 此内廿川成 道田

壹段 古河

〔義久公御譜中〕

〔正文在南林寺〕

惣合一町七段十

此内七段十神領、堀町、川成、

天正五年十五貳月吉日

伊集院右衛門大夫

忠棟

村田越前守

經定

平田左馬助

光宗

川上前上野介

意釣

喜入攝津守

季久

天正五年丁丑二月廿七日 義久(花押)

914 「御文庫二番箱義久公一軸中」

今年之御吉兆千喜萬悅候、抑爲此等之儀啓上候、可預御取合事所仰候、就中日州表倍御案治之儀令察候、連綿御吉事可得御意候、次此境鉾楯之躰ニ今無止時候、近日堺和平之儀申拵候、雖爲一着、弥不可有油断候、每事御指南外有間敷候、隨而太刀一腰・織筋一端進入候、表御祝儀計候、猶彼使僧可相造候之条、令省略候、恐々謹言、
(御禮ニ天正五年ト朱カキ)
三月貳日
(有馬)
鎮純(花押)

村田越前守殿
御宿所

有馬

鎮純

〔上包〕
村田越前守殿
御宿所
〔義久公御譜中、正文有之トアリ〕

913 「正文在興國寺」

寄進

興國寺殿御牌免之事

大隅國串良院之内岡崎名上園之門 坪付別紙在之

右、先祖忠昌治世之刻、肝付依致不忠、爲退治雖進發、不遂本意空歸城、以其鬱憤辭世之儀、于今感慨不少、然処此度時節到來坎、橫領之地屬旧規上者、爲彼御菩提、永代不可有變易之狀如件、

915 「義久公御譜中」

〔在興國寺〕

興國寺領

坪付

下大隅新城之内
峯岡名 奥江兵衛尉先
一ヶ所 空住庵屋敷

二反廿

一塩屋

屋敷の前

一間

以上

天正五年三月吉日

916の1

「義久公御譜中」

「在興國寺」

興國寺御寄附

土堂廻之門

貴久之御代住持久林叟

(川上) 意釣
(平田) 光宗
(村田) 經定
(伊集院) 忠棟
(喜心) 季久

916の2

弘治四年正月廿日

平野園之門

義久御代住持松嶽叟

川上意釣

村田越前守
經定

三原遠江守
重秋

平田美濃守
昌宗

伊集院右衛門大夫
忠金

喜入式部大夫
季久

同代義久住持松嶽叟

外屋敷 一ヶ所

永祿十三年二月吉日

916の3

義久御代住持松嶽叟

下大隅牛根之内

河原園門之内塩屋一間

川上上野守忠克

伊集院大和守忠倉

三原遠江守重秋

川上意鈞

伊集院右衛門大夫

忠金

村田越前守

經定

平田美濃守

昌宗

喜入攝津守

季久

天正三年二月吉日

916の4 義久御代住持松嶽叟

隅州串良之院内

上園之門

三町五段

天正五年丁丑三月吉日

喜入式部大夫

季久

地頭点役免許之寺領證文有之、

917 「御文庫二番箱義久公一軸中」「義久公御譜中ニ在リ」

其已後者、任無題目、自然罷過候、聊非疎略候、倍諸堺目等御案利之由、尤專要存候、雖新申事候、弥御入魂所希候、委曲猶蓮花寺可相達候、可得御意候、恐々謹言、

三月八日

義陽(花押)

嶋津殿

御宿所

「到來 天正五年三月十一日」

相良

義陽

「右上包在之」
嶋津殿
御宿所

918

尚々今度之氣分一向無驗候、乍御辛勞能々御祈念頼存候、

急度令啓達候、仍昨日十八日從巳之刻【天正四年十一月七日御誕生也】米菊丸氣分惡候、

早々咳氣等ニ相替不見分躰ニ候之条、早々不移時刻致注進候、當病之間、偏御懇祈可預御入魂之旨頼存候、諸慶

平田左馬助(光宗)

村田越前守

經定

伊集院右衛門大夫

忠金

川上意鈞

倍重而可得貴意候、恐惶謹言、

【天正五年ナラン】

三月十九日

(義弘)
忠平(花押)

一乘院法印御房

御同宿中

919

〔北郷時久譜中〕

天正五年、伊東之家臣福永・野村通好于 太守公、於茲被向多勢、日州處處城不經數日盡沒落矣、伊東矢竭力屈奔于豊後、爾來日州盡爲 太守公領土、此由達京都、近衛前久公賜御書於一雲、在正文、左記之、

920

遙久不能書、仕遺恨候、仍日州之儀、義久如存分成行候之由、千萬珍重候、則可差下使者候処、拙者事者右府へ一味申、別而入魂ニ申ニ付、敵地擇一圓不成合期候間、無其儀候、更非疎意候、自然可然之様取成可爲祝着候、將又愚身事、信長一段馳走、無疎意様躰、施面目事候、於時宜者、貞知可申越候、可心安候、次内々約束候大鷹、如何様ニも此節所望候、以馳走義虎迄於被越候者、可爲喜悅候、偏才覚此時候、先年之鶴于今令所持候、逸物無比類候、大鷹共ハ悉右府へ進之候、一居も無之候、猶期

後音候也、

卯月七日

(前心)
(花押)

北郷左衛門入道とのへ

921

〔御文庫二番箱義弘公一軸中〕「義久公御譜中ニ在リ」

態啓上候、仍近年忝家令連續候、爲此等之御礼、御太刀一腰金覆輪、段子壹端令進覽之候、誠表御祝儀計候、心緒猶連綿可申通候之条、先省略候、可得貴意候、恐惶謹言、

〔御譜中天正五年ト朱カキ〕

卯月廿八日

鎮純(花押)

嶋津殿

参人々御中

〔上包〕

嶋津殿

参人々御中

有馬十郎

鎮純

922

尚々愚息弥息災堅固候之条、満足定而可爲御同意候、就祈念之儀、遠方迄人被差遣候、不知所謝候、乍重言米菊丸可被勸懇祈事、頼入之外無別儀候、就米菊丸祈念之儀、不動護摩供并藥師法被成修行、御配帙護送預候、則令頂戴候、誠畏悦此事候、弥御精誠所仰

候、萬賀猶重疊可得貴意候、恐惶謹言、

〔天正五年比ナラン〕

五月十日

忠平御判

一乘院法印

貴報御同宿中

九番

前 朝見

景綱

十番

永温

重助

十一番

道詮

道寶

十二番

道武

鑑嶋宮より

衆徒中より

十三番

十四番

十五番

十六番

十七番

正興寺

十八番

正高寺

十九番

正國寺

天正五年丁丑六月廿二日

澤永堅判無之

日附如此候へ共、留守殿より留さへられ、六月廿

四日より茶立候也、

さへ書なり

923 「國分宮内沢氏藏」

一正宮一之鳥居御造宮茶番之事

一番 景親

二番 專与

尚与

道助

三人 直人

四番 永賢

五番 道隆

六番 道秋

道兼

七番 俊延

俊隆

後 莫朝

八番 直人

「義久公御譜中」

「正文在興國寺」

爲 忠昌公御菩提、串良院之内上齋門之事被成寄附、寔雖爲少狹之地、被抽其懇情者也、仍地頭江諸役之儀除之早、但國役・武役之事者、堅固可被相閉目之狀如件、

天正五年孟秋廿三日

平田左馬助

光宗(花押)

村田越前守

經定(花押)

伊集院右衛門大夫

忠棟(花押)

河上上野入道

意釣(花押)

喜入攝津守

季久

興國寺

「御文庫三番箱宝鑑中」 「義久公御譜中正文在國分衆伊地知作左衛門トアリ」

五月廿日芳札、當月七日令披見候、尤本望之至候、誠去年三月下旬之比令下向候処ニ、種々御懇之儀共外聞実儀令祝着候、如御推察、海陸共以一圓無合期、雖氣遣候、無事ニ去二月末邊ニ令歸洛候之処ニ、信長則遮而預使者、

剩助成共候、就中小性元服之事、内府於主殿被取行候、

於時宜者可御心安候、右之趣以好便令申候キ、將又御約束申轡之事承候、無忘却鞍鍔以下雖令用意候、路次不通ニ付而、差下使者儀も不任意候刻、此客僧上候由候条、

以貞知彼道具共可下由申出候処、從其方菟角不被申付候間、難成由候ニ付、不及了簡候、後便ニ於被申上者、可爲祝着候、兼又御言傳之条、何も相届候、猶委曲伊勢因幡守可申越候、恐々謹言、

「御譜二天正五年ト朱カ」 「近衛前久公御判」

八月十八日

修理大夫殿

「上包ニ有之」

修理大夫殿

前久

「御文庫二番箱義久公一軸中」 「御譜中ニ写有之トアリ」

「天正六年從琉球國天界寺使僧參着書寫」

今年之祝言千欽萬喜环重々、抑紋船已後絶音問候、然者三州之干戈被撻、堅甲利兵之凶徒、悉入于御手裡之由承及、愚國怡悦不少候、又翌年大明封王使當國ニ可有渡海之条、彼此爲可令申、今度天界修翁和尚令上着候、如往古已來、守旧規修隣好候、輕微之音塵錄于別楮、恐惶

519

不宣、

〔朱カキ〕「天正五年」
萬曆五丁丑年閏八月廿又一日

中山王

謹上 嶋津修理大夫殿
〔義久〕

927 「写有之」

〔朱カキ〕
「天界寺使僧之時目錄」

注文

黃金 三枚

紅線 六斤

蘇木 千斤

絹子 廿端

織物 卅端

唐紙 貳帖

蚕綿 五拾把

太平布 百端

唐燒酒 壹甕

老酒 壹甕

燒酒 壹甕

已上

萬曆五年丁丑閏八月廿有一日

琉球國

進上 嶋津修理大夫殿

928 (本文書ハ九三號文書ト同文ニツキ省略ス)

天正五年丁丑六月廿二日 澤永賢(花押)

茶之番はて候ハ、澤之様に可有御遣候、

929 「喜入季久譜中」

「正文在當家」

雖未申付候、好便之条令啓候、仍親にて候者、不慮相煩候て、去八月七日ニ遠行仕候、別而御知音申候處、如此爲鉢令迷惑候、不相替於御入魂者可爲本望候、將又乍輕微、扇子五本進之候、寔々表祝儀計候、道之義相應之御

用候者可仰上候、不可疎意存候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
「天正五年」九月三日 雅繼

嶋津喜入攝津介殿
〔季久〕

〔上包〕
喜入攝津介殿 雅繼

930

尚々性圓房へ其後無音之由、次之刻可預御心得候、任遠遠、堺之御無音心外候、仍米菊丸祈念之儀、且夕無怠慢預御禱尔之由、節々示給候、祝着候、不過之候、連々如申入候、彼息男可危之由、諸人申候儘、内々心遣御察前候、雖尔法印樣奉賴御祈上者、弥以可爲勇健事聊無疑存候、倍御入魂之段可得尊意候、恐惶謹言、

〔天正五六年比力〕

九月六日

兵庫頭

忠平(花押)

一乘院法印御房

御同宿御中

931

〔義久公御譜中〕

〔案文有之〕

〔朱カキ〕

〔琉球國三司官江國章案文 天正五之伊因 九十六 村右〕

芳問之旨令拜聞候了、抑先年三宅泉州國秀爲貴國競望、既到當國下着候之處、貴邦・當邦以同躰之儀不顧思慮、即時刑戮候、依之及畿内此方義絶、剩日本三津之其一、薩州坊津爲敵破却候、雖然其國一味之事、兼日覚悟候之条、無仰天候喜、其辻無御忘却、此度相承候、先々祝着之至候、然間彼國秀一類含其憤憤、今又渡船申企事実候、但帶將軍家之御下知、雖軍兵下向候、於當方無許容者、

恐者渡船之儀難事成候之、如前々至其方御校量者、薩隅

日三州津・浦之事、堅加誓固、何樣可遮兵船之海路候、

其謂其外細碎聖現寺へ令申候、定而可有演說候之間、省

略候、恐々謹言、

932

〔御文庫廿二番箱二卷中〕

〔進藤左衛門太夫殿 老中案〕

先年 御家門様御下向之刻、到當國御領等之兼諾候えッ、依其謂、去歲竹下宗怡申付、黄金二被致進上之候、又今度以津留讚岐介二枚調達候、髓御請取可目出候、此等之辻貴公雖無御存知候、從爰者諸篇永々可申通之段本望候、恐々、

〔義久公御譜ニ案文有之、天正五年ト朱カキ有リ〕

933

〔義久公御譜中〕

〔寫在田中後藤兵衛入道龍淵〕

於鹿兒嶋之馬場御祈禱犬追物之手組

犬追物手組之事

天正五年 拾一月十三日

忠平

嶋津兵庫頭 九疋

河上 嶋津上野介 五疋

家久

嶋津左衛門督 十二疋

家久 嶋津中務少輔 六疋

古君屬薩摩之旗下、亦爲子孫榮盛也、今也依入道之命、息男去我之膝下者遠矣、以故不能遂兼約云尔、

天正五年丁丑十月、憎福永氏之變兼約、尚近與竹内氏、

朝倉氏擬評議、裁謀書曰、福永氏匪啻薩摩之欲屬旗下、士卒亦爲同意之約、是亦所願之幸也、速待其時云云、即

納其書於索器、使竹内備前帶之於腰以往野尻、備前任心得入城裏、措其書於與索器俱外廻、無恙歸來矣、三位入

道之親族有伊東大炊大夫者、爲守野尻之當番、以故翌朝拾取其書、以即進三位入道、入道一見夫書、則不勝憤怒

之餘、催旗下之騎步、十二月六日、已群聚綾城、而爲誅罰福永氏之評議之際、野村氏者兼與福永氏之隱謀、故陽

與諸將議之、陰驚動之、是以待夜暗、而告此事於野尻也、福永氏聞此告、則不日懼殃之及其身、翌早^七使四位若^{〔推放〕}

狹者達高原曰、今夜可獻野尻於薩摩焉、高原士卒早進發有領地者可乎、此事若露顯、而有迄難儀之事者、可爲放

火以告急難、然則發鬭爭先可被責入、又不放火、則銜枚^{〔推放〕}下兵器以潛到云尔、今日尚近往曾於郡而未歸、諸士等企

田獵入山林、唯老輩守高原矣、是以朝倉氏・竹内氏差飛脚於諸所、飯野亦告此嘉事來矣、從高原進先陣師旅之中

擇六十五人、而竹内備前率其衆、自猿瀨口至野尻南谷、

殆乎三町許、登池平山、乘入外郭、破卻二重城門、攻入

新城之際、福永丹波守出居城之門外、各早參進攜太儀之禮詞、于時内外士卒同心發鬭者也、本城之士有山下彌右

衛門・黒木宮内左衛門者、兼日合心於眞幸與高原、而未其言之有首尾、今也備前守訃其故、兩輩聞其言屈至理、

忽以開城門矣、忠平亦發於飯野、到於野尻乘城、則鷄鳴三番也、日州守兵三百餘人、失防禦道欲逃去、而無徑路、

不得已而下於城岸逃去矣、故野尻忽以入手裏也、同月八日、早且迫戸崎城、則有稱姓名於漆野豐前者、暫

發鐵炮雖曰防禦不得支、委城曳兵落去者也、是以過戸崎往紙屋、定陣營於此地、伸輕銳士諸所之見聞難易、爰有

稱瀨越之地、敵兵殆乎三百許、相對暫時飛羽箭、而忽退去也、各放火竹田町、過本城、都於郡・佐土原少々放火、

而今夜止宿于佐土原、翌朝迫富田城、則城主湯地出雲守參會于我士卒曰、可屈薩摩旗下、且復可獻鷄子七連於

太守云尔云云、三位入道委居城既逃去矣、以故到于佐土原、國中庶民騷動、安未定去留也、稱野村加賀守者、從飢肥來佐土原見

于予矣、未經五個日、而日州不漏寸土入手裏、不亦快乎、

一天正五年丁丑十二月三日、山東悉く御知行、此日 義
久様大隅正宮江御參詣也、此日記之規式別紙ニ有、

937 天正五年十一月五日夜、福永丹波御内通申上候節、高原

ノ野尻ノ城ニ馳籠ル、

新納四郎左衛門忠秀入道慶雲

938 「正文在加治木福永寛内」「義久公御譜中ニ在リ」

其許以談合可抽奉公之由、懇望尤以神妙候、無相違於忠
節者、如望野尻一所、不可有吳儀者也、仍物内所領之事
者、隨其節之儀可宛行之狀如件、

天正五年十二月五日 義久御判ナシ

福永丹波守殿

939 「正文在志布志大慈寺」「義久公御譜中ニアリ」

日向國大慈寺住持職事、任先例、可被執務之狀如件、

天正五年拾二月五日 修理大夫義久花押

玄竺首座

「張紙ニ」「四十四世當寺前住西院和尚也」

一日向之國司伊東三位入道と聞得し人の有りけるが、一
度ハ榮へ、一度ハ衰ふる習いかや、富んで不知驕、君
臣の法ををそれず、動ハ惡逆無道を宗として、守護方
ニ對し奉り、累年弓箭を被致、誠ニ怪多キ事ハ、弱若
の身ニ過分の辟事を好ミにたりと、申人もありてけら
し、往昔より以來、國々道を不成してをぐる者は久か
らすと、天爵に當る事目前ニシテ、披官者福永丹波守・
野村但馬守、從類親屬者(トク)僻ハ如芦と、彼人衆一致して
士民の家を放火して財産を奪取、萬方ニ兵烟を立けれ
は、伊東入道始とシテ、一門葉之人々ニ同心の旁者積
惡を不弁、是は夢かや現かや、余人定て得させよとて、
驚顛も理り也、年久敷住馴し、伊東ノ屋形を立別れて、
穂北之城ニ取籠んとせしか共、城内衆ハ是を見て、多
年之述懐此時ニ心替と名乗り宛、弓引起て防ぎ矢を仕
る、是を三位入道見給ひて、擬社國に道有る時んバ則
榮へ、國に無道則んバ國亡ふとやらん侍るも、今更ニ
後見ハせんとたす、無力成りはて、石河路をたとり行
く、爲方なさの余りにや、此道も踏迷ひ、豊後路さし
て落給ふ、供仕る人々ニハ、上下男女ニ至迄義理を

とゞくる計也、一人當千彼ならん、又日州に残る衆ハ守護方ニ參られけり、扱仁之有とて、天下歸之とは于今思知られたり、儀之所有、天下歸之とは懸る事をや定むらん、願我成就と心得て、近邊の事なれば高原地頭ニ注進す、此吉左右を聞かからに、上原長門守ハ祝着し、兼而方便しなして時を不移出合て、眞幸表の御大將武庫様ニ言上し、御迎ニそ被參、御手勢ハ幾千共いぞ不知、御大將義弘様を野尻之城ニそ奉申請、悦ぶ事そ無限り、追付て大隅の宮内ニ吉左右を被申、此刻者 義弘様御佳例とて正八幡宮ニ式賞之御參詣之砌也、于時天正五年丁丑十二月初六日の事なれハ、神慮目出度き時節とて、直ニ御發足有へきのよし堅く被仰出ける間、士卒進んで先懸す、翌日ニ成りけれハ、鶏明に打出て正八幡宮再拜し、曾於郡を行過て霧島山を越ん迎、六所權現伏拜ミ、はな堂ニこそ着ニけれ、同八日九日ニハ、野尻之城にて御評定を被成宛、同十日ニ、日州の本城ニ被懸付、同十一日二日ニハ、御兵儀も相濟て、日向の郡内諸外城ニ御番兵を被遣云ミ、

一天正五年丁丑十二月八日に、野尻之城御取候、野尻之城主福永丹波守、伊東三位入道へうらミのはし有りて野心を被仕、兵庫頭忠平を被申請、御知行被成候、十二月十一日に、義久様諸勢十萬余騎被催、御發足被成、日向一國御取被成候事、三位入道ハ大友殿を頼候而、豊後のことく被落行候事、

十二月八日ニ、日向之内野尻城地頭福永丹波守、伊東江野心ヲ被仕、嶋津殿へ御身方被申、野尻之城へ 兵庫頭殿ヲ被申請候条、伊東三位入道者豊後ノ大友義鎮ヲ頼候而被落行候、日向一國島津殿御知行被遣候、三位入道ハ野尻之城江被仰付、番大將伊東伴九郎殿・福永左近將監殿、雜兵武百人也、

異書ニ、十二月七日ノ夜ヨリ、人數日州野尻へ被遣、明ル八日ノ未明ニ、兵庫頭様城ヲ御請取被成候間、伊東方ノ番衆皆々落行也、八日九日ニハ、大隅・薩广ヨリ人數十余騎催、義久様日向へ打入被成候間、則伊東三位入道殿ハ大友殿ヲ頼、豊後之様ニ山傳して被落行候、但福永丹波守、三位殿江恨ノ儀ニ薩广へ身方被申ニ付、日州御

一去年以來伊東を引入て後、三の山小林には川上參河守、高原は上原長門守地頭にて在番を勤らる、伊東ハ野尻を限ニ持て入番勤て、互ニ心を遣ひ日を送る程ニ、天正五年丁丑、上原長門守常々兵庫頭ニ内談申、野尻の城の預り福永丹波守ニひそかに申遣しける様ハ、傳承レハ、御邊定而二心あるましき事なれとも、薩摩方へ二心有とて御勘氣の由承る、其上御息爲加冠、佐土原に久々御逗留御座せ共、散位殿見玉ハすして反て面目を失ひ玉ふと聞、主人を頼む者の世の習とは云ながら、定て本意なきことにおもひ給ふらん、今の如くハ、慈の爲に害せられ給はんこと一定に覚へ候、今又散位殿ノ行跡を聞ニ、非法世ニ越へたり、惡逆逞しき故ニ天爵已ニ彰れ、先年眞先ニかけ、一門侍以下多く打滅び給ひ、宿運傾たる主人をたのミ何の益ぞ、速ニ薩摩方へ御參候へし、如何様ニも御馳走申へしと云りやりけれハ、丹波守常に能き便もかなとおもひける処ニ、幸と

ハおもへとも、或ハ普代の主人と云、或ハ武士の本意を失ふ事なれハ、心區々ニシテ案し思ヒ煩ひけるが、

つくく思案して、一定今の如くは野心の者として打殺れ、子孫ニ至る迄恥かしめられんこと世ニ口惜きことなり、誠ニ兩度迄愚息を爲元服と佐土原ニ參るといへとも、無御覽こそ意恨なれ、行末能かるへしとおもハれず、所詮此難を免れんには薩摩へ參らんニハしかしと思ひ立て、丹波守申されけるは、伊東年來の者として、かく申ハ本意なきことにて候へとも、内々述懐の儀ある故、島津殿御家ニ參上して此鬱憤を散せんと存る也、御家の仕合を萬事は奉頼とそ申されける、長門守聞之、義久へ竊ニ使を以武略をそ謀ひける、

944 『庄内平治記』

一高原ノ城ハ邊境ノ地ナレハトテ、上原長門守尚近ニ仰て彼城ヲ守ラシム、野尻ノ城ハ本ヨリ伊東ニ要害ナリケレハ、兼テ福永丹波ヲ居置、其封疆ノ堅トス、期ル処ニ福永義祐ニ對シ不意ノ恨ヲ挾、野村備中守文綱ト心ヲ合、島津ノ幕下ニ參スベキ由、二人竊ニ示合、上原長門守尚近ニ通達ス、野尻ノ城主伊東大炊太夫并一

族家衆モ、此事努々知ザリケルニ、天正五年丁丑十二月七日ノ夜半計ニ、尚近勢ヲ二百余騎野尻ノ城ニ招入、伊東ガ勢ハ思モヨラス、寢耳ニ水ノ入タル様ニ周章ヲタメキ、取ル物モ取リアエス、我先ニト騒亂テ、高岸深谷ヲモ辨ズ、或谷底ニ雪類落、或汗馬ニ掛倒サレ、右往左往ニ逃散セリ、翌八日、義久公薩隅ノ逞兵十万余騎ヲ卒シ、野尻ノ城ニ入セ玉ヘ、程ナク戸崎城モ落、又同九日ノ曉、佐土原ヲ攻破ラレ、伊東カ勢許多討ル、義祐足ヲ留兼、佐土原ヲ逃出、一ノ瀬川ヲ打渡リ、富田原ヲ驅過キ、穗北ノ方ヘ落行ケル、サシモノ義祐拙クモ臣類^{親之}眷屬打セツ、我耳獨リ存ヘ、何地ヘカ落行ナト様々ニ沙汰シケレドモ、聞タヨシニテ山傳シ、屋部・高知尾ニ打出、豊後ノ國ヘト落行ケル、角テ日州悉ク太守公ノ御領トナル云々、

『公』

一義領ノ代ニ至リテ、筑後・筑前・肥後・肥前・豊後・豊前六ヶ國總テ押領セシカハ、大隅・日向・薩戸之外ハ草木モ靡クトゾ聞ヘシ、剩日向ヲモ打取ント、内々胸ヲ焦スノ折節、日州ノ伊東敗亡シテ豊後ノ方ヘ落迷、

大友父子ヲ頼ケレハ、幸是ニ事ヲ寄テ、日州ヲ侵シ取ラント心中ニ笑ヲ含テ、先伊東義祐ニ野津三百町ヲ助シテ、時節ヲゾト窺ケル云々、

『日向記』

一嶋津方ヨリ、高原之城ニハ上原長門守ヲ地頭トシテ居置、彼上原思慮深キ者ナレハ、或時ハ山東二人ヲ越テ國中ノ様鉢ヲ聞、又或時ハ福永丹波守カ様子ヲ忍聞テ、悪キ様ニ書記テ山東ヘ持セテ、落シナトシテ丹波ヲウトミ玉フヤウニ計ケル、義祐此落書ノ趣ヲ聞召、誠トヤ思召ケン、丹波御折檻ノ爲耶、御見參ヲモ不被成、出仕ヲモ二三度迄押留玉フ、其上嫡子藤十郎元服ノ爲詰シヲモ、無御見參相返シ玉フ、是ニ丹波守大キニ立服シ、是ヨリハ出仕ヲ二度仕間敷ト、誓言ヲ立テ歸リケルト也、夫ヨリ限深ク思籠奉テ、上原長門守ヲ頼テ薩摩方ヘ申合タリ、殊ニ日州ノ内輪ニ野村黨多カリケルカ、彼福永何モ親類ノ夏有ハ、一味同心可爲トソ曳合ケル、去ハ都於郡老名野肥前守夏ハ、病死後嫡子刑部少輔内山ノ地頭ト成、二女ハ紙屋ノ米良主税カ妻也、三女ハ福永丹波守カ妻也、其弟新左衛門ハ覺頭ニテ計

六千餘騎、已以進發、同十一日、到其地則曰、去九日、日將落時、戸崎城亦落矣、義祐聞野尻・戸崎兩城之陷、則著鐵衣手鈍刀、馳入本城雖有欲防我兵之志、渠之士率苦淫虐者、非一朝一夕之故、其所由來者久矣、宛猶言時日害喪、予及女偕亡、嘆其亡之晚、以故無義祐之從命令者、且復矢竭弦絕、欲行而無一人之從者、欲止而無一士之扼者、義祐進退實窮于此矣、不得已、而同月十一日癸巳、委國竄身、單騎而赴豐之後州、嗚呼滅伊東者伊東也、非他人之所謀、義祐若懷其惡遷其善、臣服於島津氏、則誰得而滅盡乎哉、義祐天性有獨夫之心、今也獨夫而忽去領地、所謂出乎爾者反乎爾者也、其義祐之謂乎、

948 日州江御發足日々記

天正五年丁丑十二月七日、正宮江御社參、脇元迄御越着、御假屋江御宿、左衛門督殿御三獻被成御上、御太刀進上、從其御會尺半、從曾於郡上原右衛門佐前より、戊刻以使野尻之地頭福永丹波守御奉公之故、子ニ而候者人質ニ上可申之由候之条、打立申候通意趣也、時之中に又々上原長門守被申上、人質就必定、直ニ打立申候、此等之段從途中使を上申由也、依之續衆之事御家景外城之事

者不申及、御一家・國衆・一所衆及不移時刻、從脇元以使僧飛脚被仰渡、此夜奉行中各從脇元濱市迄押移也、喜入攝州御供也、八日、從脇元御出船、御供衆海陸不知其數、大方御座船之廻、舟數五拾艘餘、正宮江御進物之船別而一艘、町田伊賀守上乘也、長濱之沖通迄、典既之爲御使者町田周防介小船にて被參、其後小嶋之沖迄爲御迎、典既被成御參、御船着津之所江陸地之人衆被參、於御宿數反之御酒之刻、從野尻御左右、武庫様野尻江御籠之由也、其後兩使伊東番衆無楯強義、五六人程被打留、其外百人計者、番衆指刀をも取あへ□岸を落込行、其後紙屋之地頭米良越後守始とし、伊東物内之城七八ヶ所程者組中之間、無違變可爲御奉公之由也、厥砌騎馬之御談合各領掌被申上、此日御進物之御鑑甲・御太刀・御長刀・御弓・征矢正宮神前ニ被粧、九日、辛卯御社參、騎馬供奉之次第別紙ニ在之、騎馬打こみの衆三之社の前ニ而下馬也、御輿四足階之本迄被召、留守・奏者等階之下迄被出神前之規式、衆分ハ拜殿ニ祇候、一社衆ハ西之長ちやうへ歴座す、奉行中喜入攝津守・伊集院右衛門太夫・平田左馬助、東の長ちやうへ出座す、御劔平田侯次郎四足之椽江被居、御下向之時者供奉次第無之、御假屋にての

御三獻從清水之御調也、此晚留守館江御光儀御三獻、御太刀進上、御會尺懸敷之様鉢也、其後御馬月毛進上、十日、正宮之御神供き澤永賢持參、此日日秀上人定所江被成御登、上人依存生ニ種々御詞を被替、寔ニ希代貴妙也、此日伊集院右衛門大夫・平田左馬助・平田平次郎・川上源三郎・本田刑部少輔・梅北宮内左衛門尉御先に打立也、十一日之拂曉ニ御發足、田口御宿、即刻酉之始從武庫御使僧、意趣者物内之城先々十六七御手に參候由也、此日伊地知勘解由左衛門尉・平田民部左衛門尉御さきに被指遣也、十二日、高原江御越着、内城江被成御宿、則山東之城不殘御知行之由、追々御左右也、霧嶋座主御悦ニ被參、十三日、懸而御出張、御旗之役三原右京亮、其外數万騎之御供、此日御吉例之雨フル、紙屋江御着也、御宿内城也、越後守御太刀進上、喜入攝津守御供也、米良越後守江御腰物被下也、十四日、從山東鷹六被居せ也、十五日、川上々野守・喜入攝津守本城江爲談合被差遣、十六日、此晚喜入攝津守・川上々州從本城被歸せ、十七日、從本城御鷹參也、十八日、午刻如都於郡御打立、彼方へ酉之刻御越着、御宿内城也、十九日、福永丹波守江御腰物被下、野村吉次・福永丹波兩人手火矢一丁宛進上

也、野村監介大鉄法一丁進上、廿日、從相良方使書并腹卷一領進上、使僧普門寺、此日嶽米良被懸御目、此日兵庫頭殿へ若鷹大被成御給、後薩州江御鷹被成御給、此日御城悦泰平之儀、諸外城の人衆・國衆・御一家・諸地頭江以書狀被仰渡、廿一日、從諸方御祝儀之御太刀進上、廿二日、大隅正宮社家衆爲祝儀之被參候へ共、遲參之故にや無御對面、忽被成御暇、正宮之御神事被相閉目、可目出之由被仰出、從眞幸注進之趣、廿四日、此日豊後佐伯宗天より日知屋・門川・塩見三ヶ城江以書狀、伊東物内・太守様御安利傳說雖爲必定、三ヶ城之事へ以談合堅固才覚候へ、從豊後口可被加力書狀、即三ヶ所より、紐をもとかす使僧兩三人ニ持せ被上、意趣上原長門守被聞せ、廿五日、此日都於郡ニて御越年之義相定也、廿六日、土持方近々可爲參上由也、此日高城之地頭野村源五を初め十人程下城也、廿八日、從諸外城之人質野尻江被召置、然處ニ福永丹波守都於郡御座所江詰而祇候申候之間、無嗜之儀支而被申上之間、隅州宮内可被遣談合、就其彼人質衆各依疑申、奉行無詐之旨、神判を被指遣也、廿九日、此日從土持方爲御祝、近日中同名相模守可致進上、爲安内飛脚使僧山伏武藏坊被上、卅日、此日御一家・國衆・

諸侍等歲暮之御祝言被申上也、

949 「庄内神社大明神大司梅北正兵衛藏」

拜進

赤木宿之門

水田一町

天正伍丁丑

十二月七日

北郷左衛門入道

時久(花押)

950 「御文庫二番箱義久公一軸中」

日州早速屬御案利之由承及候、尤目出度候、如此爲御祝儀、腹卷一領進献候、聊表御嘉例計候、雖無申及候、弥御入魂所仰候、委悉猶普門寺申含候之条、先省略候、可得御意候、恐々謹言、

〔御譜ニ天正五年ト朱カキ〕

十二月十六日

(相良)

義陽(花押)

嶋津殿

御宿所

〔義久公御譜中、正文在加治木衆長谷場傳左衛門トアリ〕

951 「樺山玄佐譜中」

天正五年、此法師已六十五歲、三世極樂皆共成佛道、

○又有歌曰、

六十マテウツ、ノ夢ノタハフレニ遅クソ聞シ曉ノ鐘

〔朱カキ〕六十之賀之歌ト云云

右件數條、有玄佐自書之記錄、○玄佐以歌道鳴世、然而

謙退敢不言得、非知奧義者如斯乎、